

福岡市人権教育・啓発基本計画

実施計画

(令和2年度～令和5年度)



福岡市人権尊重推進本部

目次

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| I | 福岡市における人権教育・啓発の取り組み | 1 |
| II | 人権教育・啓発事業を進めるにあたっての視点 | 5 |
| III | 実施計画総論 | 8 |
| 1 | 実施計画の趣旨・目的 | 8 |
| 2 | 人権を取り巻く状況 | 8 |
| 3 | 実施計画（平成28年度～平成31年度）における成果・課題 | 11 |
| IV | 福岡市の人権教育・啓発事業 | 20 |
| V | 様々な分野における人権問題 | 25 |
| 1 | 同和問題 | 26 |
| 2 | 女性に関する人権問題 | 30 |
| 3 | 子どもに関する人権問題 | 36 |
| 4 | 高齢者に関する人権問題 | 42 |
| 5 | 障がい者に関する人権問題 | 46 |
| 6 | 外国人に関する人権問題 | 52 |
| 7 | HIV感染者等に関する人権問題 | 56 |
| 8 | 様々な人権問題 | 58 |
| (1) | ホームレス | 58 |
| (2) | インターネットによる人権侵害 | 60 |
| (3) | 犯罪被害者等 | 63 |
| (4) | 刑を終えて出所した人等 | 65 |
| (5) | 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族 | 67 |
| (6) | 性的マイノリティ | 69 |
| (7) | 災害に伴う人権 | 72 |
| (8) | 働く人の人権 | 74 |
| (9) | その他の人権問題 | 76 |
| VI | 相談・問い合わせ窓口一覧 | 77 |
| VII | 実施計画（令和2年度～令和5年度） | 84 |
| 1 | あらゆる場における人権教育・啓発の推進 | |
| (1) | 就学前教育機関における人権教育 | 86 |
| (2) | 学校における人権教育 | 88 |
| (3) | 家庭・地域における人権教育・啓発 | 94 |
| (4) | 企業における人権教育・啓発 | 114 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進 | |
| （1）市職員 | 117 |
| （2）教職員 | 121 |
| （3）社会教育関係者 | 123 |
| （4）福祉関係者 | 129 |
| （5）保健・医療関係者 | 130 |
| （6）マスメディア関係者 | 131 |
| 3 人権教育・啓発の効果的な推進 | |
| （1）学習の場の提供 | 132 |
| （2）学習内容の充実 | 134 |
| （3）効果的な啓発手法・情報提供の推進 | 141 |
| （4）人材の育成・活用 | 150 |
| （5）教材の開発・整備 | 164 |
| （6）総合的なネットワークづくり | 166 |

I 福岡市における人権教育・啓発の取り組み

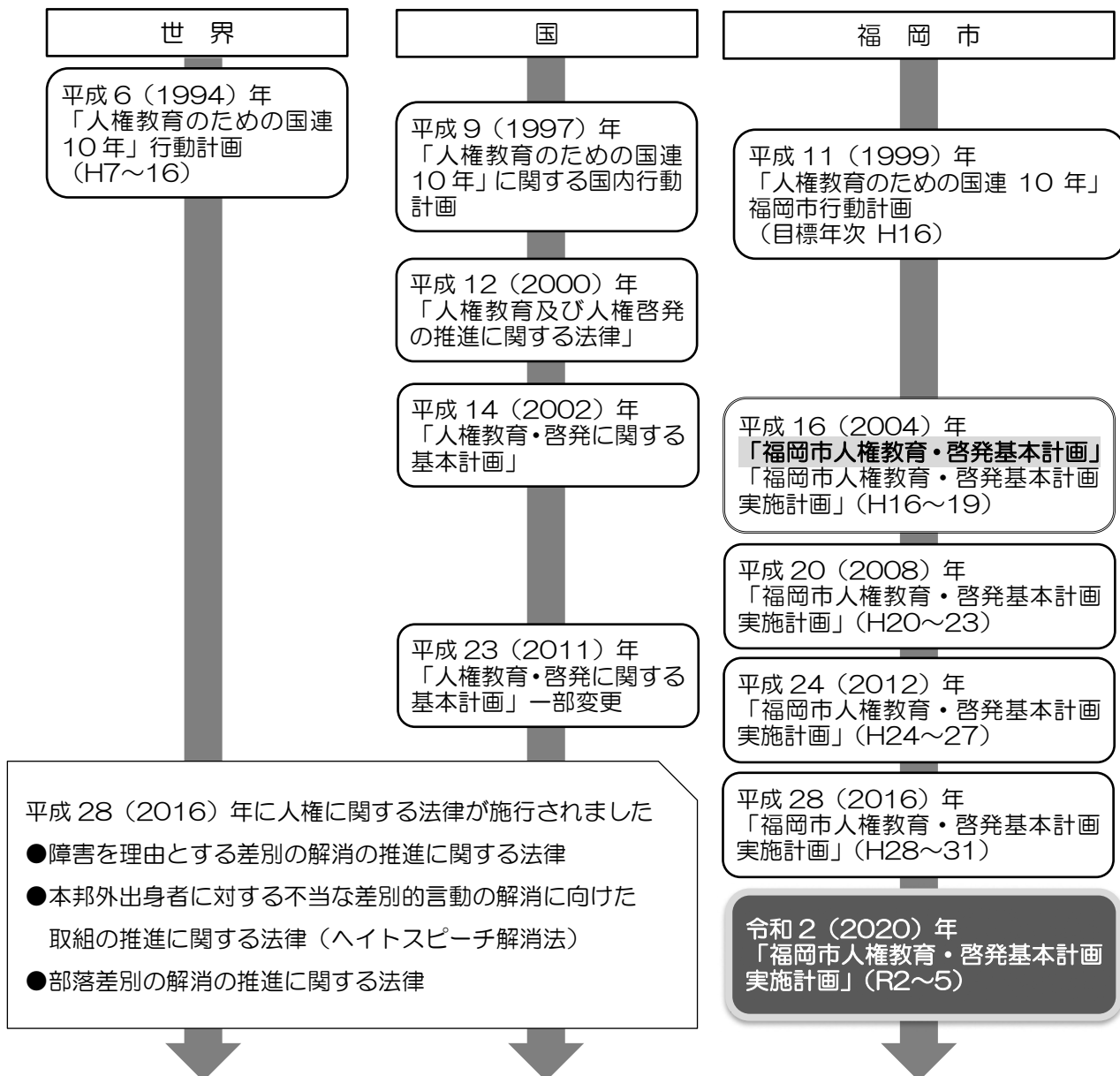
平成 12（2000）年 12 月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、人権教育・啓発推進法）において、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。

福岡市は、平成 11（1999）年 1 月に、「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画を策定し、市民一人ひとりの人権が真に尊重される福岡市の実現を目指した取り組みを積極的に推進してきました。

その後、平成 12（2000）年に人権教育・啓発推進法が施行されたことを踏まえ、人権教育及び人権啓発についての取り組みをより効果的かつ実効性あるものにするため、「人権教育のための国連 10 年」福岡市行動計画を見直し、平成 16（2004）年 1 月に、新たに「福岡市人権教育・啓発基本計画」（以下、基本計画）を策定しました。

福岡市では、現在、この基本計画に基づき、すべての人々が人権問題を正しく理解・認識するための総合的な人権教育・啓発の取り組みを推進しています。

また、基本計画の計画的な推進を図るため、4 年間の計画期間の実施計画を策定しています。



～「福岡市人権教育・啓発基本計画」(平成16(2004)年1月策定)～

＜基本計画の目標＞

福岡市は、長期的にめざす都市像を示した「福岡市基本構想」(平成24(2012)年12月策定)において、将来のあるべき都市像の一つに「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」と位置づけています。市民生活が豊かであるためには、まず市民一人ひとりが自らを律し、交流と対話を通じて相手の立場を理解し合い、人権を尊重しあうことが大切です。福岡市は、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もがすべての人への思いやりをもち、住んでいる人にも、訪れる人にもやさしいまちを目指しています。

基本計画の目標として、以下の2つの柱を掲げています。

ア 人権という普遍的文化の構築

すべての人が、日常生活の中で様々な事柄を「人権」という物差しでとらえることができるようになり、暮らしの隅々まで人権を尊重することが当たり前の状態になること。

イ 人の多様性を認め合う共生社会の実現

国籍や年齢、性別の違い、障がいの有無などにかかわらず、それぞれの文化や考え方などの違いを認識し理解しながら、すべての人が助け合い、支え合って生きていく社会を実現すること。

＜基本計画の重点課題＞

基本計画の2つの目標を達成するため、重点的に取り組む事項として、7つの重点課題を整理しています。

ア 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

次のような2つの手法を組み合わせ、総合的な視点に立った人権教育・啓発を推進すること。

- ◆同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野の人権問題の解決を、人権という視点でとらえ直し、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法。
- ◆「法の下での平等」「個人の尊重」などの普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野の人権問題の解決につなげていく手法。

イ 「市民・行政共働型」人権教育・啓発の推進

校区の人権啓発地域推進組織(以下、人尊協)¹の活動などの市民が主体となった地域ぐるみの取り組みと、公民館・区生涯学習推進課が実施する研修会など様々な機会をとらえた行政の取り組みを共に充実することにより、人権尊重のまちづくりに向けた「市民・行政共働型」の人権教育・啓発を推進すること。

¹ 人権啓発地域推進組織(人尊協)

本市独自の取り組みとして、様々な人権問題を解決するための活動を地域ぐるみで展開する目的で、自治会、社会教育関係団体、人権擁護委員、民生委員・児童委員、小・中・特別支援学校および公民館などにより結成された組織。名称は多くの組織で「〇〇校区人権尊重推進協議会」となっている。

ウ 生涯学習としての人権学習の推進

市民一人ひとりが幼少期から高齢期に至るまでの生涯にわたる自己実現を目指し、人権を確立するための方法と手法について学ぶ学習を推進すること。

エ 実践力の養成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題としてとらえ、日常的な人権感覚や、人権問題を解決するための実践力を養成すること。

オ 地域指導者の育成

人権文化の構築を目指すには、特に、日常生活の中での人権教育・啓発の取り組みが重要であり、PTAや地域で活動している団体の役員など、地域において重要な役割を担う指導者を育成すること。

カ 民間の企業や団体への働きかけ

マスメディア、企業、地域で活動している団体などに対しても、人権教育・啓発の自主的な取り組みが行われるよう積極的な働きかけを行うこと。

キ 推進体制の強化

人権教育・啓発の推進体制を強化し、全庁体制で各部局と連携を図りながら取り組むとともに、すべての行政施策に人権尊重の視点を採り入れていくこと。

＜基本計画の各論＞

福岡市が取り組むべき人権教育・啓発について、次の3つの視点から具体的施策の方向性を示しています。

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が、日常生活における様々な人権問題についての理解を深め、学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要。

- (1) 就学前教育機関における人権教育
- (2) 学校における人権教育
- (3) 家庭・地域における人権教育・啓発
- (4) 企業における人権教育・啓発の推進

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、特に、市職員、教職員、社会教育関係者など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たちに対し、重点的な人権教育及び人権啓発が必要。

- (1) 市職員
- (2) 教職員
- (3) 社会教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) マスメディア関係者

3 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくためには、学習の場の提供や学習内容の充実などの諸施策を積極的に進めるとともに、人権啓発センターの機能充実を図っていくことが必要。

- (1) 学習の場の提供
- (2) 学習内容の充実
- (3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進
- (4) 人材の育成・活用
- (5) 教材の開発・整備
- (6) 総合的なネットワークづくり

II 人権教育・啓発事業を進めるにあたっての視点

1 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進

福岡市では、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向けて、全庁を挙げて様々な取り組みを推進しています。

人権問題については、「パートナーシップ宣誓制度」の導入など、性的マイノリティ支援事業の開始や、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定など、「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向け、「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを進めています。

基本計画の重点課題に掲げているように、

○同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野の人権問題の解決を「人権」という視点でとらえ直し、他の分野における人権問題とも関連づけることにより、あらゆる人権問題の解決につなげていく手法

○「法の下での平等」、「個人の尊重」など人権問題に共通する普遍的理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野の人権問題の解決につなげていく手法

を組み合わせ、総合的な視点に立った人権教育及び啓発を進めてきました。

しかしながら、平成 29（2017）年に実施した「福岡市人権問題に関する市民意識調査」では、人権が尊重されている社会だと思うと回答した市民が約 5 割となっており、これは前回調査（平成 24（2012）年度実施）に比べ 1 割弱減少し、平成 19（2007）年度及び平成 14（2002）年度と同程度となっています。この要因としては、社会の人権意識の高まりとともに、近年、「働く人の人権」、「災害に伴う人権」や「性的マイノリティの人権」など、様々な問題が毎日のように報道されており、このような問題が広く人権問題として認識されたこと等が考えられます。

このように、様々な問題が顕在化し、人権問題がますます複雑化、多様化する中、あらゆる人権問題の解決に向けて、偏見や差別といった視点だけではなく、人権問題に共通する普遍的理念を踏まえ、人権意識の高揚を図っていくことがより一層求められます。

2 新たな人権問題や、人権啓発への取り組みが弱い人権問題への対応

現在の社会には、様々な人権に関わる問題が存在し、社会情勢の変化に伴って、人権問題が複雑化、多様化してきていますが、それぞれの人権問題が相互に絡み合っ生じる場合もあるほか、新たな人権問題として顕在化、生起する場合があります。人権教育・啓発を効果的に進めるためには、様々な人権問題が存在していることに留意し、それぞれの人権問題に対する正しい知識の普及と効果的な広報や啓発活動を進める必要があります。

しかしながら、啓発活動において、参加者の関心が高い分野をテーマとして取り上げることが多くなると、時には特定の人権問題に偏ることもあります。

国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合うには、複雑化、多様化する人権問題に幅広く触れ、知ることが大切です。一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、いきいきと活躍するまちを目指して、参加者のニーズも勘案しつつ、子どもから高齢者まで幅広い層に向け、こ

れまで取り上げる頻度が低かった分野や新たにクローズアップされてきた人権問題についても積極的に啓発を図っていくことが求められます。

従来から取り組んできた人権問題についても、従来のやり方にとらわれず、人権問題としての成り立ちを深掘りするなど、アプローチの手法を再検討し、参加者に新たな視点を提供することも重要です。

また、人権問題の複雑化、多様化、新たな人権問題の顕在化に対応するためにも、各人権問題の内容だけではなく、あらゆる人権問題に共通する「基本的人権の尊重」「人間の尊厳」などといった視点にも触れることが重要です。

3 人権啓発の中心である、区や校区など地域における啓発活動との連携

人権啓発、特に市民を対象とした研修会など、地域における草の根的な啓発活動の中心は、校区人尊協や公民館、PTA、区役所による取り組みであり、様々な研修会等が各地域で開催され、多くの市民が参加しています。

各分野における人権課題解決のための市民啓発を効果的に進めるには、各分野の所管課が事業を行う際、地域や区役所の担当と情報交換を密にしながら連携協力して進める必要があります。

そこで、各分野の所管課、区役所・公民館といった地域における啓発活動の担当、また市民局、教育委員会などが、それぞれの立場から、下記のような取り組みを行うことが重要です。

～地域における啓発活動との連携のために必要な取り組み～

<各人権分野の担当>

- ・区役所や公民館といった地域における啓発活動の担当や関係者への、協力依頼や情報提供などの積極的な働きかけ

<区役所・公民館といった地域における啓発活動の担当や関係者>

- ・講師情報に加え、様々な人権課題の情報収集に努める
- ・多様なテーマ設定での事業展開
- ・各分野の所管課の働きかけに対応した、講座や研修会の内容・構成の検討

<市民局・教育委員会>

- ・各分野の所管課と地域における啓発活動の担当、さらには関係機関や市民活動団体等を有機的につなげるような取り組み

4 人材・教材などの情報発信の強化

現在、人権啓発センターでは、研修講師についてホームページで情報提供しています。人権・同和教育課では、各区生涯学習推進課が所有する視聴覚教材の情報を共有し、一層の活用を図っています。

今後、このような講師情報・視聴覚教材情報・啓発イベント等の情報がより有効に活用され、教育・啓発事業の内容の充実や啓発機会の提供などに寄与する事ができるよう、市民、関係機関・団体および市職員に向けた、より積極的な情報発信を行う必要があります。

5 市職員への人権教育・啓発のさらなる推進

現在、日本社会では、少子高齢化や国際化、情報化、科学技術の進展、国内外における経済環境の悪化、価値観・ライフスタイルの多様化など社会情勢がめまぐるしく変化している中で、市民が抱える不安や悩みも、将来の漠然とした不安から、解決に急を要するものまで多種多様となっています。

このような状況の中、市民の行政に対する期待は、生命と安全を守るといった基本的なものから、様々なニーズをふまえた、市民の立場に立った施策の展開まで広がっており、同時に、職員に対しても、常に、全体の奉仕者であり、公正に職務を遂行し、法令を遵守し、市民の人権をおろそかにすることのない、信頼される存在であることを、強く求められています。

市職員、教職員は、「福岡市人権教育・啓発基本計画」において、人権の擁護に深い関わりをもつとして、「特定職業従事者」に位置付けております。また、平成22（2010）年3月に「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」（以下、指針）を策定し、全職員へ周知と理解の徹底を図っています。今後は、eラーニング等を活用しながら、さらなる周知促進を図ります。

「すべての人の人権が尊重される社会」の実現に向け、全職員が市民の人権を守るという行政の使命をあらためて肝に銘じ、社会をとりまく状況や、そこに生活する様々な人々の立場や考え方、背景などについて真剣に考え、人権尊重の視点に立った行政を推進することが必要です。

各職場や職員向けの研修において、指針の理念や基本姿勢（下記参照）を習得し、業務に活かすことができるような研修を展開するとともに、受講した職員はその内容を十分理解し、実践していくことが求められています。

人権尊重の視点に立った行政を進めるために必要な職員の基本姿勢

（「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」より）

- ◆職員一人ひとりが、市民の人権を守る使命があることを自覚し、人権尊重の視点に立った行政の担い手であるとの誇りを持つこと。
- ◆様々な立場の人を考慮し、相手の立場に立って考え、尊重する視点を持つこと。
- ◆市民の人権を意識しながら、公平・公正で透明性の高い取組みを進めること。
- ◆人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、それを通して様々な行政課題の解決につなげること。
- ◆すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、市民と行政の適切な役割分担のもと、連携・共働の視点を持って進めていくこと。
- ◆自らの業務について、人権尊重の視点が多分かどうかという観点で振り返り、必要に応じて工夫・改善すること。

Ⅲ 実施計画総論

1 実施計画の趣旨・目的

本実施計画は、「実施計画（平成 28（2016）年度～平成 31（2019）年度）」の計画期間が完了することに伴い、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度の 4 年間に於いて実施する人権教育・啓発の具体的施策のあり方について定めたものです。

なお、本実施計画は、「実施計画（平成 28 年度～平成 31 年度）」に基づき実施した取り組みの成果や課題等について、総合的な点検・検証を行い、その結果等を踏まえて策定しています。

今後の具体的施策の推進にあたっては、「Ⅴ 様々な分野における人権問題」や「Ⅶ 実施計画（令和 2 年度～令和 5 年度）」に掲載している課題等を十分踏まえながら、「福岡市人権教育・啓発基本計画」の目標達成に向けた効果的な取り組みを目指します。

実施計画に基づく取り組みをより効果的に推進するため、各所管課において実施した人権教育・啓発の取り組みの成果と課題について、事業の所管課が年度ごとに自己評価を行い、その結果を次年度以降の取り組みに反映させることとします。

また、福岡市人権尊重推進本部において、懇話会等の意見を聞き、実施した取り組みの点検・検証を行います。

2 人権を取り巻く状況

（1）日本の状況

平成 30（2018）年に、「世界人権宣言」の採択から 70 年を迎えました。「世界人権宣言」は、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。法の下での平等、思想や表現の自由などの「市民的・政治的権利」や教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利などの「経済的・社会的・文化的権利」がうたわれています。

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、国際社会全体の持続可能な開発目標である SDGs²が採択され、ジェンダー平等の実現、貧困や不平等をなくするなど 17 の国際目標が設定されました。

日本では、「インターネットによる人権侵害」「働く人の人権」「性的マイノリティ³の人権」「災害に伴う人権」など様々な人権問題が顕在化しており、人権問題はより一層複雑化、多様化しています。

このような中、昨今、様々な人権問題の解決に向けた法令の整備が進んでいます。

平成 28（2016）年度には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ⁴解消法）、 「部落差別の解消の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。また、「障害者雇用促進法」が改正され、雇用

²SDGs

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。

³性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）を持つ人々の総称。

⁴ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

の分野における障がい者を理由とする差別的取扱いが禁止され、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが事業主に義務付けられたほか、「児童福祉法」が改正され、すべての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長が図られる権利を有することなど、子どもが権利の主体であることが明確化されました。

平成30（2018）年度には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置が講じられることとなりました。

令和元（2019）年度には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」などの改正により、職場におけるパワーハラスメントの具体的な内容や事業主がパワーハラスメント防止のための措置の内容を示した指針が定められるとともに、セクシュアルハラスメントなどの防止対策が強化されることとなりました。

また、「児童福祉法」と「児童虐待防止法」が改正され、親権者等による子どもへの体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務などが規定されました。

（２）福岡市の状況

①福岡市の人権にかかわる基本的方針

平成24（2012）年に策定した「福岡市基本構想」では、目指すべき都市像の一つとして「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」を掲げ、「第9次福岡市基本計画」では、「一人ひとりが互いに人権を尊重し、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合いながら、いきいきと輝いている」ことを将来像の一つに掲げています。

また、年齢や性別、能力や背景にかかわらず、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡⁵」をまちづくりの目標像として掲げ、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」を目指しています。

さらに、平成29（2017）年に策定した「政策推進プラン」では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政を推進するとともに、人権啓発センターや市民センター、公民館、学校等において、あらゆる人権課題の解決を図るため、一層効果的な人権教育・啓発の推進を定めています。

また、これらの計画に基づき人権施策を推進することにより、SDGsの実現に取り組んでいきます。

②福岡市民の人権問題に関する意識

平成29（2017）年度に福岡市が実施した、「人権問題に関する市民意識調査」において、「人権が尊重されている社会と思うか」との問いに対して、「尊重されていると思う」「どちらかといえば尊重されていると思う」を合わせた「肯定派」が、全体の51.2%となっており、半数の人が人権が尊重されていると感じています。この調査は5年毎に実施しており、前回調査と比較すると肯定派の割合が減少しています。今回の肯定派の割合は、平成19年度・14年度と同程度となっています。

「人権問題への関心があるか」との問いに対して、「非常に関心がある」「多少関心がある」を合計した「関心派」が69.7%となっており、約7割の人が関心を持っている結果となっています。年代別に見ると、40代、50代が他の年代と比較して関心が高いことがわかりました。

⁵ユニバーサル都市・福岡

福岡市がまちづくりの目標像として掲げ、市政の柱の一つとして推進している、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のこと。

「関心を寄せる人権問題」では、上位3つは、「働く人に関する問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」「障がい者に関する問題」「インターネットによる人権侵害問題」となっており、今回の調査で新たに追加した「働く人に関する問題」への関心が高いことがわかりました。

また、今回の調査から新設した「尊重されていないと思う人権問題」では、上位3つは、「働く人の人権（パワーハラスメントや長時間労働など）」「インターネットによる人権侵害」「障がい者の人権」となっており、順位は異なるものの「関心を寄せる人権問題」の上位3つの選択肢と同じ内容となっています。尊重されていないと感じる人権問題であるからこそ、関心が集まっていると言えます。

③福岡市における人権課題と取り組みの状況

福岡市では、市民一人ひとりが人権感覚を身に付け、差別事象を差別として認識できるよう啓発や研修を行っています。市内において、同和問題や外国人に関する落書きや貼り紙が市内の公共施設や商業施設等で発見されるなど、依然として差別事象等が発生しています。

また、福岡市では、平成30（2018）年3月に「性的マイノリティに関する支援方針」を策定し、その支援策の1つとして、同年4月に、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税金の控除など）が生じるわけではありませんが、福岡市が、一方又は双方が性的マイノリティである2人のパートナーシップを尊重するものです。この他にも、弁護士によるLGBT⁶電話相談や性的マイノリティの方々が孤立せず悩みや情報を共有できるよう、交流事業を行っています。

平成31（2019）年1月には、「福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」（福岡市障がい者差別解消条例）が施行されました。この条例は、障がいの有無に関わらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指すものであり、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供⁷」について定めています。福岡市は、市長の附属機関として、「福岡市障がい者差別解消推進会議」を設置しており、障がい者差別解消に向けて、様々な取り組みを進めています。

子どもの虐待については、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで切れ目のない取り組みを社会全体で推進していますが、年々、相談件数は増加傾向にあります。

外国人の人権に関する取り組みとして、災害時の緊急情報や行政情報の発信、普段のコミュニケーションにおいても有効な「やさしい日本語」の活用推進を行っています。

学校においては、児童生徒が人権の意義や内容・重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面や状況下において具体的な態度や行動に現れるための取り組みを進めています。

⁶ LGBT

レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の一つとしても使われている言葉。

⁷ 合理的配慮の提供

障がいのある人などから、社会的障壁を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければならないこと。

3 実施計画（平成 28 年度～平成 31 年度）における成果・課題

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

（1）就学前教育機関における人権教育・啓発の推進

- ア 家庭、地域、関係行政機関との交流・連携の強化 及び
- イ 幼稚園教職員・保育所職員の資質の向上

就学前教育における人権教育については、保育所や幼稚園の職員に対する研修を実施するとともに、各種研修会への支援、地域の人材育成を行いました。

地域・家庭の教育力向上のため、地域で活躍する子育てリーダー等の養成を支援するなど、家庭の教育力の向上を図り、家庭・地域・各関係機関等と連携を図りました。

保育士の加配⁸については、すべての認可保育所⁹に対して制度の周知徹底を行うとともに、加配園¹⁰に事業の趣旨を適宜伝えました。加配された保育士が、対象児童やその家庭に対して十分に関わることにより、対象児童の健全な成長や発達に寄与するとともに、保護者や地域に対しても子育て支援に関する情報提供や啓発を行うことができました。今後とも、地域・家庭・小学校等との連携をこれまで以上に充実させていく必要があります。

幼稚園の教職員及び保育所の職員に対する研修については、魅力あるテーマにしたり、参加しやすいものとなるよう、内容の工夫・改善を行い、人権保育・人権教育の推進を図りました。

保育所職員研修については、公私立合同や地域型保育事業所と認可外保育施設合同で研修を行うことにより、よい交流の場となり資質向上が図られています。また、保育所等の設置数は年々増加しており、「福岡市人権保育指針」及び「『福岡市人権保育指針』についての留意点」を研修等で周知し、子ども一人ひとりの人格を尊重する人権保育の推進を図りました。

（2）学校における人権教育

ア 学習指導法の工夫・改善

学校教育においては、児童生徒が発達段階に応じて人権の意義や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合うことができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、学習指導法の工夫・改善に努めました。

人権読本「ぬくもり」¹¹については、全ての小・中学校で活用しています。多様な人権課題に対応できるよう順次改訂を行うとともに、教育課程上の位置付けを明確にし、道徳の授業などで活用しやすい内容の題材と指導書にしました。今後は、授業の中心的な教材としてだけでなく補助教材として、また朝の会・帰りの会など様々な場面で幅広く活用します。

「いじめゼロプロジェクト」では、「いじめを生まない都市ふくおか」の実現のため、シンポジウムや実践報告等を通して、児童会・生徒会等を中心とした児童生徒のいじめ根絶に向けた取り組みを推進するとともに、市民全体にいじめ防止の機運を高める取り組みを行っています。今後も、継続して児童生徒が

⁸保育士の加配

児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第 33 条第 2 項の配置基準（保育士配置の最低基準）に規定する職員のほかに保育士を配置すること。

⁹認可保育所

児童福祉法第 35 条第 4 項に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した保育所。

¹⁰加配園

児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第 33 条第 2 項の配置基準（保育士配置の最低基準）に規定する職員のほか家庭支援実施事業のために必要な保育士を配置した園。

¹¹人権読本「ぬくもり」

児童生徒の人権意識の高揚を効果的に図るために、小中学生を対象として福岡市が独自に作成している人権教育に係る教材。

主体となったいじめの未然防止の取り組みに力を入れていくとともに、学校だけの取り組みではなく、地域や家庭との連携を意識した取り組みを充実させる必要があります。

男女平等教育については、小中学生向けの副読本を配付するとともに、男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高めるため中学生向け出前セミナーを実施しました。また、教職員を対象に男女平等教育研修会を行いました。引き続き、児童生徒及び教職員への男女共同参画に対する意識啓発に取り組んでいく必要があります。

特別支援学校で学ぶ児童生徒と地域の小中学校で学ぶ児童生徒、その保護者、地域の人々との交流のため「ふくせき制度¹²」の取り組みを行いました。今後も交流を通じて障がいへの理解を促進するとともに、事業を定着させ、特別支援学校で学ぶ児童生徒を取り巻く人々の、障がいへの理解を深化させることが必要です。

イ 効果的な教職員研修の実施

教職員の研修については、参加体験型の演習、人権フィールドワーク研修、当事者の講話など、様々な研修手法を取り入れました。また、性的マイノリティの人権に関する研修内容の充実や、人権読本「ぬくもり」を活用した授業研究、差別事象の事例を研修に取り入れたりするなど、研修の充実を図りました。

平成 29（2017）年度には、教職員の知識理解と研修に関わる調査を行い、これまでの研修の効果及び問題点が明らかになったため、経験年数の短い教職員に対しては、人権教育の基礎的な知識理解を深める研修を集中的に行うなど研修の改善に努めました。

引き続き、研修内容の一層の充実・改善に努めるとともに、人権教育研究団体が実施する研修会への積極的な参加を促す必要があります。

ウ 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進については、ゲストティーチャー（GT）¹³及びネイティブスピーカー（NS）¹⁴との交流により、異文化の理解を深め、コミュニケーション能力を育てる上で一定の成果がありました。主な取り組みとしては、GT及びNSの効果的な活用について考察するため、研究授業や研修会を行いました。今後も、GT及びNSの活用をさらに充実させるとともに、教員の英語力や指導力を向上させるための研修を行う必要があります。

子ども日本語サポートプロジェクトでは、平成 30（2018）年度に中学校の拠点校4校を新設し、中学生に対する指導体制をさらに充実させました。また、日本語指導担当教員の研修等は年間8回実施し指導力を向上させる研修の充実を図りました。今後は、日本語指導を受けている児童生徒が在籍している通常学級の担任への研修の充実を図る必要があります。

¹²ふくせき制度

特別支援学校の児童生徒が地域社会での生活基盤を確立するため、居住地校での学習体験の機会を提供することを目的とし、特別支援学校小・中学部児童生徒が、居住地校における行事や学習交流等をスムーズに行えるよう居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置く制度。

¹³ゲストティーチャー（GT）

学習内容をより豊かにし子どもにとって魅力ある授業とするために、学習内容と関わりの深い人を学校に招いて、専門的な知識や技術を子どもたちに教える人。

¹⁴ネイティブスピーカー（NS）

児童生徒が生きた英語を学び、聞く、話す等の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うために配置する、英語を母国語とする外国人英語指導講師のこと。

(3) 家庭・地域における人権教育・啓発

ア 多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供

各区人権講座については、人権課題の多様化に伴い、災害に伴う人権や性的マイノリティの人権、DV・セクシュアルハラスメントなど、幅広いテーマ設定を行いました。その結果、幅広い分野の講師招聘が実現し、人尊協やPTAなど他の研修会の講師選定の際にも役立ちました。引き続き、人権問題を取り巻く状況に配慮し、様々な人権問題に関心を持つことができるテーマ設定を行います。

人権総合講座（ココロンセミナー）¹⁵の実施にあたっては、ホームページ・市政だよりへの掲載や広報チラシの配架・配布に加え、関心が高いと思われる関係機関・団体に直接働きかけるなど、周知を強化しました。また、若年層の関心を惹く講師・テーマを盛り込むとともに、参加しやすい会場を設定するなど、若年層の参加促進も図りました。今後とも、効果的・効率的な周知に努め、若年層を含めた多くの市民が、人権問題を自分自身の身近な問題として、関心を示し、参加しやすい学習機会を提供します。

公民館での人権問題学習講座については、講座手法をワークショップなどの参加型としたことにより、参加者が意見交換を行うことで、日常生活における人権問題への気づきを促す内容とすることができました。

DV相談・支援推進事業については、配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、DV被害者の相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。また、外国人へのDV相談窓口周知のため、9か国語による多言語リーフレットを新たに作成し配布しました。啓発については、DV被害者と接する機会の多い区役所職員や地域の民生委員・児童委員等を対象とした出前講座や市立高校生を対象としたデートDV防止教育講演会を開催しました。今後も継続して事業を実施するとともに、若年期からの教育における取り組みを強化する必要があります。

虐待防止等強化事業については、平成29（2017）年度から義務化された法定研修プログラムを策定・実施するなど、研修を通して、区保健福祉センター職員の児童虐待対応における専門性の強化を図りました。今後も継続して事業を行うとともに、関係機関との連携強化を図る必要があります。

イ 家庭や地域の教育力充実のための事業の推進

地域の教育力育成・支援事業については、地域の自主的・主体的な学習活動及びその成果を実践する活動等を行う地域グループに対し、助成金の交付や学習会へ訪問して運営方法等の助言を行うことで活動を支援しました。引き続き、学習会等への訪問を通じてグループの実態やニーズを把握するとともに、本事業を広く周知し新たな地域グループへの活用を図ります。

PTA人権教育研修については、PTA人権教育研修担当者へ、研修の必要性や事務手続きについてきめ細やかな説明を行いました。研修会の企画運営をPTA自身が主体的に担うことが定着し、ほぼ全てのPTAで研修が実施されました。引き続き、福岡市PTA協議会と連携しながら研修を実施する必要があります。

ウ 市民主体の取り組みの推進

各区で開催する人権を考えるつどいについては、身近な子どもの人権をテーマとし、若い保護者が抵抗なく参加できるよう映画上映を行うなど、各区において工夫を凝らした取り組みが行われています。今後も、時宜を得たテーマ設定を行うとともに、効果的な広報手段等を検討する必要があります。

人尊協については、未設立校区への組織設立に向けての働きかけを行うとともに、既存の人尊協に対しては、それぞれの活動状況に応じてきめ細かに指導・助言や情報提供を行うなど、活動のより一層の充実

¹⁵人権総合講座（ココロンセミナー）

市民に人権問題を身近な問題として捉えてもらうために、様々な人権分野の講師を招いて実施する連続講座。

を支援しました。人尊協によっては、活動の中心的役割を担う人材育成や事務局体制の充実などの課題があることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら、各人尊協の活動状況に応じた指導・助言を行うとともに、全市交流会等を通じて情報共有や人的交流の活発化を図るなど、さらなる支援の充実が必要です。

市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」に合わせて、多くの校区において、校区自治組織における研修や講演会の実施など、積極的な取り組みが行われました。今後も、校区の男女共同参画推進活動の活性化を支援する必要があります。

(4) 企業における人権教育・啓発

ア 企業内での人権教育・啓発の推進 及び

イ 就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

人々を雇用する企業には、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現が求められます。本市では、市内の労働基準監督署・公共職業安定所、市・市教育委員会で構成する福岡市人権・同和問題研修推進会議（八者協）¹⁶において、企業研修を実施していますが、参加者は多く、研修アンケートの結果を見ても、参加者の約 95%が「理解が深まった」と回答するなど、一定の啓発効果が認められます。

また、市の「公の施設」の管理・運営にあたる指定管理者は、市職員と同様、豊かな人権感覚が求められることから、その従業員に対する人権研修は重要です。平成 29（2017）年度に、人権啓発センターが実施したアンケートによれば、回答施設のうち、「自社で人権研修を実施した」は 88%、「社外の人権研修に参加させた」は 7%と、合計で 95%の施設で、人権研修を実施、もしくは人権研修に従業員を参加させています。人権啓発センターでも、施設主管課と連携し各指定管理者に働きかけ、センターでの集合研修や各指定管理者への派遣研修を実施しており、実施回数・参加者数ともに増加しています。

今後とも、企業や指定管理者での人権啓発の推進にあたっては、集合研修や派遣研修の周知・充実はもとより、研修手法・教材の相談に応じるなど、積極的な支援を実施します。

併せて、福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）¹⁷が実施する企業研修に対しても、講師派遣や教材制作など必要な支援を行います。

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

(1) 市職員

市職員については、平成 22（2010）年 3 月に策定した「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」に基づき、特定職業従事者として、職員一人ひとりが、常に市民の人権を意識して業務に取り組むよう、人権研修を行っています。

階層別職員研修においては、あらゆる人権問題を取り上げ、特定職業従事者として、人権尊重の視点に立った行政の推進の必要性を再認識する機会としています。

毎年度、全職場において実施している人権に関する職場研修については、平成 29（2017）年度から、実施責任者である各所属長に対し e ラーニングによる事前研修を実施し、内容の充実を図っています。職

¹⁶福岡市人権・同和問題企業研修推進会議（八者協）

福岡市内に所在地を有する企業の人権・同和問題解決への取り組みの推進を図ることを目的に、公共職業安定所、労働基準監督署、福岡市、福岡市教育委員会で構成。

¹⁷福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）

同和問題の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して同和問題の正しい理解と認識を深め、同和地区住民の就職の機会均等を図ることを目的とした協議会で、福岡市内の 450 社を超える企業で構成されている。

員一人ひとりが主体的に人権問題と向き合うことができるよう、具体的で身近な事例を提示することにより、職員同士の対話がより活発になるよう工夫しました。また、平成30(2018)年には、今後のより効果的な研修・啓発のあり方等について検討するための基礎資料とすることを目的として、人権研修に関するアンケートを実施しました。職場研修が、日々のあらゆる業務において人権感覚が必要であることの認識を深める場となるよう、引き続き、具体的な言動につながる実践的、効果的な研修を行う必要があります。

(2) 教職員

1-(2)-イ(12ページ)と同様

(3) 社会教育関係者¹⁸

各区における公民館職員の人権研修においては、人権問題について幅広い視野を持つことができるよう、様々なテーマで研修を行いました。公民館運営懇話会委員の人権研修については、人権教育・啓発の推進における公民館の役割や、公民館での人権講座の重要性について認識を深める機会となっています。

また、社会教育主事等への人権教育研修については、様々な人権課題の学習を通して、各区の取り組みの課題や問題認識の情報共有を図るとともに、研修内容を業務にどう生かしていくかについてグループ討議を行い、それぞれの力量を高め合う場となりました。

今後とも、研修テーマを工夫し、自発性を引き出す内容にする必要があるとともに、研修で身につけた事を地域の実践に活かしていける取り組みが必要です。

(4) 福祉関係者

介護保険サービス事業者研修においては、市内介護保険事業所(施設)職員を対象に行いました。より多くの職員が研修を受講できるよう開催方法を工夫し、また、職場で活かせるよう事例検討やグループワークを行いました。

民生委員・児童委員研修においては、特に関わりの深い子ども、障がい者、高齢者をテーマに研修を行いました。地域における様々なケースに対応するため、事例等を話し合い情報共有に努めました。

(5) 保健・医療関係者

精神保健福祉従事者¹⁹への研修については、関係機関と連携し、広範囲にわたる研修や出前講座を行いました。依存症対策、ひきこもり対策、自殺対策、精神障がい、発達障がいなど関わりのある支援者が多分野に広がっており、効果的な研修機会の提供が課題です。児童虐待防止医療ネットワーク事業については、医療機関や関係機関相互の連携を強化するため、拠点病院及び福岡市で行う連絡会議を開催し、児童虐待に関する事例についての検討を行いました。今後も、構成機関・団体との連携強化及び医療機関の対応力強化を図っていく必要があります。

¹⁸社会教育関係者

この計画では、社会教育主事、公民館職員、公民館運営懇話会委員等を指す。社会教育主事は、公民館およびPTAなどの社会教育関係団体に対して、専門的技術的な助言・指導にあたっている職員。公民館運営懇話会は、公民館の運営や事業に住民の意思を十分反映させるため、各公民館に設置しており、各種地域団体の代表者や小・中学校の教育機関等で構成される。

¹⁹精神保健福祉従事者

医療機関、相談支援機関、社会復帰事業所、行政などで精神障がい者の支援に関わっている者。

(6) マスメディア関係者

マスメディア関係者に対しては、市内の関係行政機関と連携し人権問題に関する研修等を実施するとともに、企業等が行う研修会に講師を派遣するなど、人権教育・啓発に努めました。引き続き、関係団体等と連携しながら、市内のより多くのマスメディア関係者に人権教育・啓発の取り組みに関する情報提供を行います。

3 人権教育・啓発の効果的な推進

(1) 学習の場の提供

人権のまちづくり館²⁰においては、各館ごとの地域状況を踏まえ、人尊協や公民館、学校等と連携し、人権啓発事業を実施しました。また、落語や劇を交えた講話を取り入れるなど、啓発手法についても工夫を行い、幅広い層に学習の場を提供しました。引き続き、参加者の固定化などの課題に対して、より効果的な手法の検討が必要です。

人権啓発センターでは、人権尊重週間に向けて、生徒・学生を含む広く市民から募集した人権尊重作品の入選作品をデジタル化し、人権パネル（ポスター・標語・作文）として展示するとともに、人権に関する図書やDVDなどを配架し、市民の閲覧・貸出に供しているほか、研修の講師・教材に関して情報提供しています。また、若年層にも親しみやすい啓発素材として人権マンガを配架したほか、施設面でも研修室や交流室の入口を自動ドアに改良し、バリアフリー化を図るとともに、閲覧スペースにキッズコーナーを設け、親子でも利用しやすい環境としています。今後とも「学習の場」として、周知と環境向上に努め、なお一層の利用促進を図ります。

(2) 学習内容の充実

ア 学習内容の充実

人権啓発センターでは、人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」²¹や人権尊重週間関連行事を核として、人権総合講座（ココロンセミナー）・人権映画会（ココロン映画会）・大学との共働事業（ココロンキャンパス）など、幅広い層の市民が人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚が身につけられるように、毎年度、事業手法を工夫・改善しながら事業を実施しています。

イ 幼児期における保育内容の充実

1-(1)-ア（11ページ）と同様

ウ 学校における学習内容の充実

1-(2)-ア（11ページ）と同様

エ 企業における学習内容の充実

1-(4)-ア（14ページ）と同様

²⁰人権のまちづくり館

歴史的または社会的理由により生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の生活の改善及び向上を図るとともに、差別のない、人が人として尊重される社会の実現に寄与することを目的とした福岡市の施設。

²¹人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」

市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚が身につけられるよう、また、関係機関・団体の交流、連携を図り相互理解が深められるよう、講演やステージイベント、人権に関する団体の交流ブース出展や物販等を行う「市民・行政共働型」フェスティバル。

（３）効果的な啓発手法・情報提供の推進

平成 29（2017）年度「人権問題に関する市民意識調査」では、「人権問題の理解を深めるのに役立つと思われるもの」として、テレビ・ラジオの活用が、第 1 位（49.7%）に挙げられています。人権啓発センターでは、毎年 7 月の「福岡県同和問題啓発強調月間」や毎年 12 月の「人権尊重週間」に際しては、福岡県や北九州市と連携の上、テレビ CM を放送し、街頭ビジョンなどでも放映しています。このほか、市独自でも、ラジオ番組「こころのオルゴール」を制作の上、毎年 12 月から数週間放送するとともに、CD 化した啓発素材を市民の貸出に供するほか、人権学習の教材として、市内の小中高校に配布しています。

広報紙による啓発・情報提供については、市政だよりにコラム「人権スケッチ」を定期的に掲載し、年に 1 回タブロイド版「考えよう みんなの人権」を市政だよりと一緒に配布しています。

なお、啓発にあたっては、人権尊重週間に向けて広く市民から募集した人権尊重作品も活用しています。作文を「こころのオルゴール」の放送シナリオに採用したり、ポスターや標語などの作品を市政だよりに掲載するなど、身近な啓発素材として、積極的かつ効果的に活用を図っています。

人権啓発フェスティバル「ハートフルフェスタ福岡」については、従来、市役所西側広場で実施していましたが、開催経費の高騰により内容充実が難しく、また、近年、雨天や台風など天候リスクも高まっていることから、平成 30 年度からは屋内で開催可能な会場へ変更し、天候を心配することなく、会場設営経費の節減により内容の充実を図りながら実施しています。

また、前述した「市民意識調査」では、若年層の人権啓発事業への参加が少ないという結果が出ています。このため、「大学生等の学生層」向けには、大学等と連携した講演会「ココロンキャンパス」を創設するとともに、「就労層」向けには、退社時間帯後に「ココロン映画会」や土曜日に「人権を尊重する市民の集い」を開催するほか、「子育て等で家庭にいる層」向けには、親子でも参加しやすいように、市立中央児童会館で託児付き「ココロンセミナー」の実施や、「人権を尊重する市民の集い」で子どもミュージカルを上演するなど、開催日時・場所や啓発手法を工夫しながら、若年層に対する人権啓発を推進しています。

今後とも、幅広い層の市民が人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚が身につけられるように、毎年度、啓発手法を工夫・改善しながら事業を実施します。

世界自閉症啓発デーにおける啓発事業については、より多くの方に自閉症や発達障がいについて知ってもらうため、啓発イベントの各報道機関への事前周知や、啓発イベントの開催場所を通行量の多い駅前広場に変更したことにより、より多くの方へ啓発を行うことができました。また、イメージカラー「ブルー」の周知のため、毎年福岡タワーのライトアップを行いました。

エイズキャンペーンにおいては、HIV 感染症・エイズについて正しい理解を深めることを目的に、各区において、高校生や大学生への啓発グッズの配布や街頭キャンペーンを行いました。今後とも、あらゆる機会を通して、多くの方が HIV 感染症・エイズに対して関心と正しい知識が持てるような啓発活動を展開する必要があります。

（４）人材の育成・活用

各区 P T A 委員に対する研修については、基礎的な知識習得の場として定着し、人権教育に対する理解や知識を深める良い機会となっているため、学校などと連携しながら、対象者の状況を踏まえた分かりやすい研修を実施しました。今後も効果的な研修を実施するとともに、P T A 委員は毎年交代するため、各区 P T A 連合会の円滑な運営ができるよう継続して支援します。また、P T A 研修は子育てに関することが中心になりがちであるため、様々な人権問題の研修も取り入れる必要があります。

人材情報については、本市関係部局が招聘した講師を人権啓発センターが集約の上、ホームページに掲載するとともに、市民・地域・企業などからの研修相談においても、研修教材とともに情報提供しています。研修相談の件数は増加し一定の成果を上げており、今後とも情報発信に努め、なお一層の活用促進を図ります。

(5) 教材の開発・整備

人権教育教材等については、多様化する人権問題への理解を深め、効果的な研修を行うことができるDVD教材を整備し、学校・公民館・人尊協等の各種人権研修で積極的に活用しました。

引き続き、各局・区が保有する教材の一層の活用促進を図ります。

(6) 総合的なネットワークづくり

庁内における総合的な取り組みについては、福岡市人権尊重推進本部のもと全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政の推進を行っています。平成29年度から全ての課長級職員を人権啓発推進者に位置付け、毎年度、人権啓発推進者全員が研修を受講し、課単位での人権尊重の視点に立った行政の推進の徹底を図っています。また、職員の特定制業従事者としての意識向上を目的とし、人権に関する様々な情報を庁内に向けて発信する「人権通信」を発行しています。

行政と市民のネットワークづくりについては、福岡人権擁護委員協議会への支援・協力や、福岡市要保護児童支援地域協議会の定期的な開催を行いました。

また、人権啓発センターにおいては、利用登録団体の交流を促進する場として交流会を実施しており、参加者からの要望を踏まえ、団体相互の情報交換の場を設定するなど、開催日時やテーマ、実施手法などを工夫しながら参加促進を図っています。

IV 福岡市の人権教育・啓発事業

福岡市の人権教育・啓発事業（令和2（2020）年度現在）を、事業の対象ごとの体系にまとめたものです。

<対象：市民>

| 区分 | 事業名 | 所管課 |
|------------|---------------------------------|------------------|
| 地域 (校区) | 公民館主催事業「人権問題学習講座」 | 市) 公民館支援課 |
| | 男女共同参画地域づくり事業 | 市) 男女共同参画課 |
| | 人権のまちづくり館の人権啓発事業 | 市) 地域施策課 |
| | 人権のまちづくり館における地域交流の促進 | |
| | 全区自治協議会会長等研修 | 各区地域支援課, 生涯学習推進課 |
| | 全区人権啓発地域推進組織（人尊協）活動交流会 | 各区生涯学習推進課 |
| | 各区人権尊重推進協議会先進地派遣研修 | 生涯学習推進課（東・中） |
| | 人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 | 教) 人権・同和教育課 |
| | 人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会 | |
| | 地域の教育力育成・支援事業 | |
| | PTA 人権教育研修 | 教) 生涯学習課 |
| 家庭教育支援事業 | | |
| 区 | 全区男女共同参画推進事業（連絡会議） | 各区企画振興課, 地域支援課 |
| | 全区人権尊重啓発連絡会議 | 各区生涯学習推進課 |
| | 全区人権講座 | |
| | 全区人権を考えるつどい | |
| | 全区PTA 人権教育担当者連絡会 | |
| | 全区PTA 連合会の育成・支援 | |
| | 各区日本語教室 | |
| | 各区人権教育推進交流会 | 生涯学習推進課（東・博・城・西） |
| | 全区エイズキャンペーン | 各区健康課 |
| | 東区男女共同参画社会づくり講座 | 東) 生涯学習推進課 |
| | 博多区人権啓発広報セミナー | 博) 生涯学習推進課 |
| | 広報紙づくり講座（中央区人尊協・PTA 広報紙づくりセミナー） | 中) 生涯学習推進課 |
| | 中央区人権啓発連絡会議委員研修会 | |
| | 城南区ヒューマンライツシアター | 城) 生涯学習推進課 |
| | 城南区地域広報紙実践講座 | |
| | 西区不登校サポート事業 | 西) 生涯学習推進課 |

| 区分 | 事業名 | 所管課 | |
|----------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 全 市 | 外国人への日本語習得支援 | 総) 国際政策課 | |
| | 本人通知制度の市民への周知 | 市) 区政課 | |
| | 講座・講演会の開催(男女共同参画推進センター) | 市) 事業推進課 | |
| | 市民グループ活動支援事業 | | |
| | 福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営 | | |
| | 広報・啓発(男女共同参画推進センター) | | |
| | 図書事業(男女共同参画推進センター) | | |
| | 福岡人権擁護委員協議会への支援・協力 | | 市) 人権推進課 |
| | 北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事 | | |
| | 性的マイノリティ支援事業 | | |
| | 人権啓発センターの管理・運営 | 市) 人権啓発センター | |
| | 福岡市人権尊重週間行事 | | |
| | マスメディアを活用した啓発活動(テレビスポット) | | |
| | 人権総合講座(ココロンセミナー)の開催 | | |
| | 人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送 | | |
| | 人権啓発センターだよりの発行 | | |
| | 人権啓発フェスティバルの開催(ハートフルフェスタ福岡) | | |
| | 人権映画会(ココロン映画会)の開催 | | |
| | 若者との共働事業 | | |
| | 利用登録団体交流会(市民・グループとの情報交換) | | |
| | 人権啓発相談事業 | | |
| | 人権啓発情報システムの管理、運営 | | |
| | 図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出 | | |
| | 教材、資料等の研究・開発 | | |
| | 講師紹介事業 | | |
| | 世界自閉症啓発デー | | こ) こども発達支援課 |
| | DV相談・支援推進事業 | | こ) こども家庭課 |
| | 福岡市要保護児童支援地域協議会 | | |
| | 子ども虐待防止活動推進委員会 | | |
| | こころの健康づくり大会 | 保) 保健予防課 | |
| エイズ対策等事業(普及啓発活動) | | | |
| 心の輪を広げる障がい者理解促進事業 | 保) 障がい者支援課 | | |
| 障がい者週間記念事業 | | | |
| 精神保健福祉センターによる講演会等の開催 | 保) 精神保健福祉センター | | |

<対象：保育所・学校・企業>

| 区分 | 事業名 | 所管課 |
|--------|-----------------------------|----------------|
| 保育所・学校 | 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 | 市) 男女共同参画課 |
| | 中学生向け出前セミナー | |
| | 福岡市家庭支援推進保育事業 | こ) 運営支援課 |
| | 人権保育研究・研修事業 | こ) 指導監査課 |
| | 子ども虐待防止活動推進委員会 | こ) こども家庭課 |
| | 児童養護施設, 里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布 | こ) こども支援課 |
| | ふれあい学び舎事業 | 教) 学校指導課 |
| | 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | |
| | 子ども日本語サポートプロジェクト | |
| | 国際理解教育の推進 | |
| | 学校ネットパトロール事業 | 教) 生徒指導課 |
| | 進路指導事業 | |
| | いじめゼロプロジェクト | |
| | いじめ・不登校対策 | 教) 生徒指導課・教育相談課 |
| ふくせき制度 | 教) 発達教育センター | |
| 企業 | 女性活躍推進事業 | 市) 女性活躍推進課 |
| | 指定管理者人権研修 | 市) 人権啓発センター |
| | 企業事業主研修 | |
| | 公正採用選考人権啓発推進員研修 | |
| | 企業合同研修 | |
| | 企業への研修講師派遣等 | |
| | 福岡市企業同和問題推進協議会との連携 | |
| | 特別支援学校卒業生の就労促進 | 教) 発達教育センター |

＜対象：特定職業従事者＞

| 区分 | 事業名 | 所管課 | |
|---------------------|----------------|-----------------------------------|------------------|
| 特定職業従事者 | 市職員 | 集合研修 | 総) 研修企画課 |
| | | 市民課職員への研修 | 市) 区政課 |
| | | 校区担当職員研修 | 市) コミュニティ推進課 |
| | | 「人権」に関する職場研修推進月間 | 市) 人権推進課 |
| | | 人権啓発推進者研修 | |
| | | 福岡市人権尊重推進本部講演会(局・部長級研修) | |
| | | 庁内における総合的な取り組み | |
| | | 虐待防止等強化事業 | こ) こども家庭課 |
| | | 人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修 | 城) 生涯学習推進課 |
| | | 消防局初任教育 | 消) 教育課 |
| | | 交通局新規採用職員研修 | 交) 総務課 |
| | | 教育委員会職員人権教育研修 | 教) 職員課 |
| | | 面接試験員研修会 | 人) 任用課 |
| | 教職員 | 体罰によらない教育の推進 | 教) 生徒指導課 |
| | | 校内人権教育研修 | 教) 研修・研究課 |
| | | 教育委員会主催人権教育研修 | |
| | | 全市人権教育研修 | |
| | 社会教育関係者 | 新任公民館職員研修 | 市) 公民館支援課 |
| | | 全区公民館職員人権教育研修 | 各区地域支援課, 生涯学習推進課 |
| | | 全区公民館運営懇話会委員研修 | |
| | | 社会教育主事等研修 | 教) 生涯学習課 |
| | 福祉関係者 | 保育所職員研修事業 | こ) 指導監査課 |
| | | 介護保険サービス事業者研修 (福岡市介護保険事業者研修事業) | 保) 事業者指導課 |
| | | 福岡市民生委員児童委員協議会における研修等 | 保) 地域福祉課 |
| | 保健・医療関係 | HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発 | 保) 保健予防課 |
| | | 精神保健福祉従事者研修事業等 | 保) 精神保健福祉センター |
| | | 保健師人権・同和研修 | 保) 健康増進課 |
| 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業 | | こ) こども家庭課 | |
| メディア関係者 | 人権教育・啓発関係情報の提供 | 市) 人権啓発センター | |

V 様々な分野における人権問題

- 1 同和問題
- 2 女性に関する人権問題
- 3 子どもに関する人権問題
- 4 高齢者に関する人権問題
- 5 障がい者に関する人権問題
- 6 外国人に関する人権問題
- 7 HIV感染者等に関する人権問題
- 8 様々な人権問題
 - (1) ホームレス
 - (2) インターネットによる人権侵害
 - (3) 犯罪被害者等
 - (4) 刑を終えて出所した人等
 - (5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族
 - (6) 性的マイノリティ
 - (7) 災害に伴う人権
 - (8) 働く人の人権
 - (9) その他の人権問題

1 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

国においては、平成 28（2016）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての国民に基本的人権の享受を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育及び啓発に努めることが定められるとともに、国においては部落差別の実態に係る調査を実施することが定められています。また、福岡県においては、平成 31（2019）年 3 月に既存の条例が改正され、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

福岡市においては、同和問題を早急に解決するため、同和行政を積極的に推進してきましたが、特別対策事業は平成 24（2012）年 3 月末に終了しました。以降は、一般施策により同和問題の解決に向けて取り組んでおり、教育・啓発事業等を推進しています。

1 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）

- 同和問題に関して「差別についてどう思うか」との質問で、「結婚の面」「社会における偏見意識」について、それぞれ約 4 割の人が差別があると思うと回答しています。また、「インターネットへの書き込みなど」については、前回調査と比較して、差別があると思うと回答した人が増加しています。
- 同和地区出身者との結婚について相談を受けた場合の対応では、反対すると回答した人は殆どいませんが（0.8%）、同和地区出身者に対して差別的言動を示した場合の対応では、約 1 割の人が同和問題にかかわらない方がいいと言う、約 2 割の人が何も言わないでそのままにしておくという回答しています。

2 差別事象等の発生（平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度）

福岡市においては、平成 23（2011）年度から平成 24（2012）年度にかけて、59 か所の同和問題に関する落書きが発生しました。また、平成 28（2016）年度以降も、次のような同和問題に関する差別事象等が発生しています。

- 落書き等
 - 平成 28（2016）年度：4 件（福岡市内駅ビル等）
 - 平成 29（2017）年度：1 件（福岡市内駅ビル）
 - 平成 30（2018）年度：1 件（福岡市施設）
- 差別的な発言
 - 平成 29（2017）年度：1 件（市に対する電話の中での発言）
 - 令和元（2019）年度：2 件（市、市立学校に対する電話の中での発言）
- 同和地区の問い合わせ
 - 平成 29（2017）年度：2 件

現 状

| | |
|---|---|
| <p>現 状</p> | <ul style="list-style-type: none"> インターネットにおける書き込み等 インターネットへの書き込みなどは、その内容が差別を助長するものや不正確なものであっても急速に拡散し、また、誰もが差別に加担する可能性があります。 平成28年には同和地区の名称、所在地等の情報が記載された書籍の復刻版の発行を企図し、またインターネット上に掲載する事件が発生しています。 |
| <p>取 り 組 み (H 2 8 S R 1)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 同和問題の解決に向けた教育・啓発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 差別事象を題材とした研修の実施 市民意識調査の結果を踏まえた研修の実施 人権読本「ぬくもり」第3版の整備及び全ての小中学校における活用 人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等の推進 <ul style="list-style-type: none"> サークル支援事業、交流会、地域の歴史講座、観劇会 等 様々な分野における研修や啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市全体：人権尊重週間行事、ハートフルフェスタ福岡、ココロンセミナー、ラジオ番組「こころのオルゴール」、テレビCM 等 各区：人権を考えるつどい、人権講座 等 地域：人権啓発地域推進組織（人尊協）、公民館主催事業、PTA 人権教育研修、人権のまちづくり館人権啓発事業等 学校：人権フィールドワーク研修など差別の実態に学ぶ研修、人権読本「ぬくもり」の活用に関する研修 等 保育園：人権保育研究・研修事業、保育所職員研修事業 等 企業：福岡市人権・同和問題企業研修推進会議（八者協）主催研修、福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）主催研修 等 特定職業従事者への研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市職員：新規採用職員研修、管理職研修、全職員職場研修 等 教職員：経験年数研修、管理職研修、人権教育担当者研修、課題研修 等 社会教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者、マスメディア関係者 ：新任公民館職員研修、保育所職員研修、保健師人権・同和研修 等 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度の周知・利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 制度の登録方法等の周知チラシの作成・配布、広報誌・啓発物等による周知 ※ 戸籍謄本等の不正取得事件（福岡市に関する不正取得事件：4 事件 255 件） 平成23（2011）年度に、全国で、司法書士や行政書士などの資格を悪用した、大量の戸籍謄本や住民票の写しの不正取得が発覚しました（いわゆるプライム事件）。不正取得された戸籍謄本等は売買され、個人情報流出し、その多くが身元調査等のために使用されました。事件発生を受けて、福岡市では平成27（2015）年9月に戸籍謄本等の「事前登録型本人通知制度」を導入しました。 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知 <ul style="list-style-type: none"> 法律の施行に関する周知チラシの配布、広報誌・啓発物等による周知 |

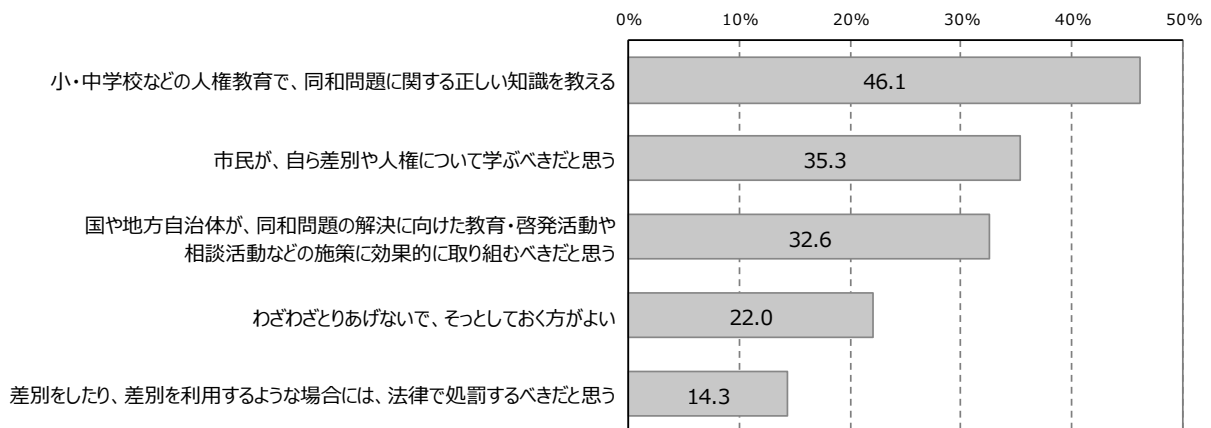
| | |
|--------------------------|--|
| 課 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 差別意識・忌避意識の存在（平成 29（2017）年度市民意識調査の結果より） <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題に関して、差別はあると思うと回答した人は、殆どの項目で減少傾向にあるものの、「インターネットへの書き込みなど」は前回調査と比較して増加していることや、一部の人に同和問題に対する忌避意識が窺えることから、今後も教育・啓発が必要です。 2 差別事象等の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未だに差別事象等が発生しています。差別落書きやインターネットにおける差別書き込み、特定の地域を同和地区であると指摘する行為は、差別の助長と拡散につながる恐れがあります。 ・ 学校においては、児童生徒が、同和問題に関する差別性のある言葉を使ってしまう事象が発生しています。 3 特定職業従事者の同和問題の理解と認識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員・教職員等の同和問題を含めた人権問題の理解、人権意識の向上 4 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度への登録促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の周知広報の推進 |
| 施策の方向 (R2SR5) | <ol style="list-style-type: none"> 1 差別意識・忌避意識の解消（市民への教育・啓発の推進） <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題に関する正しい認識を持つ市民を増やす取り組みを推進する必要があります。（市、区、地域、保育園、学校、企業 等） ・ 人権のまちづくり館等を中心とした地域交流事業等を推進する必要があります。実施にあたっては、地域ごとの実情を考慮するとともに、地域での継続的な自主的活動につながるよう支援していきます。 ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知広報を行うとともに、本法律と同様の趣旨である本計画に基づき、教育・啓発を行います。 2 差別事象に対する取り組み（市民への教育・啓発の推進） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりが日常的な人権感覚を身につけ、差別を許さない雰囲気醸成することが必要です。 ・ 差別事象を差別と認識し、正しい対応ができる市民を増やす取り組みを推進します。（差別事象を他人ごとにとらえず、自ら行動できる市民） ・ 差別事象が二度と発生しないよう、研修や啓発などの取り組みを継続して行います。 ・ 学校教育においては、同和問題について正しく認識し、自ら差別をなくそうと主体的に行動していくような児童生徒が育つことをめざして、部落問題学習を進めていきます。また、人権に関わる事象に対しては、事象の問題点や背景を明らかにし、教育上の課題として捉え、問題解決に向けて取り組みます。 |

施策の方向
(R25R5)

- 3 特定職業従事者の同和問題の理解と認識の向上
- 市職員，教職員については，eラーニングを活用し，より効率的・効果的な研修を実施し，同和問題を含めた人権問題に関する知識の深化に努めます。
 - その他の特定職業従事者についても，引き続き，研修やあらゆる場での啓発を通じて，同和問題の理解と認識の向上に努めます。
 - 同和問題に関する理解と認識を深め，問題解決のための具体的な行動につなげることができる研修を実施します。
- 4 戸籍謄本等の事前登録型本人通知制度の登録者を増やす取り組みの推進
- 広報誌・啓発物等による周知を行い，引き続き，制度の周知広報を推進します。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.同和問題解決への望ましい方向性



2 女性に関する人権問題

福岡市は、平成16（2004）年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行、また、同条例に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画を推進する様々な取り組みを進めてきました。

男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」との固定概念を持たない市民の割合）は増加傾向にあります。女性への暴力や性犯罪の根絶、政策・方針決定過程への女性の参画促進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進、働く場における女性活躍促進等、課題は多く残されています。

国においては、平成28（2016）年4月に、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が施行されました。令和元（2019）年5月には同法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保等が定められ、女性の職業生活における活躍を推進しています。また、あわせて「男女雇用機会均等法」等が改正され、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されました。

現 状

○ 福岡市男女共同参画社会に関する意識調査（平成30（2018）年度）

① 「社会全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思いますか」との問いに、「平等」と回答したのは13.0%で前回調査から減少していますが、「男性が優遇されている」（「どちらかといえば男性が優遇されている」を含む）と回答した人についても前回調査から減少しています。一方で「わからない」が増加していることから、男性優位という認識が低くなりつつも、平等になっているとも感じられていない状況がうかがえます。

② 「女性が職業を持つ」ことに対する考えについて、「ずっと職業を持っている方がよい」と回答した人の割合（41.2%）は、前回調査から増加しており、「子どもができたから職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」と回答した人の割合（43.1%）は前回調査から減少しています。

女性の就労継続に対する意識の変化がうかがえます。

③ 「恋人、配偶者、パートナーから暴力を受けた経験」の問いについて、身体的暴力、精神的暴力、性暴力などのうち「受けた経験がある」の割合が多いのは精神的暴力で、「あなたを大声で怒鳴る」は32.6%、「あなたが話しかけても長い間無視する」は27.3%の人が経験していました。

一方で、配偶者等からの暴力を受けた際に実際に取った行動としては、「がまんした」人が47.6%と最も多く、さらに、相談できる窓口を「知らない」と答えた人は20.6%であり、未だ支援につながっていない被害者も多く存在することが分かります。

| | | | | |
|-----------------------------------|--|----------|---------|--------|
| 現 状 | 【参考】福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の数値目標の状況 | | | |
| | ① 社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合（H25：市男女共同参画社会に関する意識調査，H30：市政に関する意識調査） | | | |
| | H25（初期値） | H30（現状値） | R2（目標） | |
| | 14.3% | 13.0% | 30% | |
| | ② 男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事，女は家庭を守るべき」という固定観念をもたない市民の割合）（市基本計画の成果指標に関する意識調査） | | | |
| | | H26（初期値） | R1（現状値） | R2（目標） |
| | 女性 | 66.0% | 76.5% | 75% |
| | 男性 | 60.9% | 68.2% | 70% |
| | ③ 企業における女性管理職比率（H26：市女性労働実態調査，R1：市女性活躍推進に関する事業所等実態調査） | | | |
| | H26（初期値） | R1（現状値） | R2（目標） | |
| 10.0% | 11.3% | 12% | | |
| ④ 福岡市役所における女性管理職比率 | | | | |
| H27（初期値） | R1（現状値） | R2（目標） | | |
| 11.0% | 14.3% | 15%程度 | | |
| ⑤ 福岡市の審議会等委員への女性の参画率 | | | | |
| H27（初期値） | R1（現状値） | R2（目標） | | |
| 33.7% | 35.4% | 40% | | |
| ⑥ 女性委員のいない審議会等の数（女性委員のいない審議会等の解消） | | | | |
| H27（初期値） | R1（現状値） | R2（目標） | | |
| 2 | 0 | 0 | | |

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく施策の実施

「福岡市男女共同参画基本計画（第3次：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）」を策定し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発や男女平等教育の推進などさまざまな施策に取り組んできました。

1 男女平等教育の推進

- ・ 小・中学校における男女平等教育や教職員を対象とした研修の実施
- ・ 男女共同参画について学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした中学生向けの出前セミナーを実施

2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止及び被害者の保護

- ・ 広報・啓発を進めるとともに、相談窓口を周知
- ・ 配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関の連携により、相談対応から自立までの切れ目のない支援を実施

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ 社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施
- ・ 男性の家庭生活や地域活動への積極的な参加を啓発
- ・ 保育所等の整備促進、介護離職防止のための相談対応

4 働く場での女性活躍の推進

- ・ 多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援
- ・ 一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進
- ・ 女性の創業支援のさらなる充実及びハローワークと連携した就業支援等の推進

5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・ 庁内推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において、審議会等委員への女性の参画促進
- ・ 市職員について、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取り組みの推進

6 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

- ・ 女性リーダーの人材育成、地域等の自主的な男女共同参画推進の取り組み支援
- ・ 福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）、男女共同参画推進サポーター派遣、男女共同参画協議会の活動支援など、地域と共働による取り組みの推進

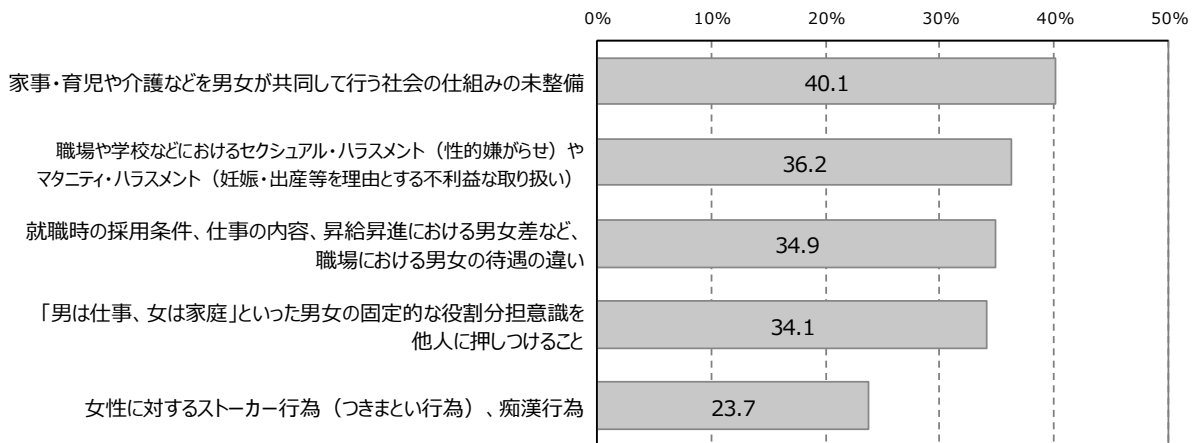
課
題

- 1 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感
 - ・ 市政に関する意識調査（平成30（2018）年度実施）の結果によると、女性の方が男性よりも平等感が低くなっており、年代別でも差が見られます。
- 2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止、困難を抱えた女性等への支援
 - ・ 配偶者等から暴力を受けてもがまんする人や相談できる窓口を知らない人がおり、配偶者等からの暴力を受けていても支援につながっていない被害者が存在します。
 - ・ セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど、職場等においてさまざまなハラスメントが発生しています。
 - ・ 女性は妊娠・出産等により仕事を辞めざるを得ない場合もあることから、正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
 - ・ 福岡市における人口千人当たりの性犯罪の認知件数は政令指定都市中ワースト上位で推移しています。
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - ・ 市政に関する意識調査（平成30（2018）年度実施）の結果によると、男女ともに仕事から家庭へ優先する生活状況に変わりつつあるものの、仕事や家庭生活などの複数の活動をバランス良く行いたいと希望する人の割合は男女ともに高いのに対し、実際には、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高くなっているなど、仕事と家庭生活との両立が困難な状況がうかがえます。
- 4 働く場における女性の活躍促進
 - ・ 市内企業の女性管理職の割合は徐々に増加していますが、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況です。また、長時間労働など働く場における男性中心の企業意識・慣行は、解消には至っておりません。
 - ・ いわゆるM字カーブは解消されつつあるものの、出産や育児といったライフイベントが女性の働き方に大きな影響を及ぼしています。
- 5 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ・ 審議会等委員への女性の参画率は35.4%（令和元（2019）年現在）
 - ・ 市職員における女性管理職の割合は増加傾向にありますが、さらなる活躍を推進することが必要です。
- 6 地域における男女共同参画の推進
 - ・ 地域における諸団体の長等への女性の就任率は約2割です。地域活動の方針決定過程への女性の参画が進むよう、支援を充実する必要があります。

| | |
|--------------------------|---|
| 施策の方向 (R25R5) | <p>「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく施策の実施</p> <p>「福岡市男女共同参画基本計画（第3次：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）」に基づき、働く場での女性の活躍推進や、地域における男女共同参画の推進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めるとともに、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度」の策定を進めます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 性別による固定的役割分担意識の解消<ul style="list-style-type: none">・ 学校における男女平等教育をはじめ、あらゆる人が男女共同参画の必要性に共感できるような情報発信を進めるなど、市民的広がりを持った広報・啓発に努めます。2 配偶者等からの暴力や性犯罪の防止、困難を抱えた女性等への支援<ul style="list-style-type: none">・ あらゆる世代に対する意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を強化します。・ 若年層に対するDV予防教育に積極的に取り組みます。・ ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。・ 性犯罪被害を未然に防止するための広報・啓発を行うとともに、性犯罪被害者の支援に取り組みます。・ さまざまなハラスメントを防止するための広報・啓発を行うとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進<ul style="list-style-type: none">・ 企業等におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりを行います。4 働く場における女性の活躍促進<ul style="list-style-type: none">・ 企業に対し意識啓発や支援を行うとともに、女性自身の職業能力向上・再就職や起業への支援等を行います。・ 女性がライフイベントを経ても働き続けられる職場環境や、出産や育児で一旦退職した後も希望に応じた働き方が選択できるよう、支援を行います。5 市の政策・方針決定過程への女性の参画<ul style="list-style-type: none">・ 審議会等委員への女性の参画を促進するため、さらに実効性のある取組みを行います。・ 市役所における管理監督者の意識を高めるとともに、女性職員のチャレンジ支援や男女ともに働きやすい環境づくりを進めます。6 地域における男女共同参画の推進<ul style="list-style-type: none">・ 地域の女性リーダーの育成と活動支援に取り組みます。 <p>※令和3年度以降については、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。</p> |
|--------------------------|---|

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.女性に関する事柄で、人権上問題があると思われること



3 子どもに関する人権問題

現 状

少子高齢化による子育て世帯の減少，都市化，核家族化の進行など，子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しており，児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数，いじめ認知件数が増加するなど，支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっています。

1 こども総合相談センター（児童相談所）における児童虐待の相談対応件数は5年連続で増加し，個々の相談の内容は複雑化，深刻化しています。そのような中，平成28（2016）年に児童福祉法が改正され，すべての児童は，児童の権利に関する条約の精神にのっとり，心身の健やかな成長が図られる権利を有するなど，子どもが権利の主体であることが明確化されました。また，令和元（2019）年6月には児童福祉法と児童虐待防止法が改正され，親権者等による体罰の禁止，虐待を行った保護者への児童相談所による指導の努力義務などが規定されました。

2 社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため，登録里親数の継続的な確保とともに，里親養育に対する支援の充実が求められています。

3 いじめへの対応については，平成25（2013）年，いじめ防止対策推進法が制定され，福岡市いじめ防止基本方針の策定，福岡県警（スクールサポーター）と学校との連携など，いじめの認知と対応，相談体制づくりを進めてきました。学校ではいじめの積極的な認知が進み，いじめの認知件数が増加傾向にあります。

不登校児童生徒の学校復帰率は向上していますが，依然として多くの児童生徒が，登校支援が必要な状態にあります。

4 子どもの貧困率が全国的に高い水準にあり，令和元（2019）年に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律は，子どもの「現在および将来が」生まれ育った環境で左右されないよう，すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるための対策を市町村に求めています。

5 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

- ・ 「子どもに関する事柄で，人権上問題があると思われること」を問う設問については，「保護者などから，虐待（身体的，心理的，性的）や育児放棄されること」「いじめや無視，嫌がらせを受けること」「いじめをしている人や，いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が高い割合を示しました。今回新たに追加した選択肢「子どもの将来やその生まれ育った環境によって左右されたり，貧困が世代を超えて連鎖したりすること」についても，上記に次いで第4位となりました。
- ・ 「子どもの人権を守るために必要だと思われること」を問う設問については，「家庭，地域，学校の連携のもと，地域で子どもを育み，子どもの環境や活動を考えていこうという機運を高める」という回答が突出しており，地域社会で子どもを育てることが大切であると考える市民が多いことがわかりました。

| | | | | |
|---|--|----------|----------|--------|
| 現 状 | ○子どもの人権に関する数値の推移（第4次福岡市子ども総合計画より） | | | |
| | ①子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合 | | | |
| | H26（初期値） | H30（現状値） | R1（目標） | |
| | 78.1% | 75.0% | 80% | |
| 取 り 組 み （ H 2 8 ） （ R 1 ） | ②子どもの自尊感情（自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合） | | | |
| | | H26（初期値） | H30（現状値） | R1（目標） |
| | 小学校 | 74.4% | 85.3% | 85% |
| | 中学校 | 68.2% | 82.7% | 80% |
| 取 り 組 み （ H 2 8 ） （ R 1 ） | ③里親等委託率（児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームに委託された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合） | | | |
| | H26（初期値） | H30（現状値） | R1（目標） | |
| | 31.9% | 47.9% | 40% | |
| | 「福岡市子ども総合計画（第4次：平成27年度～平成31年度）」において、「子どもの権利を尊重する社会づくり」を目標の一つに掲げ、施策を推進してきました。 | | | |
| <p>1 子どもに関する相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> こども総合相談センター（児童相談所）の児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談・通告を含む受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的・総合的な介入・支援の充実に取り組みました。 各区の子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を実施しました。 子ども家庭支援センターにおいて、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など様々な相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。 <p>2 児童虐待防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに関係する機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修の企画を行うなど、市民、行政、地域、企業などを含めた社会全体で子どもを見守る取組みを推進しました。 区保健福祉センターに対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組みました。 <p>3 社会的養護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及・啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓・養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、平成30(2018)年度には、里親等委託率が目標値(40%)を上回る47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。 | | | | |

- 家庭的な養育環境を整えるため児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。
- 非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施しました。

4 障がい児支援

- 療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の全額助成を実施し、障がい児の早期発見と早期支援に取り組みました。
- 発達障がいと診断を受ける児童の増加などに伴う放課後等デイサービス等の利用者数の急激な増加に対応するとともに、サービスの質の向上に向けた研修の充実や指導の強化に取り組みました。

5 子ども・若者の支援

- いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組みました。
- いじめの防止対策や不登校・ひきこもり・非行等の状況にある子どもへの支援の充実を図るため、スクールカウンセラーを小呂・玄界小中学校を除くすべての小中学校、特別支援学校、高等学校に配置し、小呂・玄界小中学校には心の教室相談員を配置しました。また、すべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小呂・玄界中を除くすべての中学校に登校支援が必要な児童生徒に専任で対応する教員を配置しました。さらに、教育相談の増加や地域における思春期相談の増加に対応した電話・面接相談、訪問相談等を実施するなど、登校支援が必要な状況やひきこもりの状態にある子どもへの支援の充実に取り組みました。
- 中高生を中心とした若者が自由に過ごすことができる居場所を運営する団体への支援によって居場所を拡充しました。また、ひきこもりや非行等の状態にある若者の農業体験等の社会参加の機会を提供し、参加した若者の生活習慣や対人関係に改善がみられました。

6 子どもの貧困対策

- 生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して包括的な支援に取り組んだほか、生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく学習が遅れている子どもの支援に取り組みました。
- いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。

| | |
|-------------------------|--|
| 取り組み (H28SR1) | <p>7 子どもの権利の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条約」の理念の周知や虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。 <p>8 子どもの社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施したほか、ミニふくおかについて、小・中学生に加えて高校生も企画・運営に参画するなど、子どもが社会参加する機会の充実に取り組みました。 |
| 課題 | <p>1 子ども家庭支援体制，児童虐待防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩み，養育困難，児童虐待，ひきこもりなど，子どもに関する様々な相談が寄せられており，子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあります。 こども総合相談センター（児童相談所）では，養護相談や障がい相談が集中・増加する一方で，児童虐待相談対応件数が5年連続で増加しており，児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められています。 <p>2 若者等の相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりや無業の状態にある若者は悩みや心配ごとを「誰にも相談しない」傾向があるため，困難を有する若者や家族を早期に把握し，ニーズに応じた適切な支援につなぐ機能が求められています。 <p>3 子どもの貧困</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯収入が低い世帯では，子どもの自宅学習の習慣が少なく，また，放課後に子どもだけで過ごす割合が高いことなどから，学習支援や，大人と関わる居場所，体験機会の充実などが求められています。 <p>4 いじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つひとつのいじめに適切に対応するために，いじめ防止対策推進法に則った対応を推進していく必要があります。 <p>5 意見表明など子どもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など，子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっています。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 施策の方向 (R2～R5) | <ol style="list-style-type: none">1 「福岡市子ども総合計画（第5次）」に基づく施策の実施<ul style="list-style-type: none">・ 「福岡市子ども総合計画（第5次：令和2年度～令和6年度）」に基づき、すべての子どもと子育て家庭を支援する施策を総合的・計画的に推進します。2 社会全体の取り組みの推進<ul style="list-style-type: none">・ 児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取り組みを推進します。3 子ども家庭支援体制の充実と児童虐待防止対策の強化<ul style="list-style-type: none">・ 子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させます。・ 各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、児童虐待の発生・再発の予防に取り組むとともに、こども総合相談センター（児童相談所）の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。・ 一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。4 若者等の相談支援<ul style="list-style-type: none">・ ひきこもりや無業の状態にあるなど社会生活を営む上で困難を有する若者や家族について、学校等の関係機関と連携して早期に把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための相談機関の設置を検討するとともに、年齢階層で途切れることなく複合的な困難にも対応するため、「縦と横のネットワーク」である子ども・若者支援地域協議会による連携体制を強化します。5 子どもの貧困対策の推進<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。・ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組めます。 |
|--------------------------|---|

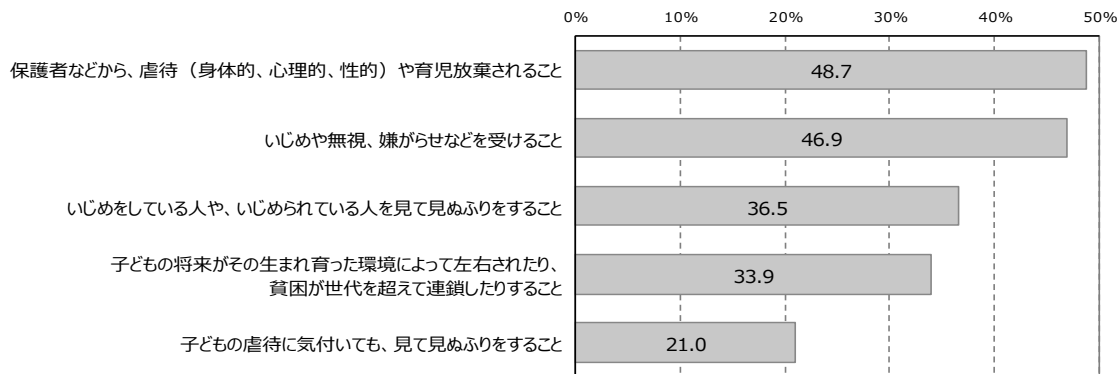
施策の方向
(R25R5)

6 いじめ防止・意見表明など子どもの権利擁護の推進

- ・ 地域や学校など子どもに関わる様々な分野で、子どもが自身の有する様々な権利を認識することはもちろん、子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。
- ・ いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。
- ・ 国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組みます。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われること



4 高齢者に関する人権問題

現 状

全国的に少子高齢化の進展によりすでに人口減少社会に突入しており、全国的には高齢化率は28%を超えています。

本市では、今後も人口増加が続く見込みで、65歳以上の高齢者人口は、令和元（2019）年12月現在349,478人で、高齢化率は21.9%と全国平均と比べると低いものの、福岡市でも急速に高齢化が進み、令和7（2025）年には人口の約4分の1（24.8%）、令和22（2040）年には約3分の1（31.0%）が65歳以上の高齢者になると予測されています。

高齢者は、豊かな経験や知識を持っていますが、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されるなど、それを生かす場所や機会が得られないことがあります。

また、身体的・経済的・心理的な虐待、介護放棄、高齢者の孤独死や自殺の増加、さらには高齢者を対象とした詐欺事件・振り込め詐欺などの財産侵害など、深刻な人権問題も発生しています。

こうした状況を踏まえ、国において、平成18（2006）年に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成28（2016）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」がそれぞれ施行されています。

高齢者が住み慣れた地域や家庭で人としての尊厳を保ちながら、安全で安心に暮らしていくためには、医療・保健・福祉サービスの充実はもちろん、一人ひとりの人生観や信条が大切にされ、社会の重要な一員としていきいきと暮らすことのできる社会を実現していくことが必要です。

- 1 平成28（2016）年は20.9%（※平成28年12月現在の推計人口）であった福岡市の高齢化率が、令和元（2019）年は21.9%に上昇しており、「超高齢社会」を迎えています。
- 2 全国的な平均寿命の延伸とともに、福岡市では高齢者の単身世帯が急増しています。中には、家庭環境や経済状況など様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者も増えています。
- 3 今後、高齢化の進展に伴い、介護が必要となる人や認知症の人の数はともに、令和7（2025）年に平成26（2014）年の約2倍に増加することが見込まれています。
- 4 平成29（2017）年度福岡市人権問題に関する市民意識調査において、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われる意見として、「地域社会から孤立すること」や「経済的に自立が困難なこと」、「生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと」などが挙がっています。

○高齢者の人権に関する数値の推移（福岡市保健福祉総合計画中間評価より）

① 外出する頻度（週に4日以上外出する人の割合）

| H22（初期値） | H28（現状値） | R1（目標） |
|----------|----------|--------|
| 61.2% | 52.0% | 65% |

※H28の調査はH22の調査と設問が異なるため、推計値。

| | | | |
|--|--------------------------------------|----------|--------|
| 現 状 | ② 働いている高齢者の割合 | | |
| | H28（初期値） | H28（現状値） | R1（目標） |
| | 35.3% | 35.3% | 38.3% |
| | ③ ボランティア活動をしている高齢者の割合 | | |
| | H25（初期値） | H28（現状値） | R1（目標） |
| 10.1% | 10.1% | 15.0% | |
| 取 り 組 み （ H 2 8 ～ R 1 ） | ④ 認知症の人が、住み慣れた地域で暮らし続けることができると思う人の割合 | | |
| | H28（初期値） | H28（現状値） | R1（目標） |
| | 48.4% | 48.4% | 54.7% |
| | ⑤ いきいきセンターふくおかの認知度 | | |
| | H25（初期値） | H28（現状値） | R1（目標） |
| 46.8% | 53.6% | 60.0% | |
| <p>1 「福岡市保健福祉総合計画」に基づく取組みの実施</p> <p>老人福祉法に定める市町村老人福祉計画として策定した「福岡市保健福祉総合計画」の高齢者分野において、高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指すこととしています。</p> <p>その実現のために、5つの基本目標を定め、様々な取組みを進めます。</p> <p>① いきいきとしたシニアライフの実現</p> <p>高齢者が社会の中で役割を持っていきいきと暮らせるよう、積極的な社会参加活動を支援します。</p> <p>② 安心して暮らせるための生活基盤づくり</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らせるよう、住まいや助け合いの仕組みづくり、買い物・移動支援等、適切な施策を推進します。</p> <p>③ 認知症施策の推進</p> <p>今後増加する認知症の人や介護する人への支援に取り組みます。</p> <p>④ 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営</p> <p>第6期及び第7期介護保険事業計画を着実に推進します。</p> <p>⑤ 高齢者総合支援体制づくり</p> <p>体制づくりを進めるとともに、様々な場面でICT（情報通信技術）等の利活用を図ります。</p> <p>2 バリアフリーのまちづくり</p> <p>高齢者をはじめとするみんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、ハード・ソフト一体の取組みによるバリアフリーのまちづくりを推進しました。</p> | | | |

| | |
|--------------------------|--|
| 課 題 | <p>1 地域社会からの孤立</p> <p>高齢になっても住み慣れた地域でつながり関わり合いが保てるよう、住民同士の見守りなど地域全体で支え合う仕組みづくりなどが必要と考えられます。</p> <p>また、必要な人が必要なときに最適なサービスを受けることができるよう、身近な生活圏域で、福祉サービス等の利用に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。</p> <p>2 権利擁護・高齢者虐待防止</p> <p>すべての高齢者が、基本的人権を持つ個人としての尊厳を保ちながら、日常生活や社会生活を営むことができるよう、住み慣れた地域での自立や社会参加の支援を促進するため、その人なりの意思決定を支援するとともに、成年後見制度の利用促進、虐待への対応など権利擁護への取組みが求められています。</p> <p>3 高齢者の社会参加</p> <p>誰もがいつまでも生きがいを持って活躍できるように、ボランティア活動や生涯学習、就業、余暇活動などの社会参加活動を支援することが必要と考えられます。</p> <p>4 認知症についての正しい知識と理解</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症の早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などが求められています。</p> <p>5 バリアフリー対策</p> <p>施設ごとのバリアフリー化は着実に進められていますが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をすることが求められています。</p> |
| 施策の方向 (R25R5) | <p>1 「福岡市保健福祉総合計画」に基づく取組み</p> <p>① いきいきとしたシニアライフの実現</p> <p>高齢者が社会の中で「居場所」と「出番」をもって、いつまでも元気で活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、様々な社会参加活動を支援します。</p> <p>② 安心して暮らせるための生活基盤づくり</p> <p>公共交通施策との整合性を踏まえながら、買い物や移動が困難な高齢者に対する支援策を検討します。</p> <p>③ 認知症施策の推進</p> <p>認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく、認知症の人の意志を尊重し、寄り添うことで、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める取組みを進めるとともに、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。</p> |

施策の方向
(R2SR5)

④ 介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

きめ細かな質の高い介護サービスを提供するため、引き続き事業者に対し、よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに、介護人材の専門性や資質の向上に向けた研修機会の提供のほか、介護サービス情報の提供に努めます。

また、介護保険サービスが利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に努めます。

⑤ 高齢者総合支援体制づくり

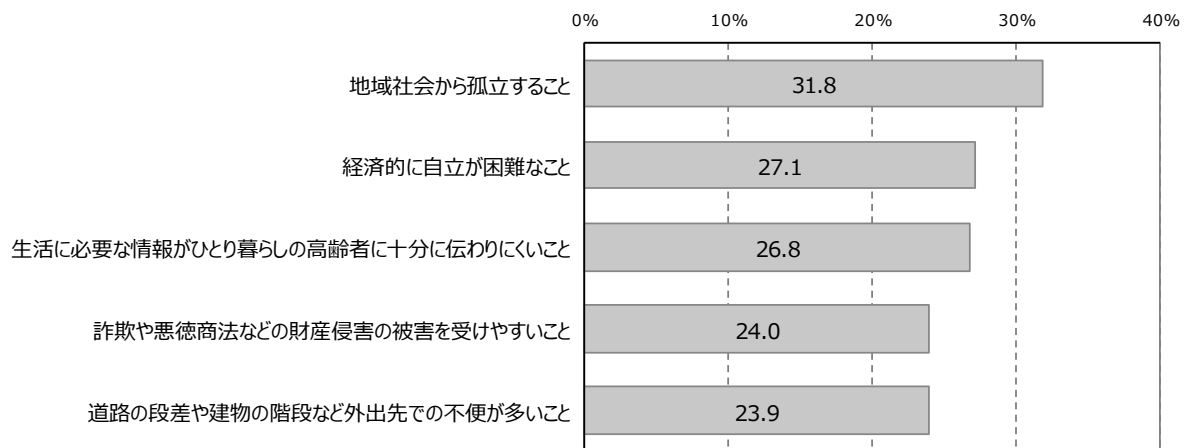
「いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）」や各種総合相談機能の充実・強化を図ります。また、判断能力の不十分な人が必要な支援を受けられるよう、成年後見制度普及のための広報を行うとともに、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、総合的な相談支援体制の検討を進めます。

2 バリアフリーのまちづくり

多くの人が利用する道路や公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」について、引き続き普及・啓発を行い、ハード・ソフト一体の取組みによるバリアフリーのまちづくりを推進します。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



5 障がい者に関する人権問題

現 状

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数は、平成31（2019）年3月末現在で8万人を超え、人口に対する出現率は5.0%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。

このような状況にあって、障がいや障がい者に関する理解と認識の不足から、当事者や家族が差別的な発言を受けたり、不当な扱いを受けたり、嫌な思いをするなど、人権が傷つけられ、自立と社会参加が妨げられている問題や障がい者に対する虐待が問題になっています。

障がい者の人権については、平成18（2006）年に国連にて「障害者権利条例」が採択され、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の制定、障害者総合支援法への改正、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正等、法の整備が行われ、様々な施策が講じられています。

福岡市においては、「福岡市障がい福祉計画」に基づき、各種福祉施策を充実させるとともに、平成31（2019）年1月には、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会を目指して、「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（福岡市障がい者差別解消条例）」を施行し、障がいを理由とする差別をなくすために取組みを進めています。

「福岡市障がい児・者実態調査」（平成29（2017）年）

- 調査において、「差別を受けたり、嫌な思いをした経験がある」と回答した人は、身体障がい者では2割弱（17.8%）ですが、知的障がい者では約3割（30.7%）、身体・知的障がい児（49.9%）や発達障がい児・者（45.6%）では半数近くを占めています。前回調査との比較では、差別等を受けた経験は、今回の調査ではいずれの障がいでも割合は低くなっています。
- 差別を受けた内容では、すべての障がいに共通して「近所の人たちの対応で不愉快な思いをした」や「役所の窓口に行ったとき、職員の対応で不愉快な思いをした」との回答が上位にあがっています。

○障がい者の人権に関する数値の推移（福岡市保健福祉総合計画より）

① 障がいのある人の就労に対する社会の理解度（理解があると感じている人の割合）

| H25（初期値） | H28（現状値） | R2（目標） |
|----------|----------|--------|
| 28.7% | 33.0% | 40.0% |

② 外出する頻度（週に3日以上外出する人の割合）

| H25（初期値） | H28（現状値） | R2（目標） |
|----------|----------|--------|
| 64.6% | 62.9% | 75.0% |

| | | | |
|---|--|----------|--------|
| 現 状 | ③ 啓発・交流の頻度（「障がい者に対する理解を深める機会が少ない」と回答した人の割合） | | |
| | H25（初期値） | H28（現状値） | R2（目標） |
| | 19.7% | 20.2% | 10.0% |
| | ④ 障がい者の人権に関する問題点（「障がい者の意見や行動が尊重されない」と回答した人の割合） | | |
| 取 り 組 み （ H 2 8 〜 R 1 ） | H25（初期値） | H28（現状値） | R2（目標） |
| | 17.1% | 12.7% | 8.0% |
| | ⑤ 差別を受けた経験（差別を受けたりいやな思いをした経験の割合） | | |
| | H25（初期値） | H28（現状値） | R2（目標） |
| | 29.2% | 23.0% | 20.0% |
| <p>1 「福岡市障がい者差別解消条例」の施行，条例の周知など差別解消のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の施行に関する周知チラシの配布，広報誌・啓発物等による周知を行いました。 ・ 福岡市職員対応要領を作成するとともに，職員を対象とした研修を実施しました。 <p>2 「福岡市障がい福祉計画」に基づく施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福岡市障がい福祉計画（第4期，第5期）」に基づき，各種福祉施策の充実，施設整備の推進，特に障がいの早期発見・早期支援のための体制の整備や在宅生活の支援，社会参加の促進などの施策を展開しました。 <p>3 様々な啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けることができる社会の実現のため，市民の障がい者や障がいに対する理解の促進として啓発事業を行いました。 ・ 障がい者週間や世界自閉症啓発デーにあわせた啓発事業や，障がい者施設で作られた商品「ときめきグッズ」の紹介を行いました。 <p>4 学校における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が日常生活の中で，相手を攻撃したり自分を卑下したりする場合に，障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなどの人権に関わる事象が発生しており，事象を通して明らかになった個別課題の解決に取り組みました。また，特別支援学校に通う児童生徒が，住んでいる校区の小中学校の授業や行事に参加するなど，ふくせき制度に基づき地域とのつながりをもちながら成長し，居住地の児童生徒が障がいのある児童生徒との交流を通じ障がいに対する理解を深めました。 | | | |

| | |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 取 組 み (H 2 8 5 R 1) </p> | <p>5 障がいの特性などに配慮した支援と福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの早期発見・早期支援に取り組み、発達段階に応じた細やかな支援を行うとともに、自立に向けた就労支援を行いました。 ・ 平成29（2017）年度には、市内14か所に「区障がい者基幹相談支援センター」を設置し、障がいのある方やその家族の日常生活の様々な相談や、地域の方や福祉サービス事業所などの関係機関からの相談に対応しています。 <p>6 障がい者の権利擁護・虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス等利用計画作成従事者研修等、障がい者に関わる人たちの研修を実施しました。 <p>7 バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの状態、年齢、性別などに関わりなく、安心して生活できるよう「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、ハード・ソフト一体の取り組みによるバリアフリーのまちづくりを推進しました。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 課 題 </p> | <p>1 障がいや障がい者に対する理解と認識の不足（目に見えないバリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の人々の理解や認識の不足により、障がいのある人への偏見や差別意識を持った人もおり、お互いの意思を伝えあっていくことが困難な場合があります。 ・ 学校においては、障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなどの人権に関わる事象の発生する割合が高く、児童生徒の理解や認識を高める取り組みが必要です。 <p>2 専門的なケア・特別支援教育（障がい児教育）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの障がいの特性を踏まえた支援が求められています。 <p>3 地域との結びつき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区外の特別支援学校に通っている子どもは、その保護者も含め、地域との関わりが希薄になりがちです。 ・ 障がいが重度化したり、障がいのある人が高齢化したり、親が亡くなった後も、地域で安心した生活が継続できる取り組みが必要です。 <p>4 困難な社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での居場所が少ないなどの社会参加が難しい状況にあります。 <p>5 雇用・就労の促進（就業の促進と雇用の安定による障がい者の自立促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、就労と雇用の安定は重要です。法律では、平成30（2018）年4月から法定雇用率が民間企業で2.2%（国・地方公共団体では2.5%）、対象企業は従業員45.5人以上の事業所に拡大されています。 <p>6 虐待の防止と権利侵害からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する虐待や、判断力が十分ではない障がい者の財産管理をめぐるトラブルなどの人権侵害も発生しています。 |

| | |
|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p> | <p>7 バリアフリーのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設ごとのバリアフリー化は着実に進められていますが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をすることが求められています。 障がい者への情報提供の際には、障がいの特性にあった提供方法を行う必要があります。特に、災害時の情報伝達については丁寧な対応が必要です。 <p>8 見えない障がい</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部障がい（からだの中に障がいがある人）や精神障がいや発達障がいなど、外見から分からない障がいのある人は、生活の中で誤解を受けたり、周囲の人たちに配慮をしてもらえなかったりすることがあります。 <p>9 災害時の支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の安否確認や避難及び避難所での支援体制づくりを進める必要があります。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の方向 (R2) (R5)</p> | <p>1 「共生社会」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害者差別解消法」や「福岡市障がい者差別解消条例」では、「不当な差別的取扱いの禁止^{※1}」と、「合理的配慮の提供^{※2}」を求めています。「社会的障壁^{※3}」を取り除き、互いに人格と個性を尊重しながら、障がいの有無によって分け隔てられることがない、共生社会の実現を目指します。 学校においては、平成28（2016）年1月に策定した市立学校等における「合理的配慮推進ガイドライン」及び平成31（2019）年1月に施行された「福岡市障がい者差別解消条例」等に基づき、「インクルーシブ教育システム」の充実を目指します。 「ユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像として掲げており、ハード・ソフト一体の取り組みによるバリアフリー化を推進し、障がいのある人もない人も住みやすいまちづくりを目指します。 <p>2 市民啓発・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別の解消に向け、条例の周知などの広報・啓発活動を継続して行います。 障がいのある人が地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するため、周囲の人々や一緒に働く人たちの障がいや障がい者に対する正しい理解を促進することがとても重要であり、必要な教育や啓発活動を推進していきます。 <p>※1 不当な差別的取扱いの禁止 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止すること。</p> <p>※2 合理的配慮の提供 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する（事業者については、対応に努める）こと。</p> <p>※3 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなもの。 ①事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、②制度（利用しにくい制度）③慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化など）、④観念（障がい者への偏見）などがあげられます。</p> |

3 障がい者の権利擁護

- 平成24（2012）年に施行された「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき，障がい者の虐待の予防と早期発見，及び養護者への支援体制づくりが今後の施策上の課題となっています。成年後見制度や常設相談窓口など権利擁護に関する制度について，積極的な周知・広報を行います。
- 障がいのある人が，社会の一員として尊重され，自らの考えに基づいた決定をし，その考えを表明したり，行動したりするための支援を行います。また，障がいの特性から，十分な判断を行うことや意思の表明をすることが困難な場合に，その人の権利が損なわれるようなことがないように，権利擁護の推進に取り組みます。

4 障がいの特性を踏まえた支援についての理解促進

- 保健・医療・福祉が連携した支援など，障がいの特性に応じた福祉サービスを提供するとともに，地域社会での障がいの特性についての理解促進を図る取り組みを進めます。
- 障がい者と実際にふれ合う機会として，啓発イベントの開催や障がい者施設の商品を身近にするなどの取り組みを進めます。
- 学校教育においては，特別支援学校で学ぶ児童生徒と居住地域の小中学校で学ぶ児童生徒，保護者，地域の人々との交流や，小中学校の特別支援学級と通常の学級で学ぶ児童生徒の交流などを行います。また，障がいのある人への差別性がある言葉を使ってしまうなどの人権に関わる事象に対しては，事象の問題点や背景を明らかにし，教育上の課題として捉え，問題解決に向けて取り組みます。

5 障がい者の就労支援

- 障がいのある人が社会の一員として，日々生きがいを持って暮らすためには，就労は重要です。障がい者就労支援センターを中心に，関係機関と連携しながら就労支援施策を推進し，企業に向けて研修会や広報物などを通して啓発を行います。
- 特別支援学校では，就職指導員による職場開拓などの推進や職業技能者の派遣を行うとともに，「夢ふくおかネットワーク」の事業を展開し，生徒の就労支援を図ります。

6 災害対策の推進

- 避難行動要支援者名簿^{※4}の周知を進め，災害時に支援が必要となる方に，名簿への登録を促し，日頃の声かけなど地域で支える取り組みを進めます。
- 特別な支援を必要とする方については，医療機関との連絡，搬送，ホームヘルパー等の派遣依頼，社会福祉施設への緊急入所等，適切な配慮がされるよう努めます。
- 2次避難所として設置する福祉避難所^{※5}について，指定している福祉施設との協議を進め災害に備えます。

※4 避難行動要支援者名簿

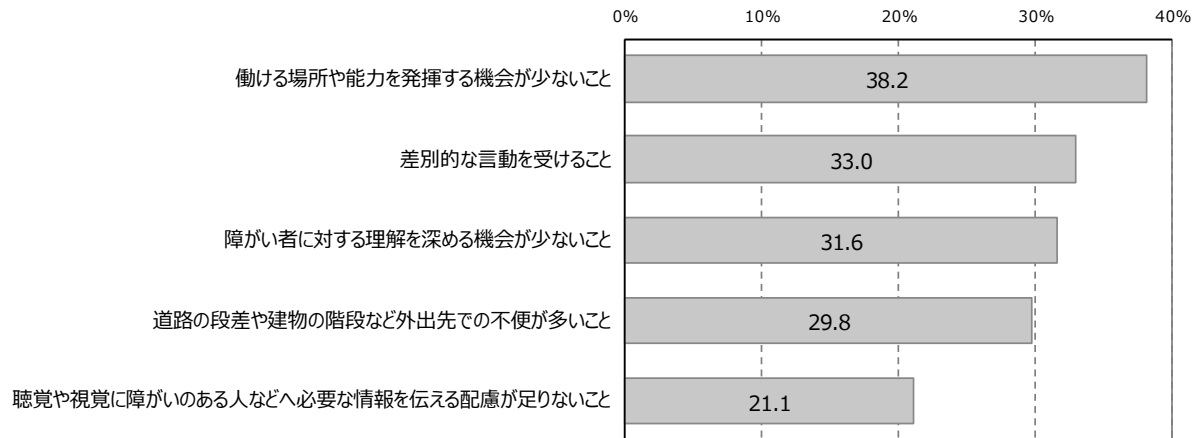
当該市町村に居住する要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに，地域防災計画の定めるところにより，避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。

※5 福祉避難所

老人福祉センター，防災拠点地域交流スペースを有する社会福祉施設，特別支援学校などの既存施設を利用して設置される，要支援者のために特別な配慮がなされた避難所。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われること



6 外国人に関する人権問題

現 状

福岡市は、アジアに開かれたまちづくりを進める中、年々、外国人が増加しており、その出身国・地域も多様化しています。平成31（2019）年4月には、深刻な人手不足の状況に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、国内の在留外国人のさらなる増加が予想されています。一方、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。平成28（2016）年6月には外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）」が施行されましたが、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

また、令和元（2019）年「福岡市外国籍市民アンケート」では、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と答えた人が96.5%となっている一方で、異なる民族や国、地域、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で騒音やごみの捨て方、駐車・駐輪マナー等に関するトラブルが地域住民との間で発生しています。

このような問題を解決するためには、人種・民族・国籍を問わず、すべての人の人権を尊重する真の国際理解・国際協調の精神を養い、多様な文化や生活習慣をお互いに尊重しあう「共生の心」をつくりあげていくことが必要です。

1 福岡市における在住外国人の状況

- 各年12月末現在の数値で、平成28（2016）年は32,146人でしたが、令和元（2019）年は39,779人と増加しており国際化が進展しています。
- 国籍・地域別では、中国が一番多く、続いて韓国又は朝鮮、ベトナム、ネパールの順です。在留資格別では、留学の割合が最も多くなっています。

2 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

- 「日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと」「外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと」などの項目について、人権上問題があるとの回答割合が高いという結果が出ました。

3 差別事象等の発生（平成28年（2016）度～令和元（2019）年度）

- 福岡市内においては、外国人を誹謗中傷する落書きや貼り紙が発生しています。
平成28（2016）年：民間施設計12か所に貼り紙
平成30（2018）年：民間施設計9か所に貼り紙

取
り
組
み
(
H
2
8
S
R
1
)

- 1 市民の国際理解等の推進
 - ・ 市民の国際理解の充実を図るとともに、外国人の人権問題に関する啓発活動を行いました。
- 2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供
 - ・ 区役所に転入手続きを訪れた外国人に対して、英・中・韓などの多言語で記載した、外国人のための生活便利帳である「リビングイン福岡」やボランティアによる日本語教室の案内を掲載した「にほんごClassMap」などをセットにし、ウェルカムキットとして配付しました。なお、「リビングイン福岡」は、平成31（2019）年4月から、「やさしい日本語」を取り入れたベトナム語及びネパール語版を作成しています。
 - ・ 福岡よかトピア国際交流財団（以下、「国際交流財団」という。）において、多言語による生活情報の提供や生活ルール・マナーの出前講座等を実施しました。また、ホームページのリニューアルにより、英・中・韓・ベトナム・ネパール及び「やさしい日本語」に対応しています。
 - ・ 災害時の緊急情報や行政情報の発信、普段のコミュニケーションにも有効な「やさしい日本語」について解説を行ったガイドブック『使ってみよう「やさしい日本語」』を平成30（2018）年3月に発行しました。
- 3 外国人住民との相互理解の促進
 - ・ 外国人住民との交流を促進するため、文化や習慣を互いに紹介する機会や、餅つき大会や料理教室の開催の支援を行っています。平成31（2019）年4月から、地域の国際交流を促進する「共生コーディネーター」を国際交流財団に設置し、外国人住民との交流支援の充実などに取り組んでいます。
- 4 在住外国人への日本語習得支援
 - ・ 市内5か所の市民センターを会場とした福岡市主催の日本語教室の実施のほか、国際交流財団による日本語ボランティア養成講座など、ボランティアによる日本語習得支援の促進に取り組み、平成31（2019）年3月末現在、市内及びその周辺には、日本語教室が55か所あります。また、55の日本語教室を案内するマップを作成しています。
 - ・ 外国人児童生徒の日本語教育のため、日本語サポートセンター、日本語指導拠点校、日本語指導担当教員配置校の設置など、指導体制を整備しています。
- 5 在住外国人に対する暮らしのサポート
 - ・ 平成31（2019）年4月には、福岡市国際会館内に18の外国語に対応する「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置しました。
 - ・ 平成30（2018）年3月から、災害時には「福岡市災害時外国人情報支援センター」を設置することとしており、同年7月の西日本豪雨時に設置し、情報提供や電話による相談などを実施しました。
- 6 「ヘイトスピーチ解消法」の周知
 - ・ 法律の施行に関する周知ポスター・チラシの配布、スポット映像の放映等により周知を行いました。

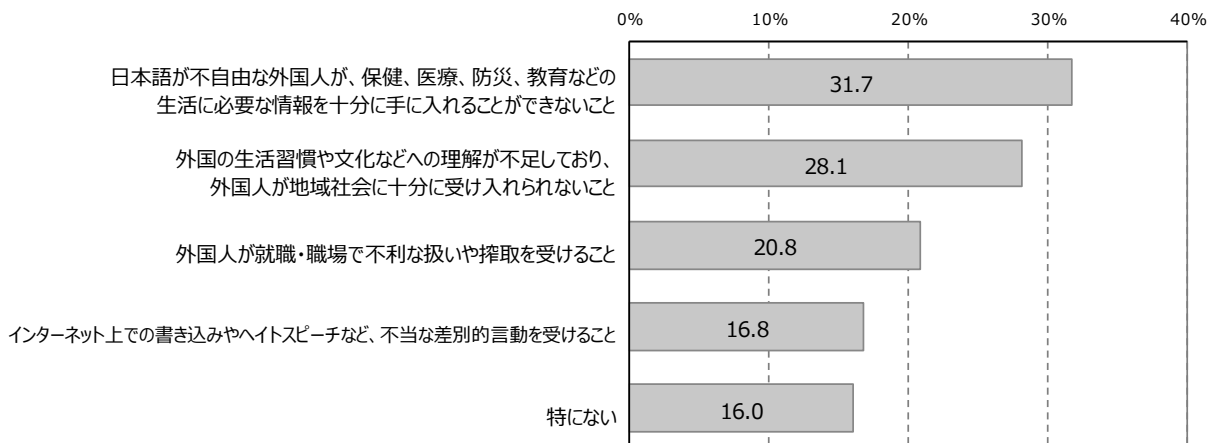
| | |
|--------------------------|--|
| 課 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 外国人住民との相互理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、「生活者としての外国人」の増加が予想される中、地域における国際交流を促進していく必要があります。 2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人が急増している中、日本人と外国人が安心して安全に暮らすため、生活ルール・マナーの周知に積極的に取り組んでいく必要があります。また、福岡市は留学生が多く、毎年、日本に不慣れな外国人学生が転入してくるため、継続的な支援が必要です。 3 在住外国人への日本語習得支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学や国際結婚、就労等様々な背景により、日本語指導が必要な児童生徒の国籍や母語も多様化し、個に応じた指導・支援が必要となってきています。 ・ 生活者としての外国人は、日本語を覚えることで生活の利便性が高まることから、外国人の家族にも利用できる日本語習得支援に取り組む必要があります。 4 在住外国人に対する暮らしのサポート <ul style="list-style-type: none"> ・ 国においては、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していくとしています。その対応策等を踏まえ、福岡市においても様々な分野で外国人施策を推進していく必要があります。 5 ハイトスピーチ <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の民族や国籍の人を排斥する趣旨の差別発言などを、街頭で公然と叫んだり、インターネットを通じてデモや演説の動画を拡散させるなど、ハイトスピーチが社会問題になっています。ハイトスピーチは許されないものであり、福岡市においても引き続き、啓発に努める必要があります。 6 差別事象等の発生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡市内で外国人に関する差別落書きや貼り紙が発生しています。 |
| 施策の方向 (R2SR5) | <ol style="list-style-type: none"> 1 外国人住民との相互理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動や小学校区単位での外国人住民との交流支援などにより、相互理解を深める取り組みを推進します。 2 多言語・やさしい日本語による生活情報等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語化の充実とともに、「やさしい日本語」を活用し、行政情報・生活情報をできるだけ分かりやすく提供します。 3 在住外国人への日本語習得支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語サポートセンター、拠点校等の体制をさらに整備し、日本語指導担当教員の配置がない学校に在籍する児童生徒を含めた、外国人児童生徒等の教育支援の充実を図ります。 ・ 国際交流財団や市民ボランティアの日本語教室と連携、協力して、日本語習得支援の充実に取り組みます。 |

施策の方向
(R25R5)

- 4 在住外国人に対する暮らしのサポート
- 新たに設置した「福岡市外国人総合相談支援センター」を活用するなどして、相談に対応します。
 - 医療，子育て，防災などの様々な分野における外国人支援を充実します。
- 5 ハイトスピーチに対する取り組み
- ハイトスピーチは，人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく，人としての尊厳を傷つけたり，差別意識を生じさせることにもつながりかねません。ハイトスピーチの解消に向け，啓発ポスターやチラシの配布，スポット映像の放映などの啓発を行います。また，適宜，福岡市内のハイトスピーチの状況について把握に努めます。
- 6 差別事象に対する取り組み
- 市民一人ひとりが日常的な人権感覚を身に付け，地域における差別を許さない雰囲気を醸成することが必要です。
 - 差別事象を差別として認識し，正しい対応ができる市民を増やす取り組みを推進する必要があります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.外国人に関する事柄で，人権上問題があると思われること



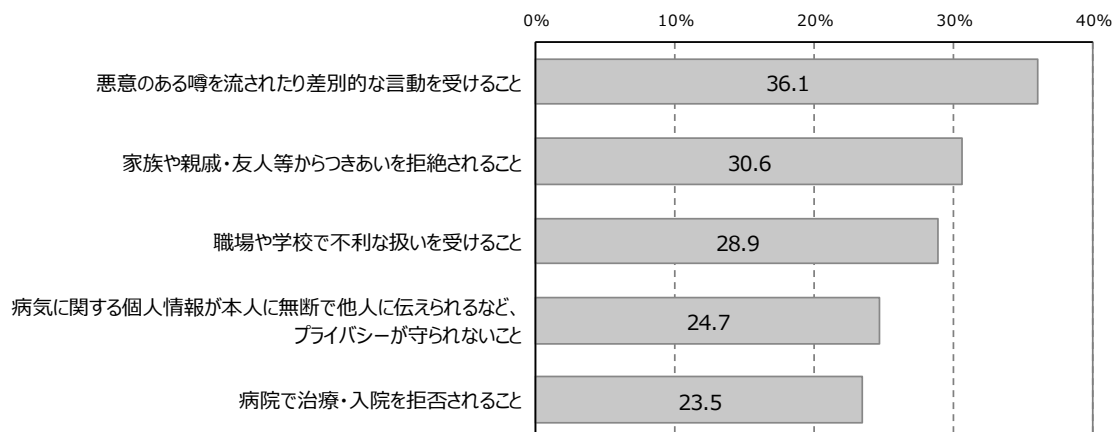
7 HIV感染者等に関する人権問題

| | |
|---|---|
| <p>現 状</p> | <p>エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。いまだ完治させる方法は見つかっていませんが、適切な治療を受ければ、エイズの発症を抑えることができます。</p> <p>また、ハンセン病はらい菌という細菌により末梢神経や皮膚がおかされる感染症です。感染力は弱く、かつ遺伝する病気でなく、現在は発病しても外来治療だけで確実に完治します。今、療養所で生活している人のほとんどは治っています。平成13（2001）年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」、平成20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、令和元年（2019年）11月には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者やその家族への損失補償やその療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るための各種施策が実施されています。</p> <p>いずれも、日常生活では感染することはありませんが、病気に関する正しい知識の欠如や、思い込みによる過度の危険意識により、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれることで、患者やその家族などに対する様々な人権問題が生じています。</p> <p>このような人々の人権が守られ、安心して生活していける社会を実現するためには、これらの疾病に対する正しい知識を普及させ、偏見や差別をなくしていく必要があります。</p> <p>1 HIV感染者等の数の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡市では、平成28（2016）年は、過去最多の63人の報告があり、平成30（2018）年は、40人と減少したものの、発症後の報告が多い状況です。感染者の年代としては、20歳代から50歳以上の方まで幅広い年代の方の感染が報告されています。 <p>2 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「HIV（エイズウイルス）感染者などの人権上問題があると思われること」の調査結果では、「悪意あるうわさを流されたり差別的な言動を受けること」「家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること」など、殆どの項目で減少傾向にあるものの、「特にない」と回答した人が増加傾向にあります。 |
| <p>取 り 組 み （ H 2 8 〜 R 1 ）</p> | <p>1 啓発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるよう、保健福祉センターの職員による健康教育を行うなど、啓発活動に努めるとともに、HIV検査普及週間や12月1日の世界エイズデーに合わせてキャンペーンを実施し、正しい知識と早期発見・早期治療の必要性についての普及啓発を行いました。 ・ HIV感染やハンセン病に関する人権問題について、講演会の開催やマスメディア等を活用した取り組みにより、広く市民に向けた啓発を行いました。 ・ 学校における取り組みとしては、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者（元患者）への差別や偏見をなくすため人権読本「ぬくもり」第3版に、HIVやハンセン病についての理解を促す内容を盛り込みました。 <p>2 検査体制・相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談事業を実施するとともに、職員のエイズ対策研修会等の受講を推進し、さらなる充実を図りました。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 課 題 | <p>1 HIV感染者等</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者や家族への偏見による差別 就職・退職の強要差別 医療機関での診療拒否，高齢者施設等への入所拒否など 感染が言えないことによるストレスや生きづらさ 市民の関心の低下 <p>2 ハンセン病</p> <ul style="list-style-type: none"> 長年の隔離により家族や社会と断絶させられているため，回復しても療養所で暮らす人がいます。 患者（元患者），家族への差別や偏見 <p>3 後遺症や高齢による障害</p> |
| 施策の方向 (R2SR5) | <p>1 正しい知識の普及・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> どんな病気にかかっても，その人やその家族の人権が侵害されることがあってはいけません。HIV感染者，エイズ患者，ハンセン病患者（元患者）および家族などの人たちの実情を理解するために，病気や感染者・患者の人権について正しい知識の普及・啓発活動を行うことが必要です。 結核や新型インフルエンザなどの感染症の患者や関係者に対する差別や偏見をなくす啓発も必要です。 <p>2 検査・相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> HIVについては，現在，治療技術は大きく進歩しています。早めに検査を受け，治療を始めることで，病状をコントロールできるようになりました。病気を早期発見することで，患者が将来に向けてよりよく生きることにつながるため，検査や相談体制について，周知の強化・継続に努める必要があります。 |

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.HIV感染者等に関する事柄で，人権上問題があると思われること



8 様々な人権問題

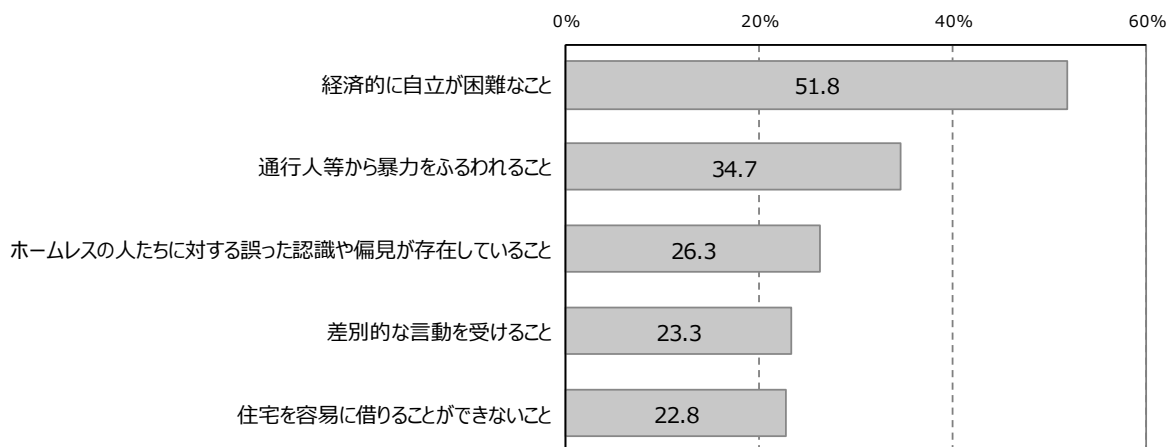
(1) ホームレス

| | |
|--|---|
| 現 状 | <p>福岡市では、「福岡市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、巡回相談や再ホームレス化を防ぐためのアフターケアを実施し、また就労自立支援センターなどホームレスの人が入所できる施設を設置して、就労支援や福祉施策による支援を実施しており、このような自立支援の取り組みにより、ホームレスの数はピーク時と比べ大幅に減少しています。</p> <p>しかし、公園等で起居しているホームレスが高齢化、長期化する一方で、路上と屋根のある場所（ネットカフェや終夜営業施設等）を行き来しながら生活している若年層も一定数存在するなど、ホームレスの抱える問題は多様化・複雑化しています。</p> <p>また、ホームレスに対する偏見や差別により、暴力や嫌がらせ行為が発生しています。</p> <p>1 ホームレスの数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31（2019）年1月に実施した目視による概数調査では、福岡市内のホームレス数は168人で、調査開始後最も多かった平成21（2009）年の969人から5分の1以下に減少しています。 ・ 調査区分別では、都市公園55人、河川8人、道路30人、駅舎4人、その他施設71人となっています。 <p>2 「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（平成28（2016）年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡市内のホームレスの年齢は、60歳代以上が65.1%となっており、前回調査（平成24（2012）年1月）から17.4ポイント増加し、高齢化しています。 ・ 「路上生活をするようになって5年以上」が55.6%と前回の調査から3.3%増加しており、路上生活の長期化が進んでいます。 ・ 路上生活になった理由として「人間関係がうまくいなくて、仕事を辞めた」が25.4%（前回調査 9.3%）、「倒産・失業」19.0%（同 27.9%）「仕事が減った」が17.5%（同 39.5%）となっており、失業・減収が減少する一方、人間関係により、仕事を辞めた人の割合が増えています。一般的には、有効求人倍率が向上し、雇用情勢は回復しているものの、人間関係の構築が上手くいかない人やコミュニケーション能力に課題がある人は、雇用関係のある就労に結び付いていない状況があると考えられます。 |
| 取 り 組 み （ H 2 8 S R 1 ） | <p>「福岡市ホームレス自立支援実施計画」（第3次）（第4次）に基づく施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援施設を中心とした施策を推進するとともに、多様化するホームレスの課題に対応するため、巡回相談のほか、平成27（2015）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者の相談窓口である「福岡市生活自立支援センター」の機能も活用し、住居を失った又はそのおそれのある人を早期に把握し、支援を行っています。また、再ホームレス化の防止に向け、訪問相談等を行うアフターケア事業の充実を図りました。 ・ 人権擁護の取り組みとして、関係機関と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動や、ホームレスに対する暴力・嫌がらせなどの人権問題についての相談、自立支援の取り組みについて市職員、民生委員・児童委員、地域団体等を対象とした研修・出前講座などを行いました。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 課題 | <p>1 ホームレスの生活環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居がなく健康に不調をきたすなど厳しい生活を強いられています。 公共空間を占拠することで、市民の自由な利用や施設管理の妨げになり、地域住民との軋轢が生じることがあります。 <p>2 偏見・差別意識</p> <ul style="list-style-type: none"> 「好きで野宿している」「働く気がない」といった見方をされています。 偏見や差別意識などから、暴力や嫌がらせ行為を受ける事案が発生しています。 |
| 施策の方向 (R2～R5) | <p>1 「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第4次）」（令和元（2019）年～令和5（2023）年）に基づく自立支援施策の推進</p> <p>今後も自立支援施設を中心とした施策を推進するとともに、多様化するホームレスの課題に対応し、巡回相談のほか、生活自立支援センターの機能も活用して、住居を失った、又は住居を失うおそれのある人を早期に把握し、支援を行います。また、アフターケア事業の充実を図るとともに、同事業の利用を終了した後も、一定期間は本人へ手紙を送付するなど定着支援を行い、自立の継続を支援します。</p> <p>2 人権擁護・啓発活動の推進</p> <p>(1) 福祉関係者・教育機関との連携による啓発活動</p> <p>社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者や、学校等の教育機関と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行います。</p> <p>(2) 人権に関する相談への対応</p> <p>ホームレスに対する偏見や差別、通行人からの暴力、嫌がらせなどの人権問題については、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局等の関係機関と連携しながら、適切な対応を図ります。</p> <p>(3) 研修等による啓発活動</p> <p>ホームレスを人権問題としてとらえ、人権意識の高揚を図るため、研修や出前講座等の機会をとらえ、ホームレスの状況、実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供等、啓発活動の充実を図ります。</p> |

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.ホームレスに関する事柄で、人権上問題があると思われること



(2) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、多くの情報を容易に得ることができる一方、その匿名性を悪用して、個人や団体を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を掲載したり、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

そのような情報を書き込まれた人は、尊厳や社会的評価を傷つけられるなど、回復困難なほど重大な損害を被る危険があるとともに、一旦発信された情報は瞬時に広範囲に広がる可能性があり、回収は極めて困難であることを考えると、非常に深刻な人権侵害です。

また、インターネットに自由に接続できる端末の普及、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の発達等により、ネット上における児童生徒のいじめ問題なども深刻になっています。

1 インターネットをめぐる人権問題

- ・ インターネット上の差別書き込み
- ・ 個人や団体に対する誹謗中傷の書き込み
- ・ インターネットでのいじめ（ネットいじめ）
- ・ プライバシーの侵害
- ・ 個人情報流出や漏えい

2 法整備の状況

国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対しては、掲載内容の削除や発信者の身元情報の開示が可能となりました。

また、平成 25（2013）年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、「いじめの定義」にインターネットを通じて行われるものが含まれると明記しました。

このほか、平成 20（2008）年には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）を改正し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化することや、平成 26（2014）年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）を制定するなど、インターネット上の人権侵害に対する法整備を進めています。

3 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）

「関心のある人権問題とは」との問いに、「インターネットによる人権侵害問題」と答えた人は 46.8%で、全 17 項目の 3 番目であり、前回調査時よりもさらに市民の関心が高くなりました。

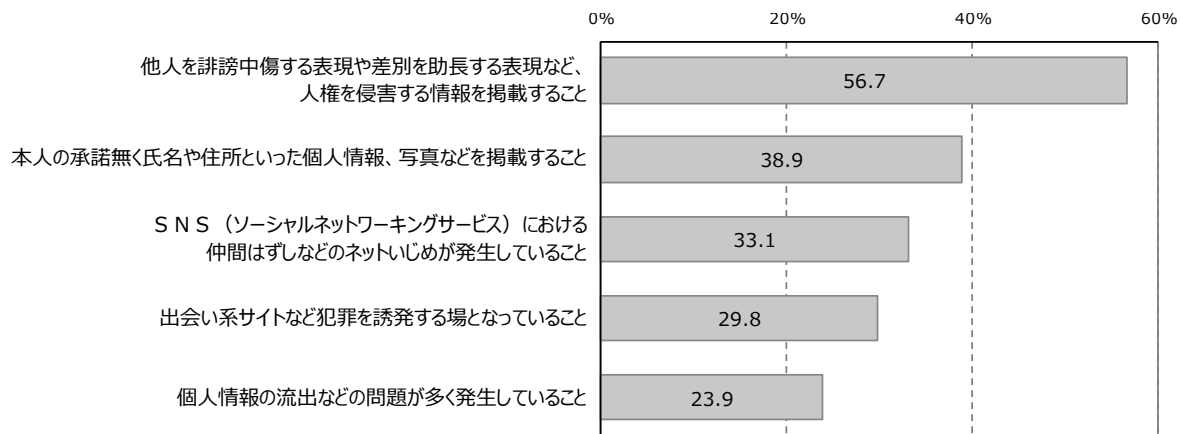
また、「インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われること」については「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」「本人の承諾なく氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること」「SNS における仲間外しなどのネットいじめが発生していること」などが上位を占め、インターネットにおける人権侵害を身近な問題と考える市民が多いことが分かります。

現 状

| | |
|-------------------------|--|
| 取り組み (H28SR1) | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民に向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットによる人権問題について、マスメディア等を活用して、広く市民に向けた啓発を行いました。 ・ 市内の企業や市民等を対象とした人権研修の中で、インターネットによる人権侵害に関して説明する等、市民啓発を行いました。 2 児童生徒へのインターネットやスマートフォン等を介した被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットいじめ等の講演会の実施 ・ 学校ネットパトロールによる検索 ・ 教職員・保護者向け啓発資料を配布 ・ 通信会社との連携による情報モラルの推進 ・ 中学校入学説明会で保護者向け啓発チラシを配布 ・ PTAとの連携による規範意識の醸成 |
| 課題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 インターネット上の書き込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題、障がい者、外国人などについて、偏見や差別を助長する書き込みが発生しています。 2 個人や団体に対する誹謗中傷の書き込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意を持って他人や団体の名誉を傷つける書き込みをされています。 3 インターネットでのいじめ（ネットいじめ） <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS などにおいて仲間外れなどが行われています。 4 プライバシーの侵害、個人情報の流出や漏えい <ul style="list-style-type: none"> ・ 無断で、他人に知られたくない個人情報や写真、動画などが掲載されています。 ・ 名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報が流出し、詐欺などの犯罪に繋がっています。 ・ インターネット上では、書き込まれた情報が短時間で広範囲に拡散し、容易に削除することができなくなります。 |
| 施策の方向 (R2SR5) | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校と家庭における取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校では、教育課程に位置付けた情報モラル教育を実施するなどの情報教育及び生徒指導を徹底します。 ・ 保護者へ家庭でのルールづくりやモラル・マナーの向上、フィルタリングの徹底について周知するとともに、ネット上の問題ある書き込みや画像の検索・監視によりネットトラブルの回避を図ります。 2 市民啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のプライバシーや名誉に関する市民の正しい理解を深めるため、広報誌や啓発物、メディア等を活用して、インターネットの適正な利用についての市民啓発を行うことが必要です。 3 相談・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局等の相談窓口を周知するとともに、関係団体等と連携し相談・支援に取り組みます。 |

＜参考＞（H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」）

Q.インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われること

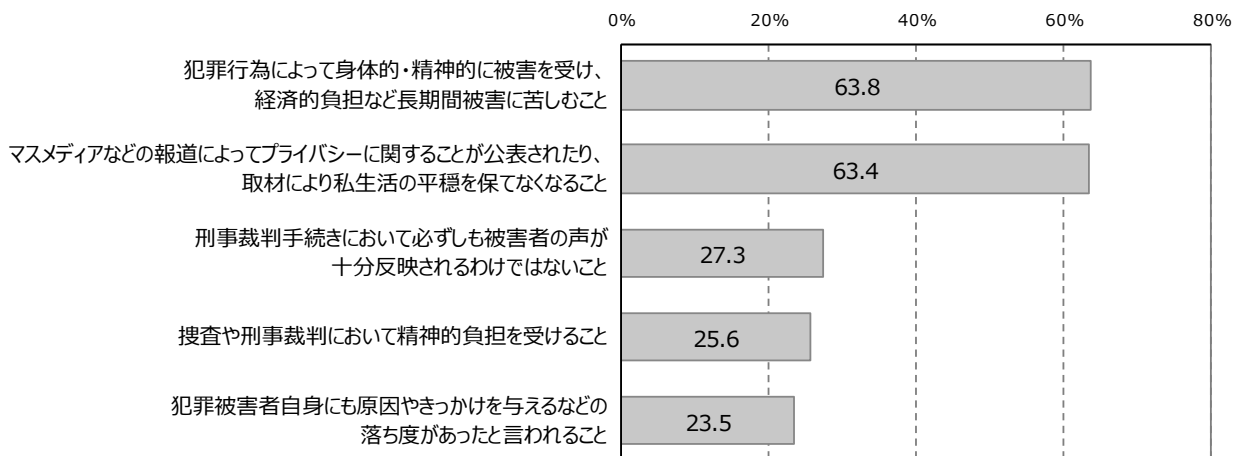


(3) 犯罪被害者等

| | |
|---|--|
| <p>現 状</p> | <p>犯罪被害者及びその家族等は、犯罪による直接的な被害に加え、周囲の人々の誤解や無理解などから、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。</p> <p>国は、平成 17 (2005) 年に「犯罪被害者等基本法」を制定するとともに、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、福岡市においても犯罪被害者等のための施策を推進しています。</p> <p>福岡市が平成 29 (2017) 年度に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の「犯罪者やその家族に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うこと」を問う設問では、「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと」が 63.8%、「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活に平穏を保てなくなること」が 63.4%となっており、「長期間に及ぶ被害」と「マスメディアの報道姿勢」の 2 点が圧倒的に多い結果となっています。</p> |
| <p>取 り 組 み (H 2 8 S R 1)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害者への支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県及び北九州市と共同で、犯罪被害者のための総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を運営しました。 ・ 性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、年中無休のワンストップ相談窓口である「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県及び北九州市と共同で運営しました。 2 犯罪被害者庁内連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 (2017) 年度から、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に行うため、関係課で構成する「福岡市犯罪被害者等支援連絡会議」を毎年開催しました。 ・ 犯罪被害者支援に関する取組みなどの情報を、随時関係課に提供し共有しました。 |
| <p>課 題</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪による直接的な被害 2 周囲の人々の言動や報道機関による取材などに起因する二次的被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 興味本位のうわさや心ない中傷 ・ インターネット上の悪意ある書き込みによる名誉棄損や個人情報の流出 ・ 報道機関の行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害 |
| <p>施 策 の 方 向 (F 2 8 S R 5)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害で悩んでいる被害者本人とその家族・遺族が、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるような支援が必要です。 ・ 犯罪被害に遭われた方の相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知などに取り組みます。 |

＜参考＞（H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」）

Q.犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われること

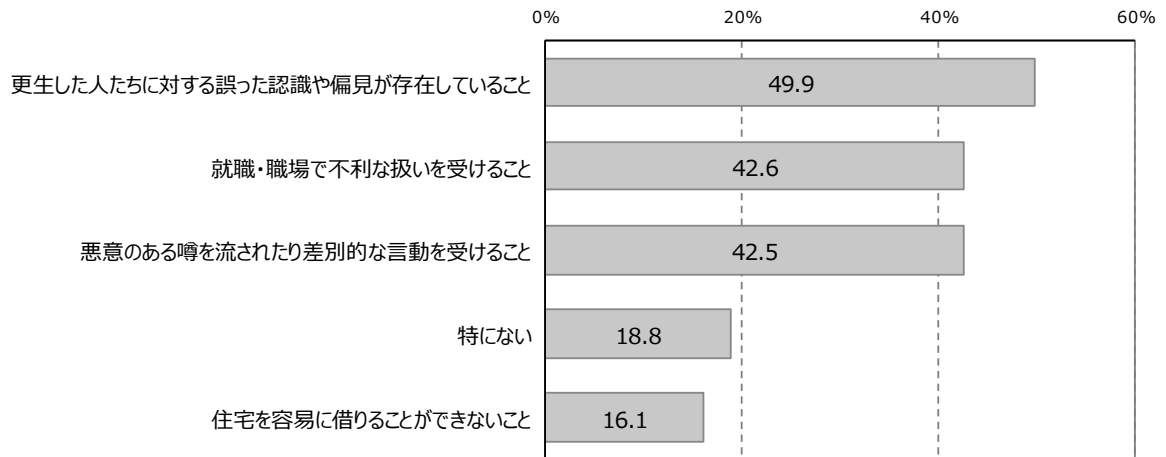


(4) 刑を終えて出所した人等

| | |
|---|--|
| <p>現 状</p> | <p>刑を終えて出所した人は、地域社会の一員として生活をしていくこととなります。</p> <p>しかしながら、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、社会の偏見や差別意識のために、就職をはじめとした社会復帰が困難な状況に陥り、更生意欲が削がれたり、更生を阻害される場合があります。</p> <p>平成 29 (2017) 年度に実施した市民意識調査においても、「刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思う」ことを問う設問で、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」などが高い割合を示す一方で、「特にない」との回答が前回調査と同様 2 割程度あり、他の人権問題にはない特徴となっています。</p> <p>このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、社会復帰できるようにする必要があります。</p> <p>現在、スムーズな社会復帰につなげる試みとして、企業が更生に一役買い、刑務所や少年院などの矯正施設の入所者に出所後の働き口を提供する「協力雇用主」制度が実施されています。</p> |
| <p>取 り 組 み (H 28 S R1)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 保護司会等の関係団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会や更生保護女性会の活動に対して毎年補助金を交付するとともに、更生保護サポートセンターとして、市役所北別館及び城南市民センターを貸与し、その土地使用料を減免しています。 2 協力雇用主への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 (2016) 年度から、社会貢献度の高い地場企業に対する優先指名等の優遇制度に協力雇用主支援事業を追加しました。 3 再犯防止推進庁内連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 (2018) 年度から、再犯防止に関する市の取組みを推進するため、関係課で構成する「福岡市再犯防止推進連絡会議」を毎年開催しました。 |
| <p>課 題</p> | <p>刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職に際しての差別 ・ 住居等の確保に際しての困難 ・ 悪意あるうわさの流布 |
| <p>施 策 の 方 向 (R2 S R5)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 (2016) 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、「円滑な社会復帰の促進」が重要であることを指摘しています。刑を終えて出所した人等が円滑に社会復帰できるようにするとともに、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現することが必要です。国や県の再犯防止推進計画を踏まえ、保護観察所や保護司会などとの連携を図りながら、再犯の防止に取り組みます。 ・ 刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を推進する必要があります。 |

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族

現 状

1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮当局に拉致されました。

平成9(1997)年には拉致被害者のご家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」が結成される等、被害者の救出を求める運動が活発に展開されてきました。

日本政府は、これまでに17人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しています。また、警察庁によると、政府が認定している17人以外にも、「北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案に係る方々」が多く存在しており(882人、令和元年度警察白書)、その中には福岡市の人もいます。(令和2(2020)年3月現在)

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる深刻な人権侵害であり、国の主権に関わる重大な問題です。国においては、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることが、地方公共団体の責務とされました。

国連においては、拉致問題は重大な人権侵害として深刻な懸念を表明する決議が採択されています。

1 拉致問題の動向

- 平成14(2002)年9月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮当局が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しました。
- その後も、国家間の協議が進められ、平成26(2014)年5月のストックホルムでの日朝政府間協議においては、北朝鮮側が拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを表明し、日本側は、この調査が開始される時点で、一部の制裁措置を解除することを表明しました。しかし、平成28(2016)年2月には、調査は一方的に破棄されています。
- いまだ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はなく、拉致問題の解決には至っていません。

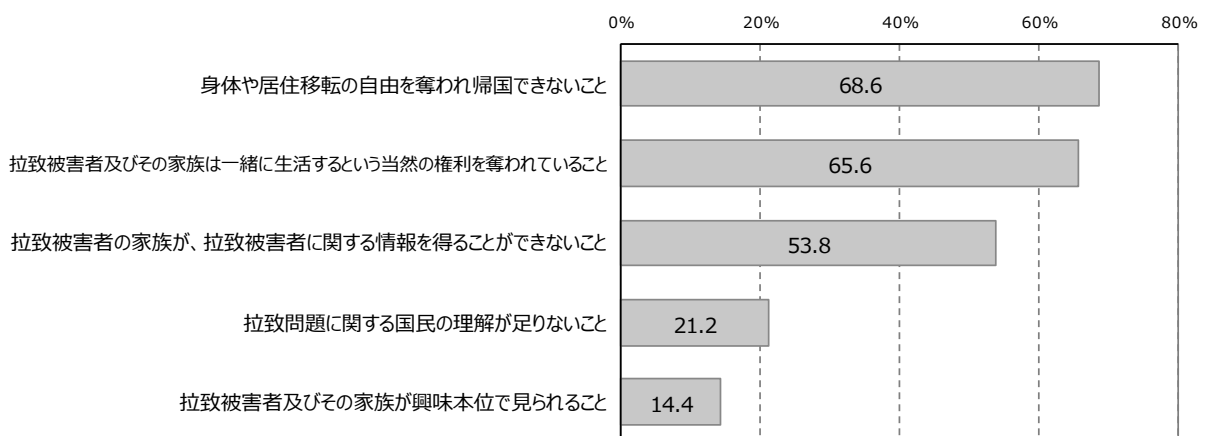
2 福岡市人権問題に関する市民意識調査(平成29(2017)年度)

- 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われること」の調査結果では、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと」が68.6%と最も高く、「拉致被害者及びその家族と一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」が65.6%と続いています。

| | |
|--------------------------|---|
| 取り組み (H28～R1) | <p>国や福岡県、民間団体と連携し、市民への啓発に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月10日～16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、横断幕の掲示、職員へのブルーリボン着用の奨励、パネル展などを開催しました。 拉致被害者やその家族を講師とした講演会、その他舞台劇や映画上映会を開催しました。 市政だよりやテレビ、ラジオを活用し、拉致問題の啓発に取り組みました。 啓発ポスターを区役所、市民センター、市内すべての公民館などに配付し、掲示しました。 |
| 課題 | <p>市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 拉致問題の早期解決に向け、さらに市民一人ひとりが拉致問題への関心と認識を深め、解決に向けた機運を高める必要があります。 講演会等の参加者が中高年層に偏っており、若年層への啓発の強化が課題です。 |
| 施策の方向 (R2～R5) | <p>市民啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国や県、民間団体とも連携を図りながら、市民一人ひとりが拉致問題を自分たちの身近な問題として考え、解決に向けた機運が高まるよう、さらに市民への啓発を行う必要があります。 市民啓発に当たっては、若年層への啓発について工夫する必要があります。 |

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.北朝鮮当局に拉致された被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(6) 性的マイノリティ

| | |
|---|--|
| <p>現 状</p> | <p>いわゆる「性的マイノリティ※1」とされる人は、子どもの頃からいじめなどの差別や偏見を受けたり、「自分が認識する自分自身の性（性自認）」とは異なる性別での振る舞いを要求されるなど、様々な場面で精神的苦痛を受けています。また、一人で抱え込んだり、理解を得られず孤立してしまうこともあります。</p> <p>近年、性的マイノリティについてはマスコミ等で多く取り上げられており、人権問題として広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が立ち上げた団体などが様々な啓発活動を行っているほか、地方自治体や企業における取り組みなども進められており、性的マイノリティへの正しい認識が広まりつつあります。</p> <p>○ 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度） 「特に人権上問題があると思われること」として、「差別的言動を受けること」が39.4%、「理解不足」が31.7%、「職場や学校での嫌がらせ」が26.8%との結果が出ています。</p> <p>※1 性的マイノリティ 「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性とは異なる性を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性をどう認識するか）を持つ人々の総称。</p> |
| <p>取 り 組 み （ H 2 8 S R 1 ）</p> | <p>1 当事者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年 3 月に、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合う共生社会の実現を目指して、「性的マイノリティに関する支援方針」を策定しました。 平成 30（2018）年 4 月に、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが 2 人のパートナーシップを市に宣誓し、市がその証として受領証を交付するパートナーシップ宣誓制度を導入しました。令和元（2019）年 10 月には熊本市と協定を結び、双方の都市間で転居しても、簡易な手続きにより、転居前に交付された受領証を継続して使用できるようにしました。 平成 30（2018）年 4 月から、福岡県弁護士会の協力を得て、LGBT 電話相談を開始し、性的マイノリティの当事者や家族等の相談に弁護士が対応しています。 平成 30（2018）年 5 月から、性的マイノリティの当事者や家族の孤立を防ぎ、悩みや情報を共有できる居場所づくりとして、交流事業を毎月 1 回実施しています。 <p>2 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発リーフレット「LGBT 基礎知識」を作成し、公共施設等で配布をしています。 学校では、個別の事案に応じ、スクールカウンセラーや関係機関と連携して支援を行うとともに、人権読本「ぬくもり」を授業で活用し積極的に学習に取り組みました。また、人権教育指導の手引きの活用や当事者を招聘した教職員の研修を行いました。 性的マイノリティをテーマとした映画祭を開催し、啓発パネル展を実施しました。 福岡県宅地建物取引業協会へ市の取り組みについて説明するとともに、性的マイノリティへの住宅提供について協力を依頼しました。 福岡市医師会と連携し、医療関係者向けに、性的マイノリティについて医学的見地からの解説及び市の取り組みについての説明を行いました。 |

| | |
|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組み (H28～R1)</p> | <p>3 庁内における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性的マイノリティをテーマに取り上げ、局・部長級研修および課長級研修、全職員研修、区役所窓口職員を対象とする研修を実施しました。 ・ 福岡市役所の各種申請書等の性別記載欄について必要性を検討の上、不要なものを廃止する取り組みを引き続き行いました。 ・ 性的マイノリティに関する庁内関係課連絡会議において、情報収集や意見交換などを行いました。 ・ 平成31(2019)年4月から、市職員がパートナーシップ宣誓制度等によりパートナーシップを形成した場合、各種休暇(結婚休暇に準じた休暇や、被介護者としてパートナーやその父母等も対象とする介護休暇等)を取得できるようにしました。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">課題</p> | <p>1 性的マイノリティについての周囲の人々の誤解や無理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。 ・ 性的指向・性自認に関するハラスメントや本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について第三者に暴露する「アウトティング」が発生しています。 <p>2 当事者やその家族に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の方向 (R2～R5)</p> | <p>1 当事者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性的マイノリティの当事者等と意見交換を行いながら、課題やニーズを確認し、効果的な支援を行います。 ・ 当事者やその家族及び関係者からの相談に適切に対応するとともに、必要に応じて当事者団体などに関する情報提供を行います。 ・ パートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体との連携を進め、宣誓した人が、他の制度導入済み自治体に転居しても、簡易な手続きだけで引き続きサービスが享受できるように支援を行います。 <p>2 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者やその家族が、差別や偏見、アウトティングに苦しむことのないよう、市職員はもとより、市民や企業の理解を深めるために、当事者団体の協力のもと、市民啓発や企業研修などに取り組みます。 ・ 学校では、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した支援を行うとともに、全ての学校で人権読本「ぬくもり」を活用した教育を進めます。また、性的マイノリティへの正しい認識を深めるために、引き続き教職員の研修を行います。 |

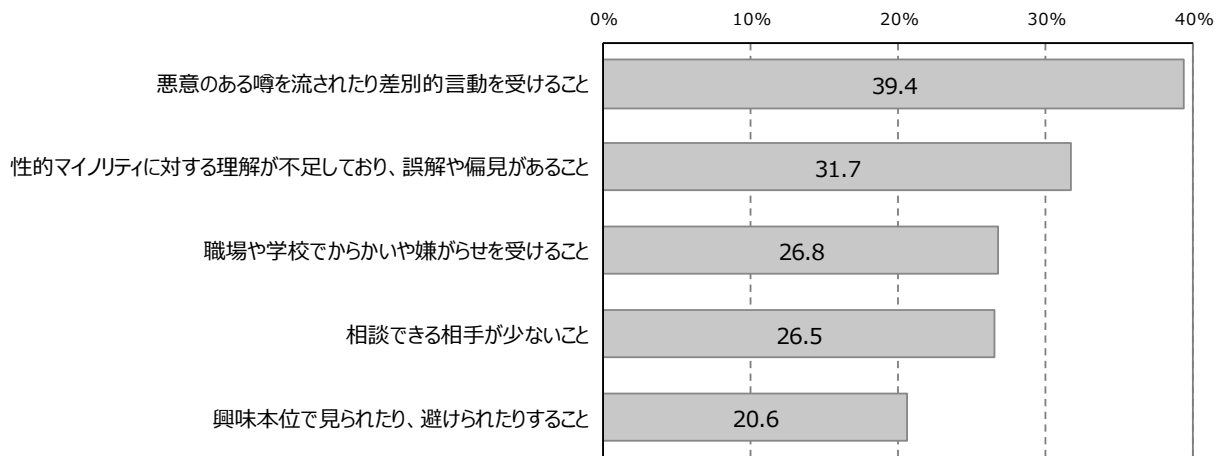
施策の方向
(R25R5)

3 庁内における取り組み

- ・ 近年、性的マイノリティをとりまく社会環境が大きく変化しているため、他の自治体の動向の情報収集に努めるとともに、庁内で情報共有や相談窓口相互の連携を図ります。
- ・ 性的マイノリティの人権に配慮した業務を推進するため、市職員のマニュアルとしてのハンドブックを作成し、活用を図ります。

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.性的マイノリティに関する事柄で、人権上問題があると思われること



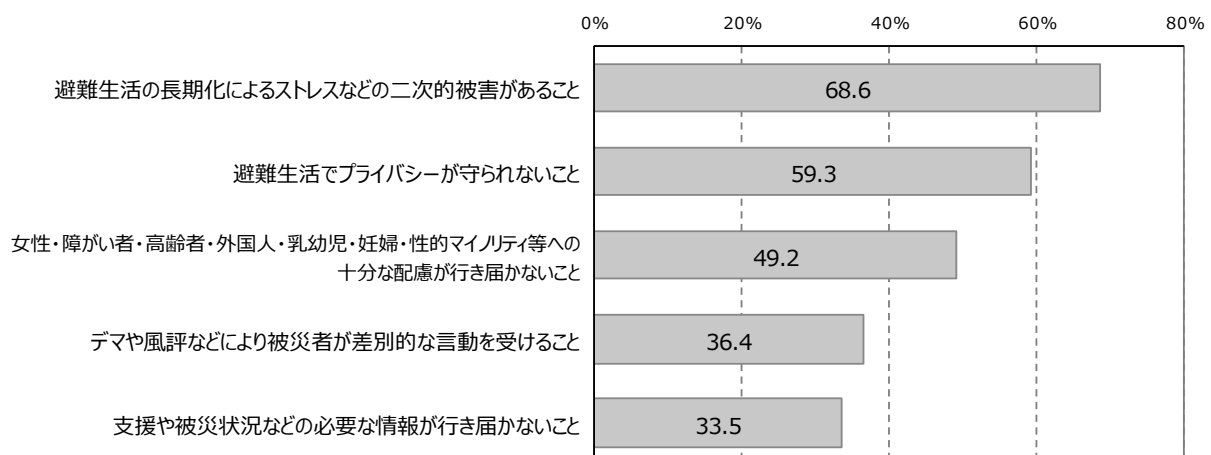
(7) 災害に伴う人権

| | |
|--|--|
| <p>現 状</p> | <p>平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、生命、身体、財産に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。</p> <p>平成 17 (2005) 年 3 月に福岡県西方沖地震、平成 28 (2016) 年 4 月に熊本地震が発生、また「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」、「平成 30 年 7 月豪雨」が発生し福岡県にも大きな被害をもたらすなど、自然災害はいつどこで発生してもおかしくありません。</p> <p>災害発生時には、避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害、避難生活を送る中での人権侵害、災害関連死^{※1}、デマや風評等による被害など、被災したすべての人に人権上の問題が起きる可能性があります。</p> <p>○ 福岡市人権問題に関する市民意識調査 (平成 29 (2017) 年度)</p> <p>「地震などの災害が発生した際に、人権上、特に問題があると思われること」に関する問いに、「避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること」の割合が 68.6%、「避難生活でプライバシーが守られないこと」の割合が 59.3%となるなど、避難生活に問題があると感じる市民が多いことが分かりました。</p> <p>※1 災害関連死 災害による直接的な被害ではなく、その後の避難生活によるストレスや疲労、環境の悪化などによって、病気がかかったり、持病が悪化するなどして、間接的な原因で亡くなること。</p> |
| <p>取 り 組 み (H 28 S R 1)</p> | <p>1 リーフレット、手引き等の作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり (平成 29 (2017) 年 3 月)」を作成し、市ホームページ等を通じて市民への周知を行いました。 ・ 「避難生活ハンドブック～大規模災害を生き抜くために～ (平成 30 (2018) 年 4 月)」を作成し、避難生活において役立つ情報をとりまとめ、周知を行いました。 ・ 「女性の視点を活かした防災ミニブック (平成 29 (2017) 年 9 月)」を作成し、災害時・平常時に女性や子育て家庭に役立つ情報をとりまとめ、周知を行いました。 ・ 「使ってみよう「やさしい日本語」 (平成 30 (2018) 年 3 月)」、「外国人への情報提供の手引き (平成 30 (2018) 年 3 月)」を作成・周知し、全ての人に対して情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えることができるよう取り組みました。 <p>2 市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会において、放射線への基礎的な知識と対処法について説明を行うなど、市民に向けて原子力災害や放射線に対する正しい知識と理解を深める取り組みを行いました。 ・ 被災者の人権、避難所運営等をテーマにした講演会を行うなど、市民に向けて啓発を行いました。 ・ 市民団体と共働で実施するイベント「ハートフルフェスタ福岡」において、市民団体による東日本大震災をテーマにした劇の上演や、原発事故による風評被害の払拭・解消のため、農産物や観光地の安心・安全を PR している市民団体の交流ブースの展示などを行いました。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 課 題 | <p>1 避難所における問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活では経験することのないストレスや不安感を感じる人も多く、その結果、高齢者や障がい者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者、女性、性的マイノリティ等に対する人権侵害が起こる可能性が高まります。 ・ プライバシーの保護や女性や子育て家庭のニーズに配慮が必要です。 ・ 高齢者や障がい者、外国人の中には、情報の入手や状況の把握が困難な人がいます。 <p>2 復興段階に応じた問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時においては、災害の発生から時間の経過とともに、配慮すべき人権上の課題も変わります。 ・ 最初は、生命に対する権利、安全に対する権利が何よりも優先されますが、生命の危機から脱した後は、日常生活を取り戻すための住居や仕事、教育などの権利保障、医療や福祉、生活基盤を整えるインフラの整備など、一人ひとりのニーズや被災者側の視点に立った支援が求められます。 <p>3 風評被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠のない思い込みや偏見で差別をすることは人権侵害につながります。被災された方々が、悲しみや苦しみを乗り越え、新しい生活を少しでも快適に送ることができるよう、支援と啓発を続けていくことが必要です。 |
| 施策の方向 (R25R5) | <p>1 災害時の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「誰もが安心できる避難所づくり」等を活用し、プライバシーへの配慮など、避難所の開設・運営時に、様々な立場の人への配慮を行います。 <p>2 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体や手段を通じて災害時における情報提供に取り組みます。 ・ 平常時より「やさしい日本語」の活用を促すなど、災害時に全ての人に対して情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えることができるよう、取り組みます。 <p>3 相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなど、災害時に支援を要する人からの相談やその支援にあたり、必要に応じて関係団体やボランティアと連携して取り組みます。 ・ 地域全体で日頃から要配慮者を見守り、支援する体制づくりを推進します。 |

<参考> (H29 福岡市「人権問題に関する市民意識調査」)

Q.災害に伴う人権に関する事柄で、人権上問題があると思われること



(8) 働く人の人権

現 状

誰もがやりがいと充実感を得ながら仕事をするためには、安心して働ける労働環境が必要であり、労働環境は人権と密接なかわりがあります。

近年、日本では社会構造や経済環境の変化、高齢者雇用の促進等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者、アルバイトなどの非正規雇用の労働者が増加し、総務省の平成30年労働力調査によると雇用者全体の37.9%を占めています。

このような雇用情勢の中、劣悪な労働環境で過酷な労働を強いる労働者の「使い捨て」が大きな社会問題となっています。また、長時間労働も社会問題となっており、「働き方改革」をキーワードに様々な施策が講じられています。

また、性的な言動により相手を不快にさせる「セクシュアルハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワーハラスメント」、妊娠・出産をきっかけとして嫌がらせをする「マタニティハラスメント」、顧客や取引先からの著しい迷惑行為を指す、いわゆる「カスタマーハラスメント」など、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

1 労働者の権利

日本国憲法第27条では、全ての国民に勤労の権利を保障しています。また、同第28条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」といった3つの権利を認めています。また、国際的には、ILO（国際労働機関）がディーセント・ワーク^{*1}（働きがいのある人間らしい仕事）という考えを打ち出しています。

2 労働環境に関する法令等の整備状況

平成27（2015）年に労働者派遣法が改正され、派遣労働者の常用代替を防止し、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図ることとされました。また、令和2（2020）年4月には、同一企業内における正社員・非正規社員の不合理な待遇差を解消し、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けることを目的に、改正パートタイム労働法、改正労働契約法、改正労働者派遣法が施行されます。

平成31（2019）年4月には、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」の実現を目的に、時間外労働の上限規制、「勤務間インターバル制度^{*2}」の導入、年次有給休暇の時季指定、「フレックスタイム制^{*3}」の拡充などが定められた改正労働基準法が施行されました。

また、令和元（2019）年6月には、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法などの法令が改正されたことに伴い、今後、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主の義務になるとともに、セクシュアルハラスメント等についても、その防止策の実効性が強化されます。

3 福岡市人権問題に関する市民意識調査（平成29（2017）年度）

「尊重されていないと思う人権問題」「関心を寄せる人権問題」を問う設問において、「働く人に関する（人権）問題（パワーハラスメントや長時間労働など）」と答えた市民の割合がいずれも50%を超え、全ての選択肢の中で最も割合が高くなるなど、「働く人」の人権について多くの市民が関心を寄せる結果となりました。

| | |
|---|--|
| <p>現 状</p> | <p>※1 ディーセント・ワーク 労働者の仕事に対する理想を示すものであり、具体的には権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事。</p> <p>※2 勤務間インターバル制度 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組み。</p> <p>※3 フレックスタイム制 一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。</p> |
| <p>取 り 組 み （ H 2 8 〜 R 1 ）</p> | <p>1 市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「働くあなたのガイドブック」、学生・生徒向け「働くあなたのリーフレット」を作成し、市内の高校、専門学校、大学などに配布しました。 ・ 公共職業安定所（ハローワーク）、労働基準監督署と連携して、ハラスメントをテーマにした企業向け研修会を企画、実施しました。 ・ ハラスメントをテーマに、市民向けの人権講座を実施しました。 <p>2 相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民相談室、男女共同参画推進センター・アミカス、人権啓発センターで、随時働く人からの相談に対応しました。 ・ 福岡県と共同で、労働問題に関する相談会を開催しました。 |
| <p>施 策 の 方 向 （ R 2 〜 R 5 ）</p> | <p>1 啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「働くあなたのガイドブック」、学生・生徒向け「働くあなたのリーフレット」を配布し、働く人に関する様々な情報を提供します。 ・ 企業を対象とした研修会等の機会を通じて、職場でのあらゆる人権問題についての理解と意識の向上を促します。 <p>2 相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働に関する相談があった場合、必要に応じて国（労働局、労働基準監督署）、県（労働者支援事務所）等の相談窓口を案内するとともに、国や県の関係機関と連携し対応します。 |

(9) その他の人権問題

| | |
|----------------|--|
| 現 状 | <p>令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が先住民族と認識され、民族としての誇りが尊重されることが求められています。</p> <p>これまで述べてきた人権問題のほかにも、外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題※1、経済的格差の拡大に伴う生活困窮世帯の問題、国際紛争やテロの被害者の問題などがあり、市民にまだよく知られていないものや新たに人権問題として社会に認識されるものなど、人権問題は常に変化しています。</p> <p>これらの人権問題についても、必ず当事者がおり、その方やご家族にとっては大変重大で深刻な問題です。そのため、すべての人の人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みが必要です。</p> <p>※1 外見にあらわれる疾患や外傷がある人たちに関する問題 顔やからだに生まれつきアザがあったり、病気や事故による傷、やけど、脱毛症など、外見の症状がある当事者が、その見た目ゆえにじろじろ見られたり、心無い言動に傷つけられたり、誤解や偏見により差別やいじめを受けてしまう問題。</p> |
|----------------|--|

VI 相談・問い合わせ窓口一覧

人権問題全般

※相談日時の記事がないものは、月～金 午前9時～午後5時

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|--|--|--------------|--------------|
| 人権教育・啓発の推進、庁内の連携・連絡調整、差別落書き・差別事象 | 市民局人権推進課 | 092-711-4338 | 092-733-5863 |
| 人権研修、講師派遣、視聴覚教材貸出、人権問題解決に取り組む市民団体との交流・連携 | 福岡市人権啓発センター (ココロンセンター) | 092-717-1237 | 092-724-5162 |
| 人権相談 | 福岡市人権啓発センター (ココロンセンター) 人権啓発相談室 相談日時 月～金 午前10時～午後5時 (休館日を除く) | 092-717-1247 | — |
| | みんなの人権 110 番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分 | 0570-003-110 | — |

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>
(福岡法務局人権擁護部)

同和問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|---------------|---|--------------|--------------|
| えせ同和行為についての相談 | 福岡法務局人権擁護部 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分 | 092-739-4151 | 092-722-6183 |

女性に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|-------------|--|--------------|-----|
| 女性の人権に関する相談 | 福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) 総合相談 相談日時(要予約) 月～土 午前10時～午後4時半 第2・4月曜(祝日除く) 午前10時～午後8時 | 092-526-3788 | — |

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|--|---|--------------|--------------|
| 女性の人権に関する相談 | 女性の人権ホットライン (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分 | 0570-070-810 | — |
| 男女共同参画に関する講座・講演会・研修 | 福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) | 092-526-3755 | 092-526-3766 |
| DV防止に関する講座・講演会・研修 | こども未来局こども家庭課 | 092-711-4238 | 092-733-5534 |
| DVについての相談 | 福岡市配偶者暴力相談支援センター DV相談専用電話 相談日時 月・水・木・金 午前10時～午後5時 火 午前10時～午後8時 | 092-711-7030 | 092-711-7030 |
| | 福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) アミカスDV相談ダイヤル 相談日時 水・木 午前10時～午後4時 | 092-526-6070 | — |
| 男性が抱える様々な悩み(セクシュアルハラスメント、暴力の問題など)についての相談 | 福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) 男性のための相談ホットライン 相談日時 第1～3月曜日(祝日除く) 午後7時～午後9時 | 092-526-1718 | — |

子どもに関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|-------------------|--|-----------------------------|--------------|
| 総合相談 | こども総合相談センター(えがお館) 相談日時 24時間年中無休 ※年末年始除く | 092-833-3000 | 092-832-7830 |
| | 女の子専用 相談日時 午前9時～午後5時 ※年末年始除く | 092-833-3001 | |
| 児童虐待に関する通告・相談 | 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日対応 ※令和元年12月から通話料無料化 | 189(いちはやく) | — |
| | 児童相談所相談専用ダイヤル 24時間365日対応 | 0570-783-189 (なやみ・いちはやく) | — |
| 家庭や子ども(虐待等)に関する相談 | 東区家庭児童相談室 | 092-645-1072 | 092-631-1511 |
| | 博多区家庭児童相談室 | 092-419-1084 | 092-441-1455 |
| | 中央区家庭児童相談室 | 092-718-1104 | 092-771-4955 |

| | | | |
|--------------|---|--------------|--------------|
| | 南区家庭児童相談室 | 092-559-5124 | 092-559-5149 |
| | 城南区家庭児童相談室 | 092-833-4104 | 092-822-2133 |
| | 早良区家庭児童相談室 | 092-833-4357 | 092-831-5723 |
| | 西区家庭児童相談室 | 092-895-7069 | 092-881-5874 |
| 子どもの人権に関する相談 | 子どもの人権110番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前8時半～午後5時15分 | 0120-007-110 | — |

高齢者に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|--------------|---|----------------------------|-----|
| 高齢者の人権に関する相談 | お住まいの地域の いきいきセンターふくおか (福岡市地域包括支援センター) | 各区役所地域保健福祉課へお問い合わせ ください | |
| | 福岡県弁護士会高齢者障害者総合 支援センター あいゆう | 092-724-7709 | — |
| | 公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートふくおか | 092-738-7050 | — |
| | 公益社団法人福岡県社会福祉士会 ばぁとなぁ福岡 | 092-483-2941 | — |

障がい者に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|------------------------|---|-----------------------------|--------------|
| 障がい者に関する 各種相談 | お住まいの地域の 障がい者基幹相談支援センター | 各区役所福祉・介護保険課へお問い合わせ ください | |
| 障がい者の就労支援 に関する相談 | 福岡市障がい者就労支援センター | 092-711-0833 | 092-711-0834 |
| 障がい者の権利擁護 に関する相談 | 福岡市障がい者110番 | 092-738-0010 | 092-791-7687 |
| 発達障がい児・者への 支援に関する相談 | 福岡市発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター) | 092-845-0040 | 092-845-0045 |
| 精神保健福祉に関する 相談 | 福岡市精神保健福祉センター | 092-737-8825 | 092-737-8827 |
| | ◇「アルコール・薬物・ギャンブル などの依存症」「ひきこもり」 相談日時 火・木曜日 午前10時～午後1時 ◇「発達障がい」 「性同一性障がい」 相談日時 第1・3水曜日 午前10時～午後1時 | 092-737-8829 | — |

外国人に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|----------------------|--|--|--------------|
| 外国人に向けた各種 情報提供・相談 | 福岡市外国人総合相談支援センター 相談日時 月～金 午前8時45分～午後6時 対応言語 イタリア語, インドネシア語, 英語, 韓国語, クメール語, スペイン語, タ イ語, タガログ語, 中国語, ドイツ語, ネパール語, フランス語, ベトナム語, ポルトガル語, マレー語, ミャンマー 語, モンゴル語, やさしい日本語, ロ シア語 | 092-262-1799 | 092-262-2700 |
| | 外国人のための人権相談会 (公益財団法人福岡県国際交流セ ンターこくさいひろばでの面談) 相談日時 毎月第2土曜日 午後1時～4時 対応言語 日本語, 英語 | 092-725-9204 | 092-725-9205 |
| | 福岡市各区役所の市民相談室 (面談ではテレビ電話通訳を活用) | 092-753-6113 ※通訳センターで 受付後, 区役所につ ながります。(住所 と相談内容を伝え てください。) | — |
| | 外国語人権相談ダイヤル (福岡法務局人権擁護部) 対応言語 英語, 中国語, 韓国語, フィリピ ノ語, ポルトガル語, ベトナム語, ネパール語, スペイン語, インドネシ ア語及びタイ語 | 0570-090-911 | — |

HIV感染者等に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|-----------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| HIV・エイズにつ いての健康相談 (エイズダイヤル) | 東区保健福祉センター | 092-651-8391 | 092-651-3844 |
| | 博多区保健福祉センター | 092-441-0023 | 092-441-0057 |
| | 中央区保健福祉センター | 092-712-8391 | 092-734-1690 |
| | 南区保健福祉センター | 092-541-8391 | 092-541-9914 |
| | 城南区保健福祉センター | 092-822-8391 | 092-822-5844 |
| | 早良区保健福祉センター | 092-846-8391 | 092-822-5733 |
| | 西区保健福祉センター | 092-891-0391 | 092-891-9894 |

ホームレスに関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|------------------|--------|--------------|--------------|
| ホームレスの自立に関する巡回相談 | 巡回ふくおか | 092-432-3784 | 092-432-3794 |

インターネットによる人権侵害

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|-----------------------|---|--------------|-----|
| インターネットによる人権侵害についての相談 | みんなの人権 110 番 (福岡法務局人権擁護部) 相談日時 月～金 午前 8 時半～午後 5 時 15 分 | 0570-003-110 | — |

犯罪被害者等に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|------------------------|--|--------------|-----|
| 犯罪被害者やそのご家族のお悩みについての相談 | 福岡犯罪被害者総合サポートセンター 相談日時 月～金 午前 9 時～午後 4 時 (祝日・年末年始は除く) | 092-409-1356 | — |
| 性暴力被害に関する相談 | 性暴力被害者支援センター・ふくおか 相談日時 24 時間年中無休 | 092-409-8100 | — |

刑を終えて出所した人等に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|-------------------|---------|--------------|-----|
| 刑を終えて出所した人等に関する相談 | 福岡保護観察所 | 092-761-6736 | — |

性的マイノリティに関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|----------------|--|---------------|-----|
| 性的マイノリティに関する相談 | LGBT 電話相談 相談日時 第 2 木曜日・第 4 土曜日 正午～午後 4 時 | 070-7655-1698 | — |
| 性同一性障がいに関する相談 | 福岡市精神保健福祉センター 相談日時 第 1・3 水曜日 午前 10 時～午後 1 時 | 092-737-8829 | — |

働く人に関する人権問題

| 内容 | 相談先 | 電話 | FAX |
|----------------|--|--------------|--------------|
| 労働問題に関する 相談 | 福岡労働局総合労働相談コーナー | 092-411-4764 | 092-411-4895 |
| | 福岡中央総合労働相談コーナー | 092-761-5600 | 092-761-5028 |
| | 福岡県福岡労働者支援事務所 | 092-735-6149 | — |
| | 福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) 総合相談 相談日時(要予約) 月～土 午前10時～午後4時半 第2・4月曜(祝日除く) 午前10時～午後8時 | 092-526-3788 | — |

Ⅶ 実施計画（令和2年度～令和5年度）

人権教育・啓発事業一覧

※（再）は再掲事業

| | |
|---|---|
| <p>1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進</p> <p>(1) 就学前教育機関における人権教育</p> <p>p.86 福岡市家庭支援推進保育事業 p.87 人権保育研究・研修事業 p.87 保育所職員研修事業</p> <p>(2) 学校における人権教育</p> <p>p.88 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 p.88 中学生向け出前セミナー p.89 ふれあい学び舎事業 p.89 人権読本「ぬくもり」の活用促進 p.89 学校ネットパトロール事業 p.90 進路指導事業 p.90 いじめゼロプロジェクト p.90 いじめ・不登校対策 p.91 ふくせき制度 p.91 体罰によらない教育の推進 p.91 全市人権教育研修 p.92 校内人権教育研修 p.92 教育委員会主催人権教育研修 p.93 子ども日本語サポートプロジェクト p.93 国際理解教育の推進</p> <p>(3) 家庭・地域における人権教育・啓発</p> <p>p.94 外国人への日本語習得支援 p.94 公民館主催事業「人権問題学習講座」 p.95 講座・講演会の開催（男女共同参画推進センター） p.95 人権総合講座（ココロンセミナー）の開催 p.95 DV相談・支援推進事業 p.95 虐待防止等強化事業 p.96 福岡市要保護児童支援地域協議会 p.96 各区日本語教室（東・中央・城南・早良・西） p.97 東区男女共同参画社会づくり講座 p.97 全区人権講座 p.99 西区不登校サポート事業 p.100 地域の教育力育成・支援事業 p.100 PTA人権教育研修 p.100 家庭教育支援事業 p.101 学校ネットパトロール事業（再） p.101 男女共同参画地域づくり事業 p.102 市民グループ活動支援事業 p.102 福岡市人権擁護委員協議会への支援・協力 p.102 福岡市人権尊重週間行事 p.102 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換） p.103 若者との共働事業 p.103 子ども虐待防止活動推進委員会 p.103 こころの健康づくり大会</p> | <p>p.103 精神保健福祉センターによる講演会等の開催 p.104 全区男女共同参画推進事業（連絡会議） p.106 全区人権尊重啓発連絡会議 p.107 全区人権を考えるつどい p.109 全区人権啓発地域推進組織（人尊協）活動交流会 p.111 全区自治協議会会長等研修 p.113 人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 p.113 人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会</p> <p>(4) 企業における人権教育・啓発</p> <p>p.114 指定管理者人権研修 p.114 女性活躍推進事業 p.115 企業事業主研修 p.115 公正採用選考人権啓発推進員研修 p.115 企業合同研修 p.116 企業への研修講師派遣等 p.116 福岡市企業同和問題推進協議会との連携 p.116 特別支援学校卒業生の就労促進</p> <p>2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進</p> <p>(1) 市職員</p> <p>p.117 集合研修 p.118 市民課職員への研修 p.118 校区担当職員研修 p.118 「人権」に関する職場研修推進月間 p.118 人権啓発推進者研修 p.119 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） p.119 虐待防止等強化事業（再） p.119 消防局初任教育 p.119 交通局新規採用職員研修 p.120 教育委員会職員人権教育研修 p.120 面接試験員研修会 p.120 人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修</p> <p>(2) 教職員</p> <p>p.121 体罰によらない教育の推進（再） p.121 全市人権教育研修（再） p.122 校内人権教育研修（再） p.122 教育委員会主催人権教育研修（再）</p> <p>(3) 社会教育関係者</p> <p>p.123 新任公民館職員研修 p.123 全区公民館職員人権教育研修 p.125 全区公民館運営懇話会委員研修 p.127 各区人権教育推進交流会（東・博多・城南・西） p.128 社会教育主事等研修</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>(4) 福祉関係者</p> <p>p.129 保育所職員研修事業（再）</p> <p>p.129 介護保険サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業）</p> <p>p.129 福岡市民生委員児童委員協議会における研修等</p> | <p>p.143 人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送</p> <p>p.143 人権啓発センターだよりの発行</p> <p>p.144 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）（再）</p> <p>p.144 人権映画会（ココロン映画会）の開催（再）</p> <p>p.144 若者との共働事業（再）</p> <p>p.144 人権啓発情報システムの管理、運営</p> |
| <p>(5) 保健・医療関係者</p> <p>p.130 HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発</p> <p>p.130 精神保健福祉従事者研修事業等</p> <p>p.130 保健師人権・同和研修</p> <p>p.131 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> | <p>p.145 図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出</p> <p>p.145 人権啓発相談事業</p> <p>p.145 世界自閉症啓発デー</p> <p>p.145 児童養護施設、里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布</p> |
| <p>(6) マスメディア関係者</p> <p>p.131 人権教育・啓発関係情報の提供</p> | <p>p.146 エイズ対策等事業（普及啓発活動）</p> <p>p.146 心の輪を広げる障がい者理解促進事業</p> <p>p.146 障がい者週間記念事業</p> |
| <p>3 人権教育・啓発の効果的な推進</p> | |
| <p>(1) 学習の場の提供</p> | |
| <p>p.132 福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営</p> <p>p.133 人権のまちづくり館の人権啓発事業</p> <p>p.133 人権のまちづくり館における地域交流の促進</p> <p>p.133 人権啓発センターの管理・運営</p> | <p>p.147 全区エイズキャンペーン</p> <p>p.149 博多区人権啓発広報セミナー</p> <p>p.149 広報紙づくり講座（中央区人尊協・PTA 広報紙づくりセミナー）</p> <p>p.149 城南区地域広報紙実践講座</p> |
| <p>(2) 学習内容の充実</p> | |
| <p>p.134 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）</p> <p>p.134 人権映画会（ココロン映画会）の開催</p> <p>p.134 若者との共働事業（再）</p> <p>p.135 福岡市家庭支援推進保育事業（再）</p> <p>p.135 人権保育研究・研修事業（再）</p> <p>p.135 小中学生向け男女平等教育副読本の作成（再）</p> <p>p.136 中学生向け出前セミナー（再）</p> <p>p.136 ふれあい学び舎事業（再）</p> <p>p.136 人権読本「ぬくもり」の活用促進（再）</p> <p>p.137 学校ネットパトロール事業（再）</p> <p>p.137 進路指導事業（再）</p> <p>p.137 いじめゼロプロジェクト（再）</p> <p>p.138 いじめ・不登校対策（再）</p> <p>p.138 ふくせき制度（再）</p> <p>p.139 指定管理者人権研修（再）</p> <p>p.139 企業事業主研修（再）</p> <p>p.139 公正採用選考人権啓発推進員研修（再）</p> <p>p.140 企業合同研修（再）</p> <p>p.140 企業への研修講師派遣等（再）</p> <p>p.140 福岡市企業同和問題推進協議会との連携（再）</p> | <p>(4) 人材の育成・活用</p> <p>p.150 新任公民館職員研修（再）</p> <p>p.150 人権啓発推進者研修（再）</p> <p>p.151 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修）（再）</p> <p>p.151 講師紹介事業</p> <p>p.151 全区公民館職員人権教育研修（再）</p> <p>p.153 全区公民館運営懇話会委員研修（再）</p> <p>p.155 全区自治協議会会長等研修（再）</p> <p>p.157 各区人権教育推進交流会（東・博多・城南・西）（再）</p> <p>p.158 各区人権尊重推進協議会先進地派遣研修（東・中央）</p> <p>p.159 全区PTA人権教育担当者連絡会</p> <p>p.161 全区PTA連合会の育成・支援</p> <p>p.163 中央区人権啓発連絡会議委員研修会</p> <p>p.163 城南区ヒューマンライツシアター</p> <p>p.163 PTA人権教育研修（再）</p> <p>p.163 社会教育主事等研修（再）</p> |
| <p>(3) 効果的な啓発手法・情報提供の推進</p> | |
| <p>p.141 本人通知制度の市民への周知</p> <p>p.142 広報・啓発（男女共同参画推進センター）</p> <p>p.142 図書事業（男女共同参画推進センター）</p> <p>p.142 北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事</p> <p>p.142 性的マイノリティ支援事業</p> <p>p.143 福岡市人権尊重週間行事（再）</p> <p>p.143 マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット）</p> | <p>(5) 教材の開発・整備</p> <p>p.164 小中学生向け男女平等副読本の作成（再）</p> <p>p.164 教材、資料等の研究・開発</p> <p>p.165 人権読本「ぬくもり」の活用促進（再）</p> <p>(6) 総合的なネットワークづくり</p> <p>p.166 庁内における総合的な取り組み</p> <p>p.166 福岡人権擁護委員協議会への支援・協力（再）</p> <p>p.166 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換）（再）</p> <p>p.167 福岡市要保護児童支援地域協議会（再）</p> <p>p.167 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業（再）</p> |

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権という普遍的文化を構築するためには、すべての市民が、日常生活にある様々な人権問題についての理解を深め、学校、家庭・地域及び職場などのあらゆる場面において人権尊重の心を育み、人権意識に根差した行動ができるような学習を進めていくことが重要。

＜平成28年度～令和元年度の成果・課題＞

成果

- 就学前教育・学校・地域・企業などにおいては、それぞれの実態やニーズに応じた研修等を実施し、参加者の理解を深めることができた。
- 人権問題を取り巻く状況を踏まえ、新たな人権問題を取り入れながら研修等を実施した。

課題

○家庭・地域における人権教育・啓発については、公民館や市民センター等で様々な講座や講演会が行われているが、若年層を含む幅広い層の参加促進に向けて、事業内容を工夫するとともに、より効果的な広報を行う必要がある。

（1）就学前教育機関における人権教育

乳幼児期においては、子どもたちの人権感覚の芽生えを育み、一人ひとりの違いを認め合い、その違いを個性として尊重することなどを理解させることが重要。

＜具体的施策の方向性＞

ア 家庭、地域、関係行政機関との交流・連携の強化

- 就学前教育の取り組みの充実
- 小学校・関係行政機関との積極的な交流・連携

| | |
|--------------------|------------------|
| p.86 福岡市家庭支援推進保育事業 | p.87 人権保育研究・研修事業 |
|--------------------|------------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--|--|---|--|
| 福岡市家庭支援推進保育事業 分野 子ども 所管課 こども未来局 運営支援課 | 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要な児童が一定割合以上入所している保育所に対して、保育士を加配し、入所児童の処遇の向上を図る。 | すべての保育所に対し、事業内容の理解・周知を深めるとともに、加配園に対しては、加配保育士が対象児童と十分関わり、また、地域・家庭・学校との連携を図ることができるよう、事業実施にあたり適宜情報提供を行う。 | [実績] 保育士を加配した保育所数 H29 17カ所 H30 14カ所 保育所に対し、事業内容の周知徹底を図る。 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 人権保育研究・研修事業 | 人権保育を推進する団体が行う研修事業や地域・家庭の教育力向上のため、子育てリーダーを養成する研修を支援する。 | 保育所職員・保護者・小中学校の職員・地域の方を対象にした、各種人権研修を実施し、人権保育の推進が図れるように支援を行う。 ○福岡市人権保育研究集会 ○福岡市人権保育交流学習会 ○子育てリーダー養成等 | 同和保育から培われてきた保育内容を継承・発展させ、全ての保育所で人権保育が実施されることを目指し、各関係機関と連携して研修を実施している。より実践につながる内容に充実させたことで多数の参加が得られている。 今後もさらに内容を充実させ、参加者の増加をめざす。また、子育てリーダー養成の地域をさらに広げていく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 指導監査課 | | | |

イ 幼稚園教職員・保育所職員の資質の向上

○研修内容の充実

p.87 保育所職員研修事業

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|---|
| 保育所職員研修事業 | ○人権・同和問題に対する正しい理解と認識を図り、保育所職員の人権意識の高揚を図る。 ○乳幼児の健全な成長を図るため、関係機関と連携し、幅広い研修により、職員の資質の向上及び保育内容の充実を図る。 | ○保育所職員の職域別・階層別研修、また公私立保育所の合同研修を継続しながら、職員の資質向上、人権意識の高揚を図っていく。 ○地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、認可外保育施設の保育従事者等を対象とした研修を実施し、人権保育の推進を図っていく。 | 年間計画に基づき、各保育所職員の職域別、階層別研修、公私立合同研修を実施している。 今後も保育所や地域型保育事業所等の増加が予想されるので、研修内容の充実をはかり、福岡市人権保育指針及び福岡市人権保育指針の留意点の周知を図っていく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 指導監査課 | | | |

（2）学校における人権教育

人権教育は、全教育活動を通して、「豊かな人間性」を育むことを基盤にして推進し、校種間の連携とともに、教職員一人ひとりが学校における教育課題を明確にし、その課題解決にあたる必要がある。

＜具体的施策の方向性＞

ア 学習指導法の工夫・改善

○心の教育の充実

○学習指導法の工夫・改善

○人権教育の内容の充実

○効果的な教材の整備・活用

| | |
|-------------------------|------------------|
| p.88 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 | p.90 進路指導事業 |
| p.88 中学生向け出前セミナー | p.90 いじめゼロプロジェクト |
| p.89 ふれあい学び舎事業 | p.90 いじめ・不登校対策 |
| p.89 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | p.91 ふくせき制度 |
| p.89 学校ネットパトロール事業 | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 | 小中学生向けの副読本を配付し活用を促すことにより、年少期からの男女平等教育を推進する。 また、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施し、男女平等教育に対する認識を高める。 | 男女平等教育を推進するため、小中学生を対象とした男女平等教育副読本を作成するとともに、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施する。 | ○事業の現状 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 87.5%（H30） ・中学校 52.2%（H30） ○事業目標 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 100% ・中学校 100% |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 中学生向け出前セミナー | 心と体が著しく成長し、多感な時期である中学生を対象に、男女共同参画の視点から、将来のキャリア形成について考える機会を提供することで、子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう男女平等教育を推進するとともに、福岡市の将来を担う多様な人材を育成する。 | ロールモデルとなる外部講師（企業、消防士等）の講話と男女共同参画課職員（または男女共同参画推進サポーター）による男女共同参画についての出前講座を実施する。 | ○事業の現状 令和元年度 26校で実施 ○事業目標 令和元年度～3年度の3年間で全69校でセミナーを実施 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|--|
| 心れあい学び舎事業 | 社会全体で子どもを育む「共育」の観点により、学校を中心とした地域ぐるみの取組として放課後補充学習を実施し、学力の向上をめざす。 | <p>全小学校において、原則として小学校3、4年生の希望する児童を対象に、算数や国語を中心とした補充的な学習を実施する。</p> <p>共育の推進のため、退職教員や地域 在住者などを学習支援リーダー、学習支援員として活用し、個々の学力課題に応じたきめ細かな学習指導を行う。</p> | <p>○参加した児童のうち、福岡市学習定着度調査の福岡市平均を下回っていた児童の算数の平均正答率の変容</p> <p>H30実績</p> <p>小学校3年生：5%上昇 小学校4年生：4.9%上昇</p> <p>R5目標</p> <p>小学校3年生：10%上昇 小学校4年生：15%上昇</p> |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|--|
| 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | 児童生徒の人権感覚を高め様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力の育成を図る。 | <p>福岡市における人権教育のスタンダードとして、児童生徒の様々な人権問題への意識を高め、人権感覚の育成を図るために作成した人権読本「ぬくもり」（小1・2、小3・4、小5・6、中学生用）の活用の促進を図る。</p> <p>効果的な活用を図るため、学年に応じて必修題材を設定するとともに、授業の中心となる教材としてだけでなく、授業の補助的な教材として、また、朝の会・帰りの会など授業以外での活用等、幅広い活用を促進する。</p> <p>具体的な活用事例などを研修会等で紹介するとともに、学校における活用状況の調査を実施し、活用促進を図る。</p> | <p>○1年間の活用回数</p> <p>H30実績</p> <p>小学校：3.5回 中学校：2.2回</p> <p>R5 目標</p> <p>小学校：8回 中学校：5回</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| 学校ネットパトロール事業 | 児童生徒がインターネットを介した被害者や加害者になることを防ぐとともに、インターネット上における情報を主体性を持って活用できる能力の育成を図る。 | <p>児童生徒がよく利用するサイトを対象に、不適切な書き込みの監視を行い、学校に情報を提供するとともに、家庭や関係機関と連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図る。</p> <p>児童生徒がインターネットの正しい使い方を身に付け、インターネット上にある誤った情報を識別し、危険性を予測できるよう、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発資料をホームページに掲載するとともに、学校の依頼に応じて講演会を実施する。</p> | <p>○ネットパトロールの検知件数</p> <p>H30実績 1, 515件 R5 目標 1, 200件</p> <p>○検知後の指導・削除</p> <p>H30実績 99.8% R5 目標 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 様々な人権問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|---|
| 進路指導事業 | 高等学校中途退学や卒業後の進路未定者数を減少させるために、小・中・高の校種間及び関係機関・団体との連携により、児童生徒の進路指導の充実を図る。 | 高校訪問を実施し、中途退学防止や進路指導の充実等について情報や意見を交換することで、小中高の連携を図るとともに、協議内容を小中学校の教育活動に活かせるようキャリア教育担当者連絡協議会で周知していく。 進路指導に係る関係機関・団体による進路指導協力者会議を年2回開催し、情報交換や協議を行う。 | ○高等学校卒業時の進路未決定者数 H30実績 福岡市立中学校から進学した生徒の0.6% R5目標 福岡市立中学校から進学した生徒の0.6% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| いじめゼロプロジェクト | 「いじめゼロ宣言」をもとにした啓発活動と道徳教育を関連させた人間関係づくりや集団づくりを通して「いじめを生まない都市ふくおか」の実現を図る。 | いじめ根絶をめざして児童生徒が主体的に取り組み、いじめ問題に対する児童会・生徒会等の活動を活性化させるために、1学期に「いじめゼロ取組月間」を全小中学校で実施する。 8月に「いじめゼロサミット」を開催し、「いじめゼロ取組月間」の成果と課題を明確にするともに、代表児童生徒によるシンポジウムを行う。 2学期以降に「いじめゼロ実現プロジェクト」を実施し、各学校での取組を深め、報告書を作成する。 | ○「いじめはどんなことがあってゆめるされない」と回答した児童生徒の割合 H30実績 96.6% R5 目標 97% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|--|---|--|
| いじめ・不登校対策 | 不登校やいじめのない一人ひとりの人権が尊重される学級づくりを進めるとともに、課題をもつ児童生徒に対し、教育、心理、福祉の面から支援を行っていく。 | 学級集団の状況や個々の児童生徒の実態を把握するため、市立小中学校の小学4年生から中学3年生までの全員を対象にQ-Uアンケートを実施する。 登校支援を要する児童生徒への対応に専任で対応する教員を小呂・玄界中を除くすべての中学校に配置する。 教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーをすべての中学校区に配置する。 児童生徒や保護者の心の悩み・問題についてカウンセリング等を実施するスクールカウンセラーを小呂・玄界小中学校を除く福岡市立のすべての学校に配置する。 いじめ・不登校等の相談に対応する教育カウンセラーをこども総合相談センターに配置する。 | ○「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒」の割合 H30実績 44.8% R5 目標 65% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 教育相談課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|--|--|---|
| ふくせき制度 | 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域社会における障がい児の受け入れ体制の整備を図る。 | 特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒が、居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置き、入学式への参加（紹介）や学習交流（居住地校交流）を行い、地域とのつながりの維持や継続を図る。 ふくせき名簿を居住地校に送り、運動会等の学校行事等について、居住地校より特別支援学校の児童生徒に案内を送り、参加できる体制を作る。 | ○小中学校入学式への参加率（紹介を含む） H30実績 小学校 29.2% 中学校 15.8% R5 目標 小学校 34% 中学校 23% ○居住地校交流に参加した児童生徒の割合 H30実績 小学校 36.5% 中学校 11.7% R5 目標 小学校 37% 中学校 14% |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 発達教育センター | | | |

イ 効果的な教職員研修の実施

○研修内容の充実

| | |
|-------------------|--------------------|
| p.91 体罰によらない教育の推進 | p.92 校内人権教育研修 |
| p.91 全市人権教育研修 | p.92 教育委員会主催人権教育研修 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|--|
| 体罰によらない教育の推進 | 教職員の体罰禁止の周知徹底と意識向上を図り、体罰によらない教育の推進を図る。 | 体罰根絶に向けた再発防止策、体罰緊急対応チームの設置などを記載した「体罰の根絶に向けた取り組み方針」の周知徹底を図る。 経験年数に応じた研修や管理職等を対象とした研修において、体罰によらない指導方法や体罰を起させない環境づくりに関する研修を関係課と連携しながら実施するとともに、リーフレット等を活用した、体罰によらない教育研修を全校で実施する。 部活動顧問者会等において、体罰によらない指導に関する研修を実施し、部活動における体罰によらない指導の徹底を図る。 | ○体罰の発生件数 H30実績 2件 R5 目標 0件 ○各学校における、体罰によらない教育の研修実施率 H30実績 100% R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 全市人権教育研修 | 特定職業従事者として、人権教育における知的理解の深化、人権意識の高揚及び指導力の向上を図る。 | 全教員を対象に、夏季休業期間に市内7会場で開催する。 人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、人権教育を着実に推進するため、指導主事による講義を行う。 様々な人権問題についての認識を深めるため、当事者による講話を行い、差別の現実学ぶ。 | ○研修後のアンケート結果「知識理解が深まった」と回答した割合 H30実績 98.0% R5 目標 100% ○「人権意識が高まった」と回答した割合 H30実績 98.3% R5 目標 100% ○受講率 H30実績 99.6% R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 研修・研究課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 校内人権教育研修 | 学校での人権教育の推進・充実に向け、校内において人権教育に関する教職員の資質向上を図る。 | <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深める。</p> <p>自校の人権教育推進上の課題を明確にし、課題解決のための校内人権教育研修計画を作成の上、学校長のリーダーシップのもとに研修を実施するように、指導主事が継続的に指導・助言を行う。</p> <p>校内人権教育研修におけるフィールドワークや当事者を招いての研修の充実を図るとともに、研究団体等が行う校外研修への積極的な参加を促し、教職員の人権意識を高める。</p> <p>校内人権教育研修の更なる充実に向けて、デジタルコンテンツ等の研修資料を提供する。</p> | <p>○校内研修における点検評価アンケート結果</p> <p>「知識理解が深まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.0%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「人権意識が高まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 研修・研究課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|---|
| 教育委員会主催人権教育研修 | 若手教職員の人権課題への認識を深め、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修の実施を通して、特定職業従事者としての意識を高め、人権教育の推進・充実を図る。 | <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深める。</p> <p>経験年数に応じた研修や、管理職・人権教育担当者などの職能に応じた研修において、人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図る。特に、経験年数の短い教職員に対しては、人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修を集中的に行う。</p> <p>教職員としての力量を高めるため、課題に応じた様々な研修を実施し、人権教育についての理解と人権問題についての認識を深め、実践的指導力の向上を図る。</p> | <p>研修後のアンケート結果</p> <p>○「満足した」と回答した割合</p> <p>H30実績 98.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「知識理解が深まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.2%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「人権意識が高まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 研修・研究課 | | | |

ウ 国際理解教育の推進

○日本語指導が必要な児童生徒へのサポート

○国際理解教育の充実

| | |
|-----------------------|----------------|
| p.93 子ども日本語サポートプロジェクト | p.93 国際理解教育の推進 |
|-----------------------|----------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|---|---|--|
| 子ども日本語サポートプロジェクト | 福岡市立小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語で学校生活を営み、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを行う。 | 日本語指導が必要な児童生徒が、日本の学校になじみ、日本語での学習に取り組むことができるように、日本語指導担当教員や日本語指導員が日本語指導を行う。 対象児童生徒が、市内のどこにいても、日本語指導を受けることができるよう、日本語サポートセンター、拠点校、配置校を設置し、指導体制の充実を図る。 日本語指導担当教員に対し、年間を通して研修を行い、指導力の向上を図る。 | ○児童生徒一人ひとりに応じた指導目標の達成率 H30実績 小学校80% 中学校77% R5 目標 小学校85% 中学校85% ○日本語指導担当教員研修会の開催回数 H30実績 8回 R5 目標 8回 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 国際理解教育の推進 | ネイティブの生きた英語に触れることを通して、外国の言語や文化に対する体験的な理解や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、多様な文化を尊重し合う心の育成を図る。 | 中学校、高等学校及び小学5・6年生における全学級にネイティブ・スピーカー（NS）を配置するとともに、小学3・4年生にゲスト・ティーチャー（GT）を配置する。 英語チャレンジテストやスピーチコンテストを実施し、英語によるコミュニケーション力の向上を図り、事業効果の検証に努める。 | ONSやGTの授業により、「8割以上の児童が外国の様子を知ることを楽しみにしている」と回答した担任教師の割合 H30実績 68.6% R5 目標 70.0% ○中3で英検3級相当以上の生徒の割合 H30実績 54.0% R5 目標 70.0% |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

（3）家庭・地域における人権教育・啓発

市民の人権に関する知識の習得は進んできたが、日常的な人権感覚が十分に身につけていないなどの課題も残されており、学習機会の提供や人権の尊重を基調とした家庭や地域の教育力の充実に努めることが重要。また、市民主体の取り組みと、本市の取り組みとを共に充実することにより、「市民・行政共働型」の人権教育及び人権啓発を推進することが必要。

＜具体的施策の方向性＞

ア 多様な学習ニーズに対応する学習機会の提供

○研修会・講演会の積極的な実施

| | |
|------------------------------|----------------------------|
| p.94 外国人への日本語習得支援 | p.96 福岡市要保護児童支援地域協議会 |
| p.94 公民館主催事業「人権問題学習講座」 | p.96 各区日本語教室（東・中央・城南・早良・西） |
| p.95 講座・講演会の開催（男女共同参画推進センター） | p.97 東区男女共同参画社会づくり講座 |
| p.95 人権総合講座（ココロンセミナー）の開催 | p.97 全区人権講座 |
| p.95 DV相談・支援推進事業 | p.99 西区不登校サポート事業 |
| p.95 虐待防止等強化事業 | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|--|
| 外国人への日本語習得支援 | 「生活者としての外国人」が増加している中、外国人が自ら日本語に対応し、日本語による情報取得や市民とのコミュニケーションを円滑にすることが重要であるため、外国人への日本語習得を地域住民とともに支援するもの。 | 福岡市主催の日本語教室の実施のほか、福岡よかトピア国際交流財団による日本語ボランティア養成講座など、ボランティアによる日本語習得支援の促進の実施。 | 【現状】 ○市内及び周辺の日本語教室数 ・55か所（平成30年度末） |
| 分野 | | | 【目標】 ○日本語教室数 ・55か所以上 |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 総務企画局 国際政策課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 | |
|-----------------------|--|--|---|--|
| 公民館主催事業 「人権問題学習講座」 | 「人権問題学習講座」は、すべての公民館で取り組む「基本事業」として位置づけており、同和問題など様々な人権問題について正しく理解するとともに、人権問題の解決を図る意志と実践力を持った市民の育成を目指し、もって「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現を図るために実施するもの。 | 今後も継続して、同和問題など様々な人権問題について正しい認識と理解を図るとともに、差別をなくす態度や行動につながるよう、各種講座の中で人権問題を位置づけた研修や、系統的・継続的に学習する人権講座、自治会・町内会ごとに行う地域別研修などを実施するなど、引き続きすべての公民館において「人権問題学習講座」を実施する。 | 依然として、サークル会員や高齢者教室受講者等、参加者が固定している面があるので、対象者を拡大するため、生涯学習推進課と地域支援課が連携を図りながら、指導・助言を行っていく必要がある。 | |
| 分野 | | | | |
| 人権問題全般 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 市民局 公民館支援課 | | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| 講座・講演会の開催 （男女共同参画推進センター） | 男女の自立や男女共同参画を推進するための講座・講演会等を実施。 | <p>固定的性別役割分担意識が解消され、誰もが個性と能力を發揮できる社会を実現するための基礎的・啓発的講座を実施する。</p> <p>また、経済的自立やキャリアアップ等女性のあらゆる方面へのチャレンジを支援するため、就業に関するスキルアップや起業に必要な知識を学ぶ講座を実施する。</p> | 魅力ある講座の実施、特に若年層や男性が参加しやすい内容の企画を検討する。 |
| 分野 | | | |
| 女性（男女共同参画） | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 事業推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|--|--|---|
| 人権総合講座（ココロセミナー）の開催 | 市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指し、市民を対象に、日頃から人権問題を自分自身の問題として捉え、人権に関わる様々な問題を学ぶことができる機会を提供するし、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権分野に関して、社会状況も踏まえ、市民が関心を示すテーマ・内容で実施する。 ・若年層を含め、様々な機会をとらえ、参加しやすい日程、会場を考慮のうえ開催する。 ・より人権意識の高揚につながる効果ある啓発・広報を行う。 | <p>開催数、参加者数</p> <p>H28 6回 239人 H29 6回 274人 H30 6回 279人</p> <p>目標値 R5までに300人</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|-------------------------------------|--|--|
| DV相談・支援推進事業 | 配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図る。 | 配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施する。 | <p>配偶者暴力相談支援センターでの相談件数</p> <p>※（ ）はうちDV相談件数</p> <p>H28 454件（374件） H29 453件（389件） H30 437件（384件）</p> <p>今後も暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知、関係機関と連携したDV被害者の支援の実施に取り組む。</p> |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|------------------|---|--|
| 虐待防止等強化事業 | 虐待の早期発見、早期対応を図る。 | 区保健福祉センターの専門性強化、区における虐待防止事業及び養育支援訪問事業などを実施する。 | <p>区保健福祉センター職員を対象とした虐待対応の専門的な研修、外部研修への職員派遣、スーパーバイザーの派遣、区における虐待防止の広報・啓発、養育支援訪問事業、訪問調査及び安全確認対応などを実施している。</p> <p>引き続き、関係機関の相互理解を深め、連携しながら、地域で子どもを見守っていく。引き続き、関係機関の相互理解を深め、連携しながら、地域で子どもを見守っていく。</p> |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------|------------------------------------|---|---|
| 福岡市要保護児童支援 地域協議会 | 要保護児童の保護及び自立支援や、要支援児童・特定妊婦への支援を図る。 | 医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、情報交換や支援内容の協議、広報・啓発などを実施する。 | 要保護児童の保護及び自立支援や、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施している。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | 引き続き、関係機関が互いに連携しながら、きめ細やかな支援を行っていく。 |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|--|--|
| 東区日本語教室 | 日本で生活している外国人に対して日本語の会話を学んでもらうとともに、日本の文化・風習等について学習を深める。 | 日本語能力不足から、日常生活に支障をきたす東区在住の外国人を対象に、語学ボランティアが日本語を指導し、国際交流の一端を担う。 | （現状） 概ね週1回実施。（毎週金曜日） 平成30年度延べ受講者数559名、延べ実施回数86回 （目標） 〇様々な広報ツールを活用し、本教室の情報に外国人の方がよりアクセスしやすいようにする。 〇アンケート調査を実施し、受講者の状況や意向を把握する。 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--------------------------------------|---|--|
| 中央区日本語教室 | 日本で生活している外国人の日本語学習と日本文化の理解を深めるために実施。 | 日常生活に必要な日本語に困っている外国人を対象に、ボランティア講師による日本語教室を実施している。 | 毎週火・木曜日に、講座を実施している。 新規入国外国人にとっては、人権の視点からも必要な事業であり、本事業が必要な市民、外国人に周知されるよう広報に継続的に取り組む。また、広報媒体の工夫を検討していく。 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| 城南区日本語講座 | 日常生活や仕事などに必要な日本語会話や文字などで困っている外国人を対象に、日本語学習ボランティアの支援による日本語教室を開講し、外国人の日本における生活向上の一助とするもの。 | 日常生活に必要な日本語に困っている外国人を対象に、日本語学習ボランティアによる日本語教室2教室を開催する。 | より多くの外国人に関心をもって受講してもらうよう、市政だよりやチラシを活用し、周知を図っている。 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | 日本語教室受講者 H29年度 762人 H30年度 747人 R1年度 684人 目標値 R5 までに受講者 800人 |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|-------------------------|--|
| 早良区外国人のための日本語教室 | 日本語に困っている外国人を対象とした、日常生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供。 | 日本語学習ボランティアによる日本語教室の開催。 | 【現状】 早良市民センターを会場に、5つの日本語教室において、ボランティアにより原則マンツーマンで授業を実施。 各教室代表者と情報交換し、教室運営を支援。 【目標】 継続した各教室運営の支援。 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|--|---|
| 西区日本語教室 | 語学ボランティア団体との共働により、日本語に不自由している外国人等を対象に、日本語の習得や日本文化の理解等に関する学習機会を提供し、外国人等の生活向上及び国際交流を広げる。 | 1. 日本語教室を週1回開催 2. 日本語ボランティアのレベルアップ研修を実施 3. 語学だけではなく、日本の文化、習慣に関する学習会を開催 | 毎週水曜日に教室を開催するほか、ボランティアのレベルアップを目的とした研修、日本文化の学習のための施設見学会や日本料理の教室などの学習会を実施するなど、事業目的に沿った運営を行うことができています。 |
| 分野 | | | |
| 外国人 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|---|
| 東区男女共同参画社会づくり講座 | 人々が性別に関わりなく、自分の個性と能力を生かせる男女共同参画社会の創造を目指す。 | 男女共同参画社会づくりの現状と「一人ひとりが生き生きと輝くために」家庭や地域、職場で実践できることを学ぶ。 | 【現状】 ・講演会（全2回・9月）の開催 【目標】 「今後、活動を進めていく上で、参考になった」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|--|
| 東区人権セミナー | 様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深め、人権問題解決への実践力を高める。 | 人尊協やPTAに人権学習の機会を提供するとともに、より多くの市民の参加を得られるよう、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら、連続した講座を実施する。 | 【目標】 「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合 80% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 博多区人権講座 | 様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、日常生活の中で人権問題解決に向けて実践的な取組を推進できる能力を養い、人権文化あふれる地域づくりの担い手の育成をめざす。 | 人権問題を取り巻く状況に配慮したテーマ設定を行いながら、年4回を基本とした講演会を実施。人尊協メンバーやPTAの役員・委員をはじめとする市民に人権学習の機会を提供するとともに、人尊協やPTAの研修会の講師選定に役立ててもらう。 | 託児の検討や手話通訳者を配置することにより聴覚障がい者の参加にも配慮するなど受講者の拡大を図りつつ、より多くの市民に興味関心を持ってもらえるような講師・テーマで講座を企画している。 【目標値等（令和5年度）】 「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合 80% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 中央区人権文化セミナー | 様々な人権侵害の実態に触れて視野を広げるとともに、その解決に向けた取組みの中に暮らしの隅々まで人権意識が根付いた社会の実現をめざす。 | 人権の大切さや暮らしの中の人権問題について考える機会となるよう、今後も継続して実施する。 ○ 多くの市民に関心を持ってもらうよう、今日的な課題も含め、テーマ、講師を選定し実施する。 ○ 人尊協、PTA など関係団体の参加を促すため、開催日程等について、早めに情報を提供する。 | （現状） 多くの市民に関心をもってもらうよう、様々なテーマで講演会を実施している。 （目標） ○ 参加者アンケート「人権に関する理解が深まった」と回答した割合 →R5年度までに78% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 南区人権講座 | お互いの人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを目指して、市民の様々な人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題解決への意欲と実践力を高めるために実施。 | 市民を対象とし、身のまわりの様々な人権問題に関心を持つようなテーマや講師を選定した講座を開催する。 | 市民の様々な人権問題に対する理解と認識は深まっているが、参加者が固定している傾向がある。 地域指導者と併せて、さらに幅広い層の参加を目指す。 「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合 目標値 R5 までに80% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 城南区人権講座 | さまざまな人権問題に対する市民の理解と認識を深め、人権問題解決への実践力を高める。 | 人尊協やPTAに人権学習の機会を提供するとともに、より多くの市民の参加を得られるよう、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら連続した講座を実施する。 | 6月に3回実施。 R1年度の内容 ・同和問題 ・子どもの人権 ・ハラスメント 総参加者数 358人 人権に関する理解が深まったと回答した参加者の割合 現状 R1 97% 目標 R5 80% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--------------------------------|--|---|
| 早良区人権講座 | 同和問題などさまざまな人権問題解決への市民の実践力を高める。 | 人権問題に関する理解と認識を深め、市民が身近な暮らしのなかで、人権問題について気づくことができるよう、学習機会の提供及び講師情報の提供。 | 今日の課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定した講演会の開催。 参加者アンケート結果 「人権に関する理解が深まった」と答えた割合 目標値 R5 80% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|--|
| 西区人権講座 | 同和問題など様々な人権問題に対する市民の理解と認識を深め、人権問題解決への実践力を高める。 | 身のまわりの人権問題に対する理解を深めるため、4回の継続講座として実施する。 | 人権8課題の中から4つを取り上げ、4回連続講座を実施している。 参加者の人権に関する理解が深まったと答えた割合 第1回 80人・94% 第2回 109人・94% 第3回 60人・100% 第4回 56人・96% 参加者アンケート 人権に関する理解が深まったと答えた割合 R1 96%(1～4回講座平均) 目標値：80%以上 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 西区不登校サポート事業 | 市民センター主催事業から発足した自主団体「不登校サポートネット」との共働により、不登校や引きこもりの子どもやその保護者たちの不安、悩みを解消する取り組みを推進する。 | 「不登校サポートネット」などの市民団体と緊密な連携を図り、「不登校を考える会」「不登校を考える集い」など市民・行政共働型の取り組みを実施する。 | 事業としては、「不登校を考える会（毎月1回開催）」と「不登校を考える集い（年2回開催）」を実施しており、今後も事業の継続に努めたい。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

イ 家庭や地域の教育力充実のための事業の推進

○家庭や地域の教育力充実のための支援

| | |
|---------------------|-----------------------|
| p.100 地域の教育力育成・支援事業 | p.100 家庭教育支援事業 |
| p.100 PTA人権教育研修 | p.101 学校ネットパトロール事業（再） |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|--|---|--|
| 地域の教育力育成・支援事業 | 地域の自主的・主体的な学習活動及びその成果を实践する活動等の支援を行い、もって社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を推進する。 | 地域の自主的な学習グループに対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ・家庭教育力パワーアップ事業 家庭教育に関する学習活動を支援する。 ・共生する地域づくり事業 様々な人権問題に関する学習活動を支援する。 ・地域学び場応援事業 中学生を対象として実施する放課後補充学習活動を支援する。 グループの学習活動の一層の充実を図るため、各グループの学習会等への訪問を行うとともに、事業の企画実施に関する助言や、講師・学習指導者の紹介を行う。 | ○「この事業をやってよかったと思う」と回答したグループの割合 H30実績 100% R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 人権・同和教育課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| PTA人権教育研修 | PTA会員が人権についての理解を深めることにより、学校での人権学習を積極的に受けとめることのできる家庭の基盤づくりと、人権を尊重し人の多様性を認め合う地域づくりを目指す。 | 市PTA協議会と連携し、特別支援教育啓発研修会をはじめ、区PTA連合会や各单位PTAにおいて人権教育研修会を実施する。 | ○全市・各区・各单位PTAの役員・委員・会員研修会参加人数 H30実績 延べ約25,000人 R5 目標 延べ約25,000人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生涯学習課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 家庭教育支援事業 | 学校・家庭・地域等が連携して家庭の教育力向上に向けた総合的な事業を実施し、子どもの基本的な生活習慣や規範意識の定着を図る。 | ○入学説明会等を活用した学習会の開催 ○読み聞かせ講座など、PTAと連携した家庭教育支援事業の実施 ○メディア利用ルールパンフレットの配布 | ○「家庭で子どもに対して、早寝早起きなどの規則正しい生活をさせている」と回答した保護者の割合 H30実績 87.7% R5 目標 95% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生涯学習課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 学校ネットパトロール事業 | 児童生徒がインターネットを介した被害者や加害者になることを防ぐとともに、インターネット上における情報を主体性を持って活用できる能力の育成を図る。 | 児童生徒がよく利用するサイトを対象に、不適切な書き込みの監視を行い、学校に情報を提供するとともに、家庭や関係機関と連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図る。 児童生徒がインターネットの正しい使い方を身に付け、インターネット上にある誤った情報を識別し、危険性を予測できるよう、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発資料をホームページに掲載するとともに、学校の依頼に応じて講演会を実施する。 | ○ネットパトロールの検知件数 H30実績 1,515件 R5 目標 1,200件 ○検知後の指導・削除 H30実績 99.8% R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 様々な人権問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

ウ 市民主体の取り組みの推進

- 人権啓発地域推進組織（人尊協）の育成・援助
- 区人権啓発連絡会議の取り組み内容の充実
- 市民主体の取り組みの連携強化
- 市民相互の交流機会の提供

| | |
|--------------------------------|------------------------------|
| p.101 男女共同参画地域づくり事業 | p.103 精神保健福祉センターによる講演会等の開催 |
| p.102 市民グループ活動支援事業 | p.104 全区男女共同参画推進事業（連絡会議） |
| p.102 福岡市人権擁護委員協議会への支援・協力 | p.106 全区人権尊重啓発連絡会議 |
| p.102 福岡市人権尊重週間行事 | p.107 全区人権を考えるつどい |
| p.102 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換） | p.109 全区人権啓発地域推進組織（人尊協）活動交流会 |
| p.103 若者との共働事業 | p.111 全区自治協議会会長等研修 |
| p.103 子ども虐待防止活動推進委員会 | p.113 人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 |
| p.103 こころの健康づくり大会 | p.113 人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|---|
| 男女共同参画地域づくり事業 | 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」が、様々な地域団体の枠を超えて、校区全体で男女共同参画について考えるきっかけとなるように、週間の周知とともに、地域が主体的に行う男女共同参画推進の取組を支援する。 また、地域の様々な活動で指導的立場に立てる女性リーダーを育成する。 | 区単位の講演会や研修会開催を支援するほか、校区男女共同参画協議会の活動支援、市独自の週間「みんなで参画ウィーク」を活用した啓発を行う。 また、地域の様々な活動で指導的立場に立てる女性リーダーを育成する。 | ○事業の現状 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の取組みを実施した校区数 140/149 校区・地区（R1年度） ○事業目標 福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の取組みが全校区で実施される。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

Ⅶ 実施計画（令和2年度～令和5年度）

1－（3）

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|---------------------------------|--|
| 市民グループ活動支援事業 | 男女共同参画を広く市民に啓発するとともに、男女共同参画の機運を醸成することを目的とし、男女共同参画の推進を自らの課題として自主的に活動する市民グループを支援するもの。 | 今後も継続して、男女共同参画を推進する市民グループを支援する。 | より効果的に事業を実施するため、市民グループのニーズに合った支援方法を検討する。 |
| 分野 | | | |
| 女性（男女共同参画） | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 事業推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 福岡人権擁護委員協議会への支援・協力 | 福岡人権擁護委員協議会が実施する人権相談や街頭啓発等の各種事業が円滑に実施できるよう、同協議会への支援を行う。 | 今後も下記の事業を実施する。 ○補助金の交付 ○人権擁護委員候補者の推薦 ○広報活動等への協力 | より積極的な活動が期待できる人権擁護委員候補者の推薦に努める。 福岡市推薦の人権擁護委員：42名 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 福岡市人権尊重週間行事 | 学校、地域、企業、関係機関・団体が一体となり、昭和47年度に設けた「福岡市人権尊重週間」において、毎年度、各種の週間行事を実施することにより、「人権が真に尊重され、差別のない住みよい福岡市の実現を目指す取組」を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重行事推進委員会が主体となり、12/4～12/10の「人権尊重週間」を中心に幅広い市民を対象とした各種啓発を実施する。 ・各区で多くの市民が参加し、より人権意識の高揚につながる講師等を招いた「人権を尊重する市民の集い」を企画、実施する。 ・人権尊重週間行事については、市政だより、啓発広報誌、マスメディア等を活用した効果ある啓発、広報を行う。 | 「人権を尊重する市民の集い」の7区合計参加者数 H28 2,526人 H29 2,306人 H30 2,741人 目標値 毎年 2,500人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------------|---|--|---|
| 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換） | 様々な人権に関する問題解決に取り組む市民グループや関係団体の出会い、交流・連携の場を提供するとともに、団体相互の情報交換や交流を促進する。 | 今後も利用登録団体間の交流ができる場を提供できるよう、登録団体のニーズを的確に把握し、情報意見交換会や講演会等の事業内容を実施していく。 | 利用登録団体へのアンケート結果を踏まえ、内容を工夫しながら交流会を実施している。 交流会参加者アンケート結果 満足度 H28 94% H29 86% H30 79% 目標値 毎年 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|---|
| 若者との共働事業 | 人権講座・イベント等、人権尊重関係行事への若い世代の参加が少ない中、「すべての人権が尊重される社会の実現」を図るため、若年層の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の人権意識を高めるため、身近に関心を惹く人権問題を取り上げ、啓発を行う。 ・大学、大学生等と人権啓発センターが共働し、若者が参加しやすい講演会等を大学生等の意見をもとに企画する「ココロンキャンパス」を実施する。 | ココロンキャンパス参加した結果、人権に関する関心や理解度が深まったとする割合 H28 西南学院大学 99.4% H29 福岡女学院大学 91.9% H30 福岡大学 第1回 92.0% 第2回 96.5% 目標値 毎回 97.0% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|---|--|
| 子ども虐待防止活動推進委員会 | すべての市民が子どもの虐待防止に理解を深め、子ども虐待のないまちづくりを実現するために、子どもに関わる機関・団体と行政が連携して虐待防止に取り組む。 | 市民を対象とした「子ども虐待防止市民フォーラム」や児童虐待に関わる専門職等に向けた「児童虐待対応研修」の開催、相談窓口の周知など広報・啓発活動を展開する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども虐待防止市民フォーラム」参加者実績（H30：約450名参加） ・「児童虐待対応研修」参加者実績（H30：約150名参加） 今後も児童虐待防止のための広報・啓発、相談窓口の周知などを行っていく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| こころの健康づくり大会 | 地域での精神保健福祉活動を推進し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を図り、県民の精神保健の向上と精神障がいのある方の自立と社会参加を促進する。 | 福岡県・北九州市その他病院協会等とともに年1回開催。 精神保健福祉に関する講演会、精神保健福祉に寄与した方や団体の表彰、精神障がいのある方々のスピーチ等を行っている。 | 平成30年度については、平成30年11月6日（火）に久留米シティプラザ久留米座で開催し、約230名の参加があった。 今後も広報・周知に力を入れ、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めていきたい。 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 保健予防課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|--|--|---|
| 精神保健福祉センターによる講演会等の開催 | こころの病や対応についての理解を促進することで、精神障がい者への差別・偏見をなくす。また、市民自身のこころの健康を保つことを目的に実施。 | 精神障がいについての正しい理解を進めるために、講演会や家族教室などを開催し、市民への普及啓発を行う。 | 精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」「ピアサポート講座」や、うつ病や依存症等の市民講演会及び家族教室等を、関係機関と連携しながら実施している。多様化する心の健康問題に対して社会状況に合わせた取り組みを行っていく。 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 精神保健福祉センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|--|---|
| 東区男女共同参画推進事業 | ○男女共同参画推進活動が地域（校区）全体の取組みとして活発に行われている。 ○地域の意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われている。 | 男女共同参画の推進を図るため、各校区の男女共同参画推進団体の代表者で組織された「東区男女共同参画連絡協議会」の活動を支援するとともに、人材育成のための研修会や、広報誌発行・講演会開催による啓発等を実施する。 1 定例会の開催支援（毎月） 2 講演会、研修会の開催等 ①東区のとどい（講演会等） ②地域リーダー育成研修会 ③日本女性会議への東区男女共同参画連絡協議会委員の派遣 | 1 定例会の開催（参加率） H28/82.4% H29/83.6% H30/82.7% H31/79.0% 2 講演会、研修会の開催等（参加者数） ① 東区のとどい（講演会等） H28/163人 H29/340人 H30/288人 H31/229人 ② 地域リーダー研修会 H28/84人 H29/97人 H30/61人 H31/55人 ③ 日本女性会議への派遣 H28/3人 H29/3人 H30/3人 H31/0人* *日本女性会議開催中止の為 今後も各校区団体の自主性を尊重し、男女共同参画に関する意識の向上を図る。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|--|
| 博多区男女共同参画推進 | 各校区（地区）の男女共同参画に関する活動を行う団体の交流や情報交換を行い、活動の活性化を図るとともに、区及び校区における男女共同参画社会の推進を目的とする。 | ○地域における男女共同参画推進の必要性等を考え、お互いの理解を深めるため、自治協議会長等との意見交換会を実施 ○委員研修会の実施、企画運営を行うとともに、校区間での情報交換、広報誌の編集や全国規模の研修会等への参加など。 | ○校区（地区）により、理解や取組に温度差があるため、今後も団体の自主性を尊重し、活動が活発化するようサポートを継続する。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 企画振興課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|--|--|
| 中央区男女共同参画連絡会 | 男女共同参画推進を図る団体相互の交流及び情報交換を行い、男女共同参画を推進することを目的とする。 | ○校区間での情報交換や情報提供を行っていく。 ○校区の実情に沿った支援・助言を行い、校区活動が活発に行われるようサポートしていく。 | 1. 定例会・役員会の開催（毎月1回） 2. 委員研修会、視察研修会 3. 中央区安全・安心フェスタへのブース出展による男女共同参画の視点を活かした防災をPR 男女共同参画を推進するために、継続的に事業を実施することを目標とする。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 企画振興課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------|--|---|---|
| 南区男女共同参画連絡会 | 各校区の男女共同参画推進を図る団体相互の交流及び情報交換を行い、校区における男女共同参画を推進することを目的とする。 | 南区男女共同参画連絡会と協力し、各校区の委員の学びの場や、情報交換・連携の場とする目的で各種研修会を実施するなど、校区での活動を支援していく。 南区主催で、地域活動サポート講座等の事業を実施する。 | 現在、年2回の全体会と年4回の学習会を実施している。学習会の参加者が、学んだことを校区活動に活かしやすいよう、学習会のテーマについては今後も連絡会と連携して選定していきたい。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 企画振興課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|--|--|
| 城南区男女共同参画連絡会 | 城南区における男女共同参画を推進し、もって、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。 | 今後も男女共同参画等に関する情報提供を行い、研修・講演会を実施するとともに、各校区男女共同参画推進団体に支援を行う。 | 国、県及び市からの行政情報及び講座・研修等の情報を提供するとともに校区活動の状況を把握する。 校区活動を活性化させるための研修（委員研修・広報紙づくり・研修等）や校区自治協議会及び校区で男女共同参画を推進する団体等を対象にしたセミナー（出張報告・講演）を実施する。 「みんなで参画ウィーク」の取り組みとして、区役所1階ロビー等を利用して各校区の活動等を紹介するパネル展を開催する。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|--|
| 早良区男女共同参画をすすめる会 | 早良区の各自治協議会における男女共同参画を推進する組織の活性化を図り、区および校区における男女共同参画を推進する。 | 第3次または次期福岡市男女共同参画基本計画に沿って、地域活動における男女共同参画にかかる意識の浸透を図っていく。 | 講演会などを行っているほか、区内を4つのブロックに分け、ブロック別に研修会を行い、参加しやすい身近なところで男女共同参画に関する意識の向上を図っている。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 西区男女共同参画をすすめる会 | 各校区において、男女共同参画を推進する組織の活性化を図るとともに、区及び校区における男女共同参画社会の推進を目的とする。 | 校区間での情報交換を行い研修等を実施するとともに、各校区男女共同参画推進組織の支援を行う。 | 今年度から委員交流・意見交換会を4回に増やし、校区間での情報共有を行える機会を多く提供している。今後も地域で活動を行う際のネットワークづくりを支援し、地域全体の男女共同参画の意識向上を図る。 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 企画振興課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|---|
| 東区人権尊重啓発連絡会議の活動 | <p>「人権が尊重されるまちづくり」の地域における自主的な推進組織づくりの促進と、区民の人権意識を確立し、差別のない明るいまちづくりをめざすことを目的とする。</p> <p>様々な人権問題の解決を目指し、地域ぐるみの自主的な推進組織（人尊協）づくりの促進やさらなる活性化を図るとともに、市民の人権意識の向上を図る。</p> | <p>今後も継続して各委員の情報交換や委員研修会により、身近な人権問題への理解を深めたい。</p> <p>また、「人権を考えるつどい」や広報紙等で区民の人権意識高揚につながるよう努める。</p> <p>市民の人権意識の向上を目指して、区内における関係機関・団体が連携して取り組む、意見交換会、研修会・講演会、広報紙の発行等の活動を支援する。</p> | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会（1回）、運営委員会（2回）の開催 ・総会時研修会、人権を考えるつどいの開催 ・広報紙「コスモス」の発行 <p>〔目標〕</p> <p>人権尊重啓発連絡会議の構成員の参加率 90%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| 博多区人権尊重啓発連絡会議 | <p>様々な人権問題の解決をめざし、地域ぐるみの自主的な推進組織のさらなる活性化を図るとともに、市民の人権意識の向上を図る。</p> | <p>市民の人権意識の向上を目指して、区内における関係機関・団体が連携して取り組む交流会、研修会、講演会、広報紙「はかた」の発行等の活動を支援する。</p> | <p>人権尊重啓発連絡会議の啓発活動が促進され、市民の人権意識の向上につながるよう支援を行っている。</p> <p>【目標値等（令和5年度）】</p> <p>「人権尊重啓発連絡会議の構成員の参加率」 90%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 中央区人権啓発連絡会議 | <p>部落差別をはじめ一切の差別をなくす取り組みを行っている地域ぐるみの自主的人権啓発推進組織の活動の促進と人権意識の向上を目指す活動を推進する。</p> | <p>地域における人権意識の高揚を図るため、「区人権を考えるつどい」の開催や広報紙の発行、委員研修の実施など、引き続き、人権啓発連絡会議の事業充実を図る。</p> | <p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区人権を考えるつどいの開催 ・広報紙「こうろ」の発行 ・委員研修の実施 <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員の参加率 →R5年度までに 88% ○ 「区人権を考えるつどい」参加者アンケート「内容に満足した」と回答した割合 →R5年度までに 88% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|--|
| 南区人権尊重啓発連絡会議 | <p>一切の差別をなくすため、地域ぐるみの自主的な推進組織づくりの促進を図るとともに、区民の人権意識を確立し、差別のない明るいまちづくりを目指す。</p> | <p>地域における人権意識の高揚を図るために、委員の意見交換や研修会を行うとともに「南区人権を考えるつどい」の開催、広報紙「みなみ」の発行を行う。</p> | <p>南区では、各校区で人権尊重推進協議会が結成され様々な、取り組みが行われている。</p> <p>「南区人権を考えるつどい」は、多くの市民が興味を持ち、参加したくなるテーマや講師の選定に努める。</p> <p>広報紙「みなみ」については、読みやすい紙面づくりに努める。</p> <p>人権尊重啓発連絡会議の構成員の参加率 →R5年度までに 90%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| 城南区人権啓発連絡会議の活動 | さまざまな人権問題の解決を目指し、地域ぐるみの自主的な推進組織（人尊協）のさらなる活性化を図るとともに、市民の人権意識の向上を図る。 | 市民の人権意識向上を目指して、区内における関係機関・団体が連携して取り組む、意見交換会、研修会、講演会、広報紙の発行等の活動を支援する。 | 人権を考えるつどいの実施、委員研修会や人権尊重週間の啓発活動、広報紙発行 人権啓発連絡会議の構成員の参加率 現状 R1 70% 目標 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|--|
| 早良区人権啓発連絡会議 | 基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の趣旨に則り、地域、行政、関係機関・団体が一体となって、差別のない明るいまちづくりをめざす。 | 人権尊重の気運の醸成を図る事業の企画等を行う、地域、行政、関係機関・団体が構成する早良区人権啓発連絡会議を開催。 | 【現状】 ①人権啓発事業の企画・運営を行う総会を年1回、運営委員会を年2回開催。 ②広報紙「さわら人権啓発だより」を年1回発行し、区内全世帯に配付。 【目標】 人権啓発における地域、行政、関係機関・団体の一体化 人権尊重啓発連絡会議の構成員の参加率 →R5年度までに90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|--|--|
| 西区人権尊重連絡会議の活動 | 部落差別をはじめ一切の差別をなくすため、地域ぐるみの自主的な啓発推進組織である校区人権尊重推進協議会等の活動支援を図るとともに、区民の人権意識を確立し、差別のない明るいまちづくりをめざす。 | 今後も継続して、身近な人権問題への理解を深めるため、各委員の情報交換や委員研修会を行う。また、「人権を考えるつどい」や広報紙等で区民の人権意識高揚につながるよう努める。 | 「委員研修会」・「人権を考えるつどい」や広報紙の発行を行い、区民の人権意識の高揚に努めている。 人権尊重啓発連絡会議の構成員の参加率 →R5年度までに90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|-------------------------------|---|---|
| 東区人権を考えるつどい | 様々な人権問題の解決を目指し、市民の人権意識の高揚を図る。 | 広く市民に様々な人権問題について考える機会を提供するため、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら講演会等を開催する。 | 【現状】 ・講演会の開催（9月） 【目標】 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

Ⅶ 実施計画（令和2年度～令和5年度）

1-（3）

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|-------------------------------|---|--|
| 博多区人権を考えるつどい | 様々な人権問題の解決をめざし、市民の人権意識の高揚を図る。 | 広く市民に様々な人権問題について考える機会を提供するため、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマで講演会を開催する。 | P T Aをはじめとする団体に対して、各種会合や研修などの機会を捉えてPRを行い、参加者の増加を図っている。また、参加者の満足が得られるよう、内容の工夫を図っている。 【目標値等（令和5年度）】 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|-------------------------------------|---|--|
| 中央区人権を考えるつどい | 同和問題など様々な人権問題の解決をめざし、市民の人権意識の高揚を図る。 | 広く市民に様々な人権問題について考える機会を提供するため、引き続き、実施する。 | （現状） 多くの市民に関心をもってもらえるよう、様々なテーマ、形式で実施している。 （目標） ○ 参加者アンケート「内容に満足した」と回答した割合 →R5年度までに 88% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 南区人権を考えるつどい | 基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の趣旨に則り、一切の差別をなくすため、区民の人権意識を確立し、差別のない明るいまちづくりを目指す。 | 南区では、各校区で人権尊重推進協議会が結成され、一人ひとりの人権が大切にされる地域づくりをめざして校区の特徴をふまえた様々な取り組みが行われている。 本つどいは、各校区の取り組みをさらに継続・発展させ、人権尊重の明るいまちづくりを推進するために開催するものであり、今後とも様々な人権問題をテーマとした講演会等を開催する。 | 平成30年度は大規模災害時の人権問題を、令和元年度は障がい者をテーマとした講演会を開催し、参加者のアンケート結果も好評であった。 今後ともアンケート等を参考にしながら講師やテーマを選定し、参加者に満足してもらえる事業とする。 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|-------------------------------|---|--|
| 城南区人権を考えるつどい | 様々な人権問題の解決を目指し、市民の人権意識の高揚を図る。 | 広く市民に様々な人権問題について考える機会を提供するため、今日的課題や市民のニーズを踏まえたテーマを選定するなど、講演内容を充実させるとともに、市民への周知方法の工夫を図りながら講演会等を開催する。 | 令和元年度 7/10実施 参加者 373人 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 現状 R1 95% 目標 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|--|
| 早良区人権を考えるつどい | さまざまな人権問題の解決をめざし、市民の人権意識を高め、誰もが大切にされるまちづくりの推進。 | 福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて、さまざまな人権問題について考える機会とするつどいを開催。 | 市民にとって身近に感じるような人権啓発事業を実施。 参加者アンケート結果 「内容に満足した」と答えた割合 目標値 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|-------------------------------------|--|---|
| 西区人権を考えるつどい | 同和問題など様々な人権問題の解決をめざし、市民の人権意識の高揚を図る。 | 今後も継続して市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権問題をテーマとした講演会を開催する。 | 年に1回人尊協や公民館・PTAなど幅広い参加者を募り実施している。 つどい参加者 308人 参加者アンケート 人権を考えるつどいに満足できたと回答した割合 R1 88% 目標値 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|--|---|
| 東区人権尊重啓発活動交流会 | 地域における人権教育の推進及び人権意識の高揚を目指し、人尊協の活動のさらなる充実を図る。 | 区内の人尊協の関係者が一堂に会する交流会を開催し、活動内容や課題等についての情報交換や講演会を実施する。 | 〔現状〕 ・情報・意見交換会と講演会を隔年で開催（2月） 〔目標〕 「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 博多区人権啓発推進活動交流会 | 博多区人権尊重啓発連絡会議の関係者等が集まり、交流をとおして地域における人権啓発の推進及び人権意識の高揚を目指す。 | 区内の人権尊重啓発連絡会議の構成団体や公民館関係者が一堂に会する交流会を開催し、講演会や活動内容・課題等についての情報交換を行う。 | 参加者が共感し、また参考となるようグループ討議を取り込むなど企画に工夫をこらしながら年1回実施。 【目標値等（令和5年度）】 「今後、人権啓発を推進していく上で参考になった」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|---|---|--|
| 中央区人権尊重推進協議会活動交流会 | 部落差別など、一切の差別を無くすための取り組みを進めている中央区の人権尊重推進協議会の役員・委員等が一堂に会し、これからのよりよい活動のあり方を協議研究し合い、一層の充実を図るため実施する。 | 各人尊協委員の人権意識の高揚や人尊協のより創造的な活動となるように交流会の内容、進め方を検討し、引き続き実施する。 | （現状） ・各人尊協役員・委員の学習の場となる講演形式の全体会と、活動事例に係る意見・情報交換を行う分科会（研修・広報・啓発）を実施している。 （目標） ○ 参加者アンケート「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した割合 →R5年度までに 88% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---------------------------------------|--|---|
| 南区人権尊重推進協議会実践講座 | 校区人尊協委員等を対象にあらゆる差別の解消を目指して地域実践者を養成する。 | ・活動交流会…人権尊重推進協議会活動の現状や成果・課題等について、各組織の事例紹介や、意見交換により、一層の活動の充実を図る。 ・広報紙づくりセミナー…広報紙の役割や、基本的な技術など効果的・具体的方法を学ぶ。 | ・活動交流により一定の効果は得られている。効果的な交流方法を検討しながら、より一層の活動の充実につながるようにする。 「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに 90% ・具体的な内容の研修により広報紙の充実に役立っている。より一層充実した広報紙につながるように検討し開催する。 「講座が役に立った」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------|--|--|---|
| 城南区人権啓発地域推進組織（人尊協）交流会 | 地域における人権教育の推進及び人権意識の高揚をめざし、人尊協の活動のさらなる充実を図る。 | 区内の人尊協の関係者が一堂に会する交流会を開催し、活動内容や課題等についての情報交換や講演会を実施する。 | 多くの人尊協関係者が課題として関心を持てるテーマを選定して情報交換会や講演会等を実施している。 「今後、人権啓発を推進していくうえで、参考になった」と回答した参加者の割合 R1 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 目標 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|----------------------|------------------------------------|--|
| 早良区人権啓発地域推進組織交流会 | 早良区内の人権尊重推進協議会活動の充実。 | 早良区内人権尊重推進協議会活動の現状や成果・課題等について相互交流。 | 研修・啓発・広報部会等に分かれて活動内容や課題等についての情報交換。 |
| 分野 | | | 参加者アンケート結果 |
| 人権問題全般 | | | 今後、人権啓発を推進していく上で参考になったと答えた割合 R5 90% |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 西区人権啓発地域推進組織交流会 | 人権啓発に取り組む地域ぐるみの自主的な推進組織である校区人権尊重推進協議会等の活動交流を図ることにより、活動の活性化をめざすとともに、差別のない明るいまちづくりをめざす。 | 今後も継続して西区内の人権尊重推進協議会が、活動の中で抱えている課題等について、情報交換を行い、校区活動のより一層の活性化を図る。 | 年に1回交流会を開催し、校区人権尊重推進協議会での活動内容や課題等についての情報交換や、講演会等を実施している。 |
| 分野 | | | 交流会参加者アンケート結果 |
| 人権問題全般 | | | 今後人権啓発をしていく上で参考になったと答えた割合 H28 86% H29 81% H30 90% 目標値：90%以上 |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|---|---|--|
| 東区自治協議会会長等 人権教育研修 | 校区自治協議会会長等の人権問題に対する理解を深め、差別の無い地域づくりに資する | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、区人権尊重啓発連絡会議研修会・人権セミナー・人権を考えるつどい等、人権に関する各種事業を案内する。 | 〔現状〕 ・区人権尊重啓発連絡会議研修（1回・5月）、人権セミナー（3回・6月）、人権を考えるつどい（1回・9月）、人権を尊重する市民のつどい（1回・12月）の案内を実施 〔目標〕 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|--|--|
| 博多区自治協議会会長等 研修 | 人権問題の解決に向けた校区人権尊重推進協議会活動など地域の取組を進めるため、自治協議会等役員の人権問題に対する理解と認識を深める。 | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、博多区人権を考えるつどい、博多区人権講座等、人権に関する各種事業を案内する。 | 自治協議会等代表者会の定例会において事業の周知と参加を呼びかけ、研修の具体的な内容についても説明。日程の周知も早めに行っている。 【目標値等（令和5年度）】 下記の研修等について参加要請を行う。 人権尊重啓発連絡会議委員研修（年1回）、区人権講座（年4回）、区人権を考えるつどい（年1回）、区人権を尊重する市民の集い（年1回）、区人権啓発推進活動交流会（年1回） |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 (地域支援課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|--|
| 中央区自治協議会会長等研修 | 区で行われる「人権を考えるつどい」等の人権問題に関する各種事業への参加を通して、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりの大切さについて理解を深める。 | 中央区自治協議会等代表者会の定例会において、区で行われる行事の周知及び参加呼びかけを行う。 | 9月の中央区自治協議会等代表者会の定例会において、区で行われる「人権を考える集い」の周知及び参加呼びかけを行った。引き続き多様な媒体を活用して、新たな参加者が得られるよう工夫し、人権尊重のまちづくりについて理解を深める。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|-----------------------------------|---|---|
| 南区自治協議会会長等研修 | 自治協議会などの地域が主体となった人権尊重のまちづくりを推進する。 | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、人権・同和問題の正しい理解と認識を図り、差別のない地域づくりを目的として、南区人権を考えるつどい等、人権に関する各種事業を生涯学習推進課とともに案内する。 | 区自治組織協議会の会議において、南区人権を考えるつどい等人権に関する各種事業の案内を行っている。今後も継続し、人権尊重のまちづくりの推進を働きかける。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|--|
| 城南区自治協議会会長研修 | 自治協議会会長は、生活の基礎・基盤となる地域のリーダーであり、人権に関する正しい知識と理解が必要不可欠となる。社会の変化に対応できる地域社会の実現に資することを目的とする。 | 城南区自治協議会連絡会議において、行事の周知及び参加呼びかけを行うとともに、校区での参加呼びかけ等啓発活動を依頼する。 | 自治協議会会長は、地域のリーダーとして人権に関する正しい知識と理解が不可欠であるため、今後も継続的な研修を実施し、校区人権尊重推進協議会への積極的な参加を促す。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 早良区自治協議会会長等研修 | 明るく住みよい地域社会を実現するため、地域リーダーである自治協議会会長を対象に人権・同和問題の正しい理解と認識を図り、差別のない地域づくりに資する。 | 今後とも、事前の定例会及び代表者との会合の中で、区人権尊重啓発連絡会議研修会、「早良区人権講座」、「人権を尊重する市民のつどい」等への積極的参加を呼びかけ、校区リーダーとして人権に対して正しい理解と認識を深めてもらうこと。 また、地域組織を代表する立場から、関係団体へ住民の多数の一般参加を働きかけてもらうよう依頼する。 | 全25校区の会長に、早良区人権を考える集い（7月）、人権を考える市民の集い（12月）への参加と一般参加の呼びかけを依頼し、各研修に毎回計150名程度が参加している。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|---|
| 西区自治協議会会長等研修 | 校区自治協議会会長等の人権問題に対する理解を深め、差別のない地域づくりに資するため実施する。 | 今後も継続して、各区で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等へのより多くの参加を呼びかける。 また、地域の各種団体等校区での参加呼びかけ等を依頼する。 | ○地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修や講座の開催等を通してまちづくりに役立てていく ○地域指導者と併せて地域の各種団体に積極的に参加を呼びかけ、地域づくりにおける人権尊重の重要性についての一層の理解を図る |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------|--|--|--|
| 人権啓発地域推進組織（人尊協）の設立・支援 | 人権啓発地域推進組織（人尊協）の全校区での設立を図るとともに、その効果的な人権学習や啓発の推進が図られるよう支援を行う。 | 小学校区単位で、住民が自主的・主体的に活動している人尊協に対して、補助金の交付をはじめ、各々の組織の実情に応じた個別の指導・助言や情報提供を日頃から創意工夫して行うなど、活動支援の充実を図っていく。 未設立校区については、今後とも設立に向けて、様々な機会を捉えて働きかけていく。 | ○人尊協会長が「活動の効果が上がっている」と回答した割合 H28実績 85% R5 目標 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 人権・同和教育課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|---|--|---|
| 人権啓発地域推進組織（人尊協）全市交流会 | 地域における人権教育の推進及び人権意識の高揚のため、地域での優れた取組事例や多様な人権課題を共有することにより、各人尊協の活動のさらなる活性化を図る。 | 全市の人尊協の役員及び関係者が一堂に会する交流会を開催し、情報の提供、講演会、並びに事例発表会等を実施する。 | ○「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合 H30実績 — R5 目標 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 人権・同和教育課 | | | |

（４）企業における人権教育・啓発

企業においては、今後も人権教育及び人権啓発を積極的に推進していくことが必要であり、また、公正な採用選考や配置、昇進、賃金などあらゆる面で基本的人権が尊重された働きやすい職場を実現することが求められている。

＜具体的施策の方向性＞

ア 企業内での人権教育・啓発の推進

- 企業向け研修の充実
- 社内研修の支援の充実
- 企業への働きかけ

| | |
|-----------------|----------------|
| p.114 指定管理者人権研修 | p.114 女性活躍推進事業 |
|-----------------|----------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 指定管理者人権研修 | 市の公の施設を管理する指定管理者は、市施策と密接な関わりを持ち、市民と接する機会が多いことから、人権問題への正しい理解・認識が求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当課から施設所管課へ、全ての指定管理者で効果的な人権研修が毎年実施されるよう依頼を行う。 ・指定管理者への研修支援のため、当課にて集合研修の開催や、施設への講師派遣等を実施する。 | 参加しやすいように、集合研修は、夏季・冬季に分けて、派遣研修は通年実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、大体理解できた）と答えた割合 H28 92% H29 92% H30 95% 目標値 毎年 96% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| 女性活躍推進事業 | 企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組みを促進するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実など働きやすい環境整備の推進に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ○働きやすい環境整備などについて、社会貢献優良企業優遇制度における「次世代育成・男女共同参画支援事業」での企業認定を行う。 ○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業の取組みを見える化する。 ○企業における女性活躍や人権尊重の意識の浸透を図る講演会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会貢献優良企業認定企業数 154社（R1.8.1現在） ○見える化サイト登録企業数 255社（R2.3.1現在） 目標：25社増（前年度比） ○講演会 1回（R1年度） |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 女性活躍推進課 | | | |

イ 就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

○企業に対する法制度の周知

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| p.115 企業事業主研修 | p.116 企業への研修講師派遣等 |
| p.115 公正採用選考人権啓発推進員研修 | p.116 福岡市企業同和問題推進協議会との連携 |
| p.115 企業合同研修 | p.116 特別支援学校卒業生の就労促進 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|--|
| 企業事業主研修 | 企業の事業主が、様々な人権問題に関して、正しい理解と認識を深めることにより、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図る。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、企業の事業主を対象とした研修会を年1回実施する。 | 参加者アンケート結果を参考に、様々な人権問題をテーマに研修会を実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、大体理解できた）と答えた割合： H28 97% H29 94% H30 95% 目標値 毎年 98% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 公正採用選考人権啓発推進員研修 | 企業の公正採用選考人権啓発推進員が、様々な人権・同和問題に関して、正しい理解と認識を深めることにより、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図る。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を年5回実施する。 | 公正採用選考人権啓発推進員制度を所管する公共職業安定所を中心に、毎年研修内容を検討している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合： H28 93% H29 91% H30 94% 目標値 毎年 95% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--------------------------------------|--|---|
| 企業合同研修 | 小規模企業の従業員に対して、人権問題についての正しい理解と認識を広める。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、小規模企業の従業員を対象とした研修会を年12回実施する。 | 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合 H28 99% H29 92% H30 95% 目標値 毎年 98% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---------------------------------------|---|--|
| 企業への研修講師派遣等 | 人権が尊重された企業・職場の実現に向けて、企業における人権研修を支援する。 | 企業における人権研修の実施にあたって、講師・教材等に関する相談に応じるとともに、要請に基づき、人権啓発推進指導員を研修講師として派遣する。 | 企業からの要望を踏まえ、適切な助言・指導を行うとともに、必要な内容で研修を実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合 H28 98% H29 98% H30 99% 目標値 毎年 99% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 福岡市企業同和問題推進協議会との連携 | 「福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）」との連携を図ることにより、企業における人権・同和問題についての正しい理解と認識を広める。 | 同推協が主催する研修に対して、講師派遣・研修会場の提供などを行うとともに、毎月1回開催される研修啓発推進委員会に出席し、必要な助言・支援を行う。 | 今後とも、事務局会議や研修啓発推進委員会、研修毎の振り返りなどを通して、効果的な研修となるよう必要な助言・支援を行う。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|--|---|---|
| 特別支援学校卒業生の就労促進 | 生徒の一人ひとりの特性や能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を進めるために、関係機関・団体と連携した取組を進め、企業への就職促進を図る。 | 就労先や実習先の開拓、障がい者雇用の実態の理解促進等のため、企業・事業所、保護者、学校、関係機関等が連携して、夢ふくおかネットワークを組織し、企業、教員、保護者等向けのセミナーを開催する。 生徒がビジネスマナーやスキルを習得するための職業技能指導者派遣事業を行う。 | ○知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率 H30実績 81.5% R5 目標 100.0% |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 発達教育センター | | | |

2 特定職業従事者の人権教育・啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を目指すためには、特に、市職員、教職員、社会教育関係者など、人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事する人たち（特定職業従事者）に対し、重点的な人権教育及び人権啓発が必要。

<平成28年度～令和元年度の成果・課題>

成果

○特定職業従事者に対しては、業務に関わりの深い人権問題や受講者の要望に沿った人権問題をテーマとし、人権問題を身近に捉えられるような研修等が行われ、特定職業従事者としての人権意識の高揚に寄与している。

課題

○日々の業務遂行において、人権尊重の視点に立った行動ができるよう、さらに特定職業従事者としての自覚及び人権感覚の涵養を図る必要がある。

（1）市職員

すべての職員が、特定職業従事者として、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、具体的な職務遂行の中で生かしていくこと、また、すべての部局のすべての職員が日常業務を常に人権尊重の視点からとらえ直し、必要に応じ工夫・改善を図ることが求められている。

<具体的施策の方向性>

○総合的な研修の実施

| | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| p.117 集合研修 | p.119 消防局初任教育 |
| p.118 市民課職員への研修 | p.119 交通局新規採用職員研修 |
| p.118 校区担当職員研修 | p.120 教育委員会職員人権教育研修 |
| p.118 「人権」に関する職場研修推進月間 | p.120 面接試験員研修会 |
| p.118 人権啓発推進者研修 | p.120 人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修 |
| p.119 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） | |
| p.119 虐待防止等強化事業（再） | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| 集合研修 | 人権問題について認識を深め、あらゆる業務において人権感覚が必要であること、及び人権問題の解決が行政の責務であることを理解することを目的とする。 | 事業目的を実現するため、階層別必修研修のカリキュラムにおいて人権問題に関する研修を企画・実施する。 | 特定職業従事者として、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の視点に立った行政を進めるために、採用時研修等の集合研修において人権に関する研修を引き続き実施する。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 総務企画局 研修企画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------|---|---|---|
| 市民課職員への研修 | 各区の市民課職員に対して、「事前登録型本人通知制度」の導入に至る経緯と目的を含めた制度の趣旨を理解させ、戸籍や住民票等の個人情報を取り扱う職員としての人権意識を形成する。 | 市民局が行う各区の市民課職員を対象とした研修や各種会議・課内研修等において、戸籍や住民票等の不正取得問題を取り上げ、本人通知制度を導入した経緯や目的を含めた制度に関する職員の理解を深め、市民に対して的確な説明や対応ができるようにする。 | 人権意識をもってもらえるよう、研修会等にて周知を図っている。 職員の人事異動による入替りに対応するため毎年継続して研修を行う必要がある。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 区政課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|---|--|--|
| 校区担当職員研修 | 各区の地域支援担当職員（校区担当職員）を対象とした研修であり、校区担当職員として必要な能力・知識の向上を図り、校区担当職員に求められる自治組織や公民館との関わり方を確認するとともに、人権尊重推進協議会等人権施策への理解促進を図る。 | 校区担当職員として必要な能力等の向上を図るため、コミュニティ施策の概要とこれまでの経緯や校区担当職員の実務研修を始め、人権尊重の取組みなどについての研修を実施する。 | 校区担当職員向けの研修（転入者は必須）は受講者から有意義であると意見も多く、今後も継続して本事業を実施する。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 コミュニティ推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|--|--|
| 「人権」に関する職場研修推進月間 | 「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」と向き合うことにより、職員一人ひとりがその理解を深めるとともに、改めて仕事と人権との関わりについて振り返ることにより、人権について考える機会とする。 | 「人権に関する職場研修推進月間」を設け、各職場で人権に関する研修を実施する。 | 毎年度職場研修推進月間にすべての職場において職場研修を実施している。 職場研修の内容を充実させ、「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底を図る。 職員参加率 H30 97% 目標値 毎年度 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|---|---|
| 人権啓発推進者研修 | すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政を積極的に推進するため、福岡市人権尊重推進本部のもと、すべての課長級職員を人権啓発推進者として位置付け、人権啓発推進者としての役割と職務についての認識を深め、その職務の遂行に必要な知識を習得するための研修を実施。 | 行政の各分野において啓発活動を積極的に推進するため、すべての課長級職員を対象に、その職務の遂行に必要な知識を習得するための研修を実施する。 | 毎年度人権啓発推進者全員に対して研修を実施している。 人権啓発推進者がその役割を円滑に遂行できるように、必要な知識等を習得できる研修を実施する。 アンケート結果 研修について理解できたと答えた割合 R1 100 % 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|---|--|---|
| 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） | 人権尊重の視点に立った行政運営を推進するにあたり、人権問題についての認識を深めることを目的として、「福岡市人権尊重推進本部」の主催により、局長級・部長級職員を対象として実施。 | 「福岡市人権尊重推進本部」の主催により、局長級・部長級職員を対象に様々な人権テーマを通して実施する。 | 参加率の向上を図るため、実施時期や講師選定について十分検討する。 講演会参加者アンケート結果 講演会について理解できたと答えた割合 R1 92% 目標値 毎年度 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|------------------|---|---|
| 虐待防止等強化事業 | 虐待の早期発見、早期対応を図る。 | 区保健福祉センターの専門性強化、区における虐待防止事業及び養育支援訪問事業などを実施する。 | 区保健福祉センター職員を対象とした虐待対応の専門的な研修、外部研修への職員派遣、スーパーバイザーの派遣、区における虐待防止の広報・啓発、養育支援訪問事業、訪問調査及び安全確認対応などを実施している。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|--|
| 消防局初任教育 | 消防局新規採用職員（初任教育学生）に対し、人権問題全般についての認識を深めるとともに、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考え、共感することの出来る心を育むことを目的とした。 | 今後も継続して、新規採用職員への研修を実施し、人権問題に対して正しい認識を持つことができるように取り組んで行く。 | 新規採用職員の公務員としての人権問題に対する意識を高めるとともに、消防学校卒業後、人権尊重の視点に立った行動ができる人材を育成する。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 消防局 消防学校 教育課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------|---|---|---|
| 交通局新規採用職員研修 | 運輸現場に勤務する職員に、人権・同和問題に対する正しい認識を持たせ、職務遂行の中で人権に配慮した接遇の実践力の向上を図るための研修を実施。 | 継続して実施することにより、課題解決に取り組む。 新規採用職員に関しては、特に理解してもらう必要があることから、専門の外部講師による研修や体験研修と併せて行い、職務遂行に役立てるよう工夫する。 | 新規採用職員に人権同和研修を行うことで、本市職員として必要な人権問題全般への取組の理解や意識付けに繋がっている。 本研修で学んだことを、一過性ではなく持続性を持たせ、職員間で意識の共有を図れるような環境となるよう、グループワークを中心とした研修を継続して実施する。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 交通局 総務課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|---|
| 教育委員会職員人権教育研修 | 教育委員会職員（教員を除く）一人ひとりが人権問題を自らの課題として正しくとらえ、業務遂行にあたってその趣旨を十分に反映させることができる人材の育成を図る。 | 教育委員会職員を受講対象者として、新転任研修、職員全体研修、職場人権教育推進員研修等を実施する。 他者と意見を交わし、様々な視点で人権問題について考えられるよう、参加型研修の一層の充実を図る。 人権意識のさらなる向上を図るため、身近な問題をテーマとするなど研修内容の充実を図る。 年度当初に年間の研修計画を周知し、参加率の向上を図る。 | ○研修参加率 H30実績 90.7% R5 目標 100% ○「認識が深まった」と回答した参加者の割合 H30実績 — R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 職員課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 面接試験員研修会 | 基本的人権を踏まえた採用面接を実施するため、面接員の公正な採用選考についての認識を深めるとともに、人権意識の向上を図る。 | 今後も継続して本研修会を実施するとともに、下記の点を工夫し、課題解決に取り組む。 ○講義の中で、就職差別につながるおそれがある質問事項を例示すること等により、基本的人権をふまえた面接技法について、認識を深められるよう努める。 ○「採用選考時に配慮すべき事項」に関する資料を配付する。 | 人権問題をふまえた採用面接を実施するためには、今後も引き続き研修を実施することが必要である。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 人事委員会事務局 任用課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|--|--|
| 人権尊重の視点に立った行政の推進のための区職員研修 | 城南区役所の職員一人ひとりが、市民に最も近い職員として、また、人権にかかわりの深い特定職業従事者として、人権に関する正しい知識と人権感覚を習得し、具体的な職務執行の中で活かしていく。 | H29.10に策定した「城南区における人権教育・啓発の推進方策」に沿って、各年度当初に選定したテーマに応じ、区役所職員を対象とした研修会を実施する。 | 年間3回の研修を実施。 R1 年度テーマ ・福岡市障がい者差別解消条例 ・色覚特性 ・外国人の人権 「業務の役に立った」と回答した参加者の割合 現状 R1 96% 目標 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

（2）教職員

21世紀を担う子どもたちの人権尊重の心と態度を育成し、学校における人権教育の推進を図るため、今後も教職員に対する積極的な取り組みが必要。

＜具体的施策の方向性＞

○研修内容の充実

○各学校における人権教育推進体制の確立

| | |
|-----------------------|------------------------|
| p.121 体罰によらない教育の推進（再） | p.122 校内人権教育研修（再） |
| p.121 全市人権教育研修（再） | p.122 教育委員会主催人権教育研修（再） |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 | |
|--------------|--|---|---|---|
| 体罰によらない教育の推進 | 教職員の体罰禁止の周知徹底と意識向上を図り、体罰によらない教育の推進を図る。 | <p>体罰根絶に向けた再発防止策、体罰緊急対応チームの設置などを記載した「体罰の根絶に向けた取り組み方針」の周知徹底を図る。</p> <p>経験年数に応じた研修や管理職等を対象とした研修において、体罰によらない指導方法や体罰を起こさせない環境づくりに関する研修を関係課と連携しながら実施するとともに、リーフレット等を活用した、体罰によらない教育研修を全校で実施する。</p> <p>部活動顧問者会等において、体罰によらない指導に関する研修を実施し、部活動における体罰によらない指導の徹底を図る。</p> | <p>○体罰の発生件数</p> <p>H30実績 2件</p> <p>R5 目標 0件</p> | |
| 分野 | | | <p>子ども</p> | <p>○各学校における、体罰によらない教育の研修実施率</p> <p>H30実績 100%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 所管課 | | | <p>教育委員会 生徒指導課</p> | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 | |
|----------|--|---|--|---|
| 全市人権教育研修 | 特定職業従事者として、人権教育における知的理解の深化、人権意識の高揚及び指導力の向上を図る。 | <p>全教員を対象に、夏季休業期間に市内7会場で研修を実施する。</p> <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、人権教育を着実に推進するため、指導主事による講義を行う。</p> <p>様々な人権問題についての認識を深めるため、当事者による講話を行い、差別の現実に学ぶ。</p> | <p>○研修後のアンケート結果</p> <p>「知識理解が深まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 98.0%</p> <p>R5 目標 100%</p> | |
| 分野 | | | <p>人権問題全般</p> | <p>○「人権意識が高まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 98.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 所管課 | | | <p>教育委員会 研修・研究課</p> | <p>○受講率</p> <p>H30実績 99.6%</p> <p>R5 目標 100%</p> |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 校内人権教育研修 | 学校での人権教育の推進・充実に向け、校内において人権教育に関する教職員の資質向上を図る。 | <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深める。</p> <p>自校の人権教育推進上の課題を明確にし、課題解決のための校内人権教育研修計画を作成の上、学校長のリーダーシップのもとに研修を実施するように、指導主事が継続的に指導・助言を行う。</p> <p>校内人権教育研修におけるフィールドワークや当事者を招いての研修の充実を図るとともに、研究団体等が行う校外研修への積極的な参加を促し、教職員の人権意識を高める。</p> <p>校内人権教育研修の更なる充実に向けて、デジタルコンテンツ等の研修資料を提出する。</p> | <p>校内研修における点検評価アンケート結果</p> <p>○「知識理解が深まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.0%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「人権意識が高まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 研修・研究課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|---|
| 教育委員会主催人権教育研修 | 若手教職員の人権課題への認識を深め、教職経験年数、管理職や人権教育担当者など職能に応じた各種研修の実施を通して、特定職業従事者としての意識を高め、人権教育の推進・充実を図る。 | <p>人権教育推進のための「3つの柱」に基づき、教育委員会主催人権教育研修と各学校で実施している人権教育研修との関連を深める。</p> <p>経験年数に応じた研修や、管理職・人権教育担当者などの職能に応じた研修において、人権問題に関わる認識を深め、人権教育の推進・理解を図る。特に、経験年数の短い教職員に対しては、人権教育に関する基礎的な知識理解を図る研修を集中的に行う。</p> <p>教職員としての力量を高めるため、課題に応じた様々な研修を実施し、人権教育についての理解と人権問題についての認識を深め、実践的指導力の向上を図る。</p> | <p>研修後のアンケート結果</p> <p>○「満足した」と回答した割合</p> <p>H30実績 98.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「知識理解が深まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.2%</p> <p>R5 目標 100%</p> <p>○「人権意識が高まった」と回答した割合</p> <p>H30実績 97.3%</p> <p>R5 目標 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 研修・研究課 | | | |

（3）社会教育関係者

社会教育関係者のさらなる助言・指導技術の向上を図り、地域における指導者育成につなげていくことが重要。

＜具体的施策の方向性＞

○実践的な研修方法の工夫・内容の充実

| | |
|----------------------|------------------------------|
| p.123 新任公民館職員研修 | p.127 各区人権教育推進交流会（東・博多・城南・西） |
| p.123 全区公民館職員人権教育研修 | p.128 社会教育主事等研修 |
| p.125 全区公民館運営懇話会委員研修 | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|--|
| 新任公民館職員研修 | 公民館職員の同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重を基盤に据えた公民館運営を推進するため実施するもの。 | 人権問題をテーマとした研修を計画し、公民館職員として同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の基礎知識の習得を主眼とした研修を実施する。 | 研修時間の制約もあり、講義形式の研修としているが、ワークショップなど意見交換型の研修を実施するためのプログラムを検討する必要がある。 （目標） 「理解できた」と回答した参加者の割合 R5年度までに100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 公民館支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|--|
| 東区公民館職員人権教育研修 | 人権問題に関する公民館職員の資質の向上を図り、人権尊重を基盤に据えた公民館運営や効果的な事業の推進を図る。 | 公民館職員を対象に、毎年実施する。実施する際には校区によって地域の課題や取組み内容が異なるため、多様なテーマを選定し、具体的・実践的な研修を実施し、公民館の研修企画力の向上を図る。 | 〔現状〕 ・研修会（1回）の開催 ・人権を考えるついでや人権セミナーなど東区が開催する人権講座に参加 〔目標〕 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|--|--|--|
| 博多区公民館職員人権教育研修 | 公民館が人権尊重の精神を基調として、住民の生涯学習・コミュニティづくりを支援していくためにどのような運営を行っていけばよいか、博多区の特性を踏まえて、そのあり方を研修していく。 | 公民館職員は、地域の人権啓発の中核であり、今後とも様々な人権課題について理解が深まるように、研修テーマや講師の選定を工夫し、充実した研修を実施していく。 | 社会教育・人権・男女共同参画のテーマを設定し各1回実施。 【目標値等（令和5年度）】 ・全公民館職員の受講 ・「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 (地域支援課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|--|--|
| 中央区公民館職員人権・同和教育研修 | 公民館が①生涯学習を推進する社会教育施設②地域コミュニティを支援する施設③地域と共働してまちづくりを進める行政の施設として、よりよい運営を行っていくため、公民館職員の人権問題に関する理解と認識を深める。 | 公民館は、多様な人々が利用する施設であり、かつ、主催事業として人権講座を企画・実施している。そのためには、高度な人権意識と知識を必要としており、今後も継続して、充実した職員研修を実施していく。 | 公民館職員全員を対象に年3回の人権研修を実施している。引き続き研修を実施し、公民館職員一人一人が市職員として人権に対する理解と認識を深めていく。 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 (生涯学習推進課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|---|--|
| 南区公民館職員研修・人権教育研修 | 「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現を目標に人権尊重を基盤に据えた公民館運営を行うため、公民館職員の人権意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深める。 | 公民館長及び主事を対象に、様々な人権課題について理解が深まるように、社会の変化に対応した効果的な研修テーマや講師を選定した研修を開催する。 | 公民館職員としての人権問題に対する理解と認識は深まっている。 公民館職員として、人権問題に対する理解を深め、地域での研修の充実につながるような研修を目指す。 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|---|---|
| 城南区公民館職員研修 | 公民館職員の資質の向上をめざし、人権尊重を基盤に据えた公民館運営や効果的な事業の推進並びに公民館における人権学習の推進を図ることを目的とする。 | 今後も継続して研修を行い、公民館職員の人権意識を高めることにより、公民館での人権教育を充実させる。 | 引き続き公民館職員研修の中に人権研修を位置づけ、生涯学習推進課の専門的な知識や経験を取り入れながら企画し、同和問題をはじめさまざまな人権の課題についての学習を推進する。 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 現状値 R1 100% 目標値 R5までに100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|--|
| 早良区公民館職員人権教育研修 | 公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基盤に据えた公民館運営並びに地域住民への生涯学習を推進する上で、社会の変化に対応した効果的な公民館事業を図るための講座を開催。 | 公民館の役割において、人権に関わる取組は主要事業のため、次の達成を目標とする。 1. すべての公民館が人権学習を基本事業として認識し、問題意識をもって事業を実施するようになること。 2. すべての公民館が人権課題にかかる問題を認識したテーマの設定ができること。 3. すべての公民館職員が研修プログラム作成のための基本的なスキルを身につけること。 上記実現のため、年3回の研修会を実施し、生涯学習推進課と連携して日常的な運営サポートを行っていく。 | 生涯学習推進課と連携し、早良区公民館職員研修の中に人権教育研修を位置づけ実施するとともに、生涯学習推進課が主催する「早良区人権講座」等を1年度に2回以上受講することにより、さまざまな人権課題についての学習を推進する。 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|---|
| 西区公民館職員人権教育研修 | <p>部落差別をはじめ、一切の差別をなくすため、人権意識の向上及び、人権尊重の啓発推進を図るとともに、公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営を図ることを目的とする。</p> | <p>○公民館・区役所職員で研修計画を立て人権に関する研修を実施する（年5回程度） ○各區で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等により多くの参加を呼びかける。</p> | <p>地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修会等で身につけた人権感覚を生かし、心豊かに暮らせるまちづくりに役立てていく。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5 までに 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|--|--|--|
| 東区公民館運営懇話会委員人権教育研修 | <p>公民館の目的や委員の役割等について理解を図るとともに、人権問題についての認識を深める。</p> | <p>公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させる役割を担う公民館運営懇話会委員を対象に、公民館における人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関する研修を実施する。</p> | <p>【現状】 ・各公民館の第1回運営懇話会 本研修を開催</p> <p>【目標】 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|--|--|---|
| 博多区公民館運営懇話会委員研修 | <p>公民館運営懇話会委員の人権問題についての理解と認識を深めるために実施する。</p> | <p>各公民館の運営懇話会委員を対象に、公民館における人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関し研修を実施。</p> | <p>区内各公民館の第1回運営懇話会において研修を実施。 (区内全公民館22館で実施)</p> <p>【目標値等（令和5年）】 「公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合」100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 (地域支援課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|--|--|
| 中央区公民館運営懇話会委員研修 | <p>公民館における主要な取り組みである人権に関する事業について、運営懇話会委員の理解と認識を深める。</p> | <p>公民館は、多様な人々が利用する施設であり、かつ、主催事業として人権講座を企画・実施している。懇話会委員に対して、人権・同和問題に関する理解を求め、人権に関する研修や行事への積極的な参加、協力を依頼する。</p> | <p>中央区内14公民館の第一回運営懇話会において、生涯学習推進課担当者より、人権研修を実施し、公民館の人権に関する事業への理解を深めた。</p> <p>引き続き研修を実施したり、人権の集い等の行事への積極的な参加・協力を依頼していく。</p> <p>公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 (生涯学習推進課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|---|---|
| 南区公民館運営懇話会 委員研修 | 公民館運営懇話会委員に対して、人権問題に関する全市的な取り組みや南区生涯学習推進課の取り組み及び公民館の目的や委員の役割等について理解してもらう。 | 運営懇話会の中で委員に対して、公民館が人権尊重の精神を基底に据えて運営されていることへの理解を深めてもらうとともに、地域で実施される人権に関する活動等への参画の必要性について継続して説明していく。 そして、公民館主催の人権問題学習講座や校区人権尊重推進協議会の講演会等への積極的な参加を依頼して、公民館の人権学習の取り組みに一層の理解と支援を求めることを継続していく。 | 公民館として人権啓発に取り組む意義・内容について、公民館運営懇話会委員の理解と支援は広がっている 委員の交代もあることから、引き続き実施し、公民館の人権学習の取り組みに、一層の理解と支援を得ることを目指す。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|-----------------------------|---|
| 城南区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館の目的や委員の役割等について理解を図るとともに、人権問題についての認識を深める。 | 公民館運営懇話会委員の人権意識を高める研修を実施する。 | 引き続き研修内容は企画委員会の中において、生涯学習推進課の専門的な知識や経験を取り入れながら企画し、同和問題をはじめさまざまな人権の問題についての学習を推進する。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 R1 100% 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 早良区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館の目的や委員としての役割等について理解を図るとともに、明るく住みよい地域社会を実現するため人権・同和問題についての認識を深める。 | 生涯学習推進課と連携し、各公民館の運営懇話会の初回開催において、説明資料等の準備及び運営のサポートを実施する。 （目的として） 1. 公民館運営懇話会の委員に基本事業として、人権学習の重要性を認識してもらうこと。 2. 運営懇話会委員それぞれの校区における人権課題の取組成果や、今後の課題を認識してもらうために必要な情報提供を行うこと。 | 生涯学習推進課の担当主査に、各公民館で開催される年度初回の運営懇話会に出席してもらい、公民館の主要事業となる人権学習について、その必要性と基本的な取組等について説明・質疑を行う。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|--|
| 西区公民館運営懇話会 委員研修 | 公民館の目的や委員としての役割等について理解を図るとともに、明るく住みよい地域社会を実現するため人権・同和問題についての認識を深める。 | ○各公民館の運営懇話会において、本研修を実施し、公民館運営懇話会委員の人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権に関する研修や行事への積極的な参加、協力を依頼する。 ○各区で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等により多くの参加を呼びかける。 | ○地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修や講座の開催等を通してまちづくりに役立てていく。 ○地域指導者と併せて地域の各種団体に積極的に参加を呼びかけ、地域づくりにおける人権尊重の重要性についての一層の理解を図る。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 東区人権教育推進交流会 | 被差別当事者との意見交換を行い、差別の現実学ぶことで、人権学習及び啓発活動等の解決を図り、人権教育の推進を図る。 | 区内における人権教育・啓発の実施状況等について、関係団体と意見交換を行い、現状と課題、今後の取組み等について共通認識を深める。 | 〔現状〕 ・支部、人尊協、公民館、人権のまちづくり館等9団体で年1回開催 〔目標〕 人権教育推進交流会の参加人数 25名 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 博多区人権教育推進交流会 | 被差別の当事者との交流を通じて、差別の現実を理解し、区における人権教育充実を図る。 | 関係団体（支部）の学習会への参加や、人尊協の会議をとおして関係団体との交流を図る。 | 毎月大井支部若葉学級に参加し、年2回研修を担当実施。 【目標値等（令和5年）】 ・若葉学級への人権教育担当職員 の随時参加 ・人権教育推進交流会の参加人数 60人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| 城南区人権教育推進交流会 | 被差別当事者との意見交換を行い、差別の現実学ぶことで、人権学習及び啓発活動の課題等の解決を図り、人権教育の推進を図る。 | 今後も継続して地域の現状をとらえ、どのような形で同和問題の解決に関わっていくか交流会を実施し、啓発や教育の方法について協議していく。 区内における人権教育・啓発の実施状況等について、関係団体と意見交換を行い、現状と課題、今後の取組み等について共通認識を深める。 | どのような形で同和問題の解決に関わっていくか交流会を実施し、啓発や教育の方法について協議している。 交流会の参加人数 現状 R1 23人 目標 R5 25人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

Ⅶ 実施計画（令和2年度～令和5年度）

2-（3）

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|---|
| 西区人権教育推進交流事業 | 部落差別の実態を学ぶと共に、同和地区住民の願いを踏まえた人権教育・啓発の推進を図るため、関係団体（支部）と行政や関係公民館職員との交流を図る。 | 今後も継続して、関係団体（支部）と行政や関係公民館職員と意見交換を行い、同和問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進を図る。 | 年に一度、中学校ブロック単位で交流会を実施している。 交流会参加者 H28 54人 H29 62人 H30 59人 目標値 60人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| 社会教育主事等研修 | 公民館及び社会教育関係団体等における人権教育研修が効果的に実施されるよう、指導・助言にあたる教育委員会・区役所配置の社会教育主事等関係職員の人権問題についての共通の理解と認識を図り、専門的力を高める。 | 時事的なテーマの設定や当事者である講師の積極的な活用により、福岡市における今日的課題への取組みの一層の充実を図る。 グループ討議やフィールドワークなどの研修技法や実践的手法を経験しながら習得し、研修企画・指導に活かす。 | ○「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 H30実績 - R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生涯学習課 | | | |

（４）福祉関係者

民生委員・児童委員においては、地域での役割についてさらに認識を深めていくこと、また、福祉施設職員については、人間の尊厳などの重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動を実践することが求められている。

＜具体的施策の方向性＞

○福祉関係者相互の交流及び実践的な研修手法の工夫・内容の充実

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| p.129 保育所職員研修事業（再） | p.129 福岡市民生委員児童委員協議会における研修等 |
| p.129 介護保険サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業） | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|---|
| 保育所職員研修事業 | ○人権・同和問題に対する正しい理解と認識を図り、保育所職員の人権意識の高揚を図る。 ○乳幼児の健全な成長を図るため、関係機関と連携し、幅広い研修により、職員の資質の向上及び保育内容の充実を図る。 | ○保育所職員の職域別・階層別研修、また公私立保育所の合同研修を継続しながら、職員の資質向上、人権意識の高揚を図っていく。 ○地域型保育事業所、幼稚園型認定こども園、認可外保育施設の保育従事者等を対象とした研修を実施し、人権保育の推進を図っていく。 | 年間計画に基づき、各保育所職員の職域別、階層別研修、公私立合同研修を実施している。 今後も保育所や地域型保育事業所等の増加が予想されるので、研修内容の充実をはかり、福岡市人権保育指針及び福岡市人権保育指針の留意点の周知を図っていく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 指導監査課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------------|--|--|--|
| 介護保険サービス事業者研修（福岡市介護保険事業者研修事業） | 直接、高齢者の方の介護や日常生活に携わる介護保険事業者・職員に虐待防止や身体拘束等高齢者の人権問題について理解を深めるとともに、高齢者の尊厳を守る取組みについて考える機会を提供し、高齢者の人権を守ることを目的とする。 | ○高齢者の人権問題に対する更なる理解を図るため、今後も継続して本研修を実施していく。 ○人権問題に対する取組みについて、集団指導や実地指導等の際に、外部研修の参加、内部研修の実施、身体拘束廃止のための取り組み状況の啓発・促進を行っていく。 | 権利擁護研修は、申込が多く、身体拘束廃止や高齢者虐待について等、より多くの介護保険事業者・職員が受講できるよう、年度内に2回（研修受講者数：計240人）実施する等して対応している。 |
| 分野 | | | |
| 高齢者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 事業者指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------|--|---|--|
| 福岡市民生委員児童委員協議会における研修等 | 日頃より、地域福祉の推進役として、地域住民と接するにあたり、民生委員・児童委員としての資質の向上を図る。 | 日頃より、地域福祉の推進役として、地域住民と接するにあたり、民生委員・児童委員としての資質の向上を図る。 今後の研修においても、より一層人権問題への認識を深めることができるよう、テーマや講師の選出、研修方法など工夫していく。 | 民生委員・児童委員を対象に、新任研修、中堅研修など、人権問題にも配慮しつつ、様々な研修を実施している。 今後の研修においても、受講者アンケート等を踏まえ、改善を図る。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 地域福祉課 | | | |

（5）保健・医療関係者

市立病院や保健所などの保健・医療関係者すべてが人権問題を正しく認識・理解し、患者などを個人として尊重するとともに、個人情報保護など、人権に関してきめ細やかな配慮を行う必要がある。

＜具体的施策の方向性＞

○市内医療機関の医師や看護師などに対する研修の積極的な実施

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| p.130 HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発 | p.130 保健師人権・同和研修 |
| p.130 精神保健福祉従事者研修事業等 | p.131 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|--|--|--|
| HIV感染者等の医療確保に関する人権啓発 | HIV感染者等についての正しい知識や医療提供上の課題等について理解し、適切な診療・支援の実現を図る。 | 市内医療機関の保健・医療関係者や職員に対して、HIV感染者等についての正しい知識や医療提供上の課題等に関する研修情報を案内する。 | 市内の医療機関等に対し、各研修会を周知し、参加を推進しており、今後も多くの方に参加してもらえるように努めていく。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 保健予防課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------|--|---|---|
| 精神保健福祉従事者研修事業等 | 精神保健福祉業務に従事する職員等の技術水準向上を図ることで、精神障がい者に対する支援の充実や差別・偏見をなくすことを目的とする。 | 日常の相談業務等に必要な基礎知識や専門知識等の習得を図る各種研修会を実施している。 | 精神保健福祉基礎研修、専門研修をはじめ、ピアスタッフのスキルアップ研修や自殺予防の観点から幅広い職種や立場の方々を対象にゲートキーパー養成研修を実施している。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、関係機関を対象とした研修や出前講座を行っている。多様なニーズに対応できるよう、引き続き、関係機関と連携しながら、効果的な研修機会等を実施していく。 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 精神保健福祉センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| 保健師人権・同和研修 | ○福岡市の人権・同和对策について理解する。 ○保健師として人権問題を正しく認識・理解する。 | 「保健師新人研修（必須研修）」において、人権・同和問題に関する研修会を実施する。 | 採用1年目の本市保健師に対して、年1回研修を実施している。 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | 受講者アンケート結果 市の人権・同和对策について理解できたと回答した割合 R1 100% 目標値 100% |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 健康増進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------|---|--|---|
| 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 地域の医療機関における児童虐待対応の向上を図り、児童虐待を早期に発見、対応していくための体制を整備・強化する。 | 医療機関・関係機関相互の連携を強化するため、定期的に会議を開催するとともに、医療機関に対する研修、児童虐待に関する事例の検討を行う。 | 市内の医療機関、関係機関相互の連携・支援体制を強化するため、拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施している。 |
| 分野 | 医療機関における児童虐待対応力の向上を図る。 | 本市の中核的な医療機関（拠点病院）を中心とした医療機関による児童虐待対応ネットワークの構築や拠点病院による地域の医療機関への助言、保健医療従事者の教育研修等を実施する。 | （平成30年度） セミナー参加人数：152人 ネットワーク会議開催数：3回 |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

（6）マスメディア関係者

マスメディアからの情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成するうえで重要な役割を担っているマスメディア関係者は、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが望まれる。

＜具体的施策の方向性＞

○マスメディア関係者への働きかけ

| |
|----------------------|
| p.131 人権教育・啓発関係情報の提供 |
|----------------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 人権教育・啓発関係情報の提供 | マスメディア関係者に対し、本市が実施する様々な人権教育・啓発の取り組みに関する情報を積極的に提供することにより、人権尊重の視点に立った取材活動や報道の実現を図る。 | 福岡市人権・同和問題企業研修推進会議（八者協）や福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）支援を通して、様々な人権問題に関する研修を実施するとともに、本市の取組を紹介している。 併せて、市政だよりやホームページなどでの情報提供を通して、関係事業の周知を図っている。 | 今後とも、八者協や同推協支援を通して人権研修などを実現するとともに、関係事業に関して、適宜、情報提供を図る。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

3 人権教育・啓発の効果的な推進

人権教育及び人権啓発を総合的・体系的な視点からより効果的に推進していくためには、学習の場の提供や学習内容の充実などの諸施策を積極的に進めるとともに、人権啓発センターの機能充実を図っていくことが必要。

<平成28年度～令和元年度の成果・課題>

成果

○映画や演劇の活用、市民や民間団体と提携した取り組みなど、工夫を凝らした啓発事業の実施により、多くの市民が人権問題について考える契機となった。

○PTA委員等への研修を実施し、地域における人材育成を推進した。

課題

○幅広い層への参加を促すため、テーマや講師選定、内容などを工夫するとともに、より効果的な広報を行う必要がある。

（1）学習の場の提供

公民館、市民センターや男女共同参画推進センターなどの施設を人権に関する市民の学習の場として積極的に提供していくほか、人権啓発センターのさらなる利用促進を図ることが必要。

<具体的施策の方向性>

○公民館、市民センターや人権啓発センターなどの施設利用の促進

○人権のまちづくり館の機能の充実

p.132 福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営

p.133 人権のまちづくり館における地域交流の促進

p.133 人権のまちづくり館の人権啓発事業

p.133 人権啓発センターの管理・運営

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------|--|--------------------------------|---|
| 福岡市男女共同参画推進センターの管理・運営 | 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため、福岡市男女共同参画推進センターの管理運営を行う。 | 諸室の貸出業務により市民の男女共同参画に係る取組を支援する。 | 施設の老朽化に伴い、改修や備品更新等が必要になっている。諸室の貸出や施設の維持管理業務を対象に導入している指定管理者制度の効果を検証しながら、より効率的な施設運営を行う。 |
| 分野 | | | |
| 女性（男女共同参画） | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 事業推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|--|---|
| 人権のまちづくり館の人権啓発事業 | まちづくり館が地域において、人権問題の学習・啓発の拠点となるとともに、啓発事業を通じて地域における人権問題に対する理解を深める。 | 人権問題の解決に向けた学習・啓発の地域拠点として、公民館や地域人権尊重推進組織などと連携しながら啓発事業を実施する。 | 人権に関する学習・講座などへの参加者が固定化の傾向にあり、より幅の広い層の参加者を増やしていく必要がある。 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 地域施策課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|--|---|--|
| 人権のまちづくり館における地域交流の促進 | まちづくり館を拠点とし、地域における住民の交流促進につながる事業を実施し、差別のない、互いの人権を認め合う地域づくりを行う。 | 地域住民の交流促進を図るため、世代や居住地にとらわれず、共に参加しやすい事業を企画・実施する。 | ○地域交流の促進にあたっては、地域ごとの実情を考慮し進めていく必要がある。 ○地域での継続的な自主的活動につながるよう支援する。 ○保健福祉の観点からも、子どもや高齢者を対象とした事業や、誰でも参加しやすい講座などを企画・実施する。 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 地域施策課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|--|
| 人権啓発センターの管理・運営 | 様々な人権問題の解決に向けた人権啓発の拠点として、広く市民に開かれ、身近で親しみやすい施設とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する図書・マンガ・DVD等の閲覧・貸出 ・人権研修の講師・教材等に関する情報提供 ・人権尊重作品の展示など | <p>多くの市民が来館しやすいように、親しみやすい館内整備を行っている。</p> <p>「人権問題に関する市民意識調査」における「人権啓発センター」認知度</p> <p>H19 6.3% H24 6.7% H29 11.6% 目標値 R4(次回調査時) 15%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

（2）学習内容の充実

人権学習を効果的に進めていくためには、日常的な人権感覚を身につけられるような学習内容にする
とともに、学習者が積極的に自らの力で新しい発見をすることが重要。

＜具体的施策の方向性＞

ア 学習内容の充実

○研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善

| | |
|---------------------------------------|--|
| p.134 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフル フェスタ福岡） | p.134 人権映画会（ココロン映画会）の開催 p.134 若者との共働事業（再） |
|---------------------------------------|--|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------------|---|---|--|
| 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡） | 「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚が身につけられるよう、また、関係機関・団体の交流・連携を図り、相互理解が深められるよう開催し、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民で構成する企画委員会を中心に、幅広い層の意見を踏まえ、多くの市民が人権に触れるとともに、人権を考える場とする。 ・様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいる各団体の活動紹介・発表やステージイベント、講演会等を実施する。 ・集客が見込める天神地区の屋内会場で実施し、市民の関心を惹く著名な講師による講演会等を企画、効果的な広報を行う。 | 来場者数 |
| 分野 | | | H28 19,300人 H29 21,000人 H30 7,200人 |
| 人権問題全般 | | | 目標値 R5までに 22,000人 |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|------------------------------------|---|--|
| 人権映画会（ココロン映画会）の開催 | 市民の関心を惹く人権映画の上映を通して、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画により様々な人権分野の映画を上映する。 ・多くの市民が来場しやすい日時、会場を考慮のうえ実施する、 | 来場者数 |
| 分野 | | | H28（2回） 387人 H29（2回） 433人 H30（2回） 326人 |
| 人権問題全般 | | | 目標値 R5までに 450人 |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 若者との共働事業 | 人権講座・イベント等、人権尊重関係行事への若い世代の参加が少ない中、「すべての人権が尊重される社会の実現」を図るため、若年層の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の人権意識を高めるため、身近で関心を惹く人権問題を取り上げ、啓発を行う。 ・大学、大学生等と人権啓発センターが共働し、若者が参加しやすい講演会等を大学生等の意見をもとに企画する「ココロンキャンパス」を実施する。 | ココロンキャンパス参加した結果、人権に関する関心や理解度が深まったとする割合 |
| 分野 | | | H28 西南学院大学 99.4% |
| 人権問題全般 | | | H29 福岡女学院大学 91.9% |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | H30 福岡大学 第1回 92.0% 第2回 96.5% |
| | | | 目標値 毎回 97.0% |

イ 幼児期における保育内容の充実

○就学前教育の取り組みの充実

| | |
|------------------------|----------------------|
| p.135 福岡市家庭支援推進保育事業（再） | p.135 人権保育研究・研修事業（再） |
|------------------------|----------------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 福岡市家庭支援推進保育事業 | 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、特に配慮が必要な児童が一定割合以上入所している保育所に対して、保育士を加配し、入所児童の処遇の向上を図る。 | すべての保育所に対し、事業内容の理解・周知を深めるとともに、加配園に対しては、加配保育士が対象児童と十分関わり、また、地域・家庭・学校との連携を図ることができるよう、事業実施にあたり適宜情報提供を行う。 | 〔実績〕 保育士を加配した保育所数 H29 17カ所 H30 14カ所 保育所に対し、事業内容の周知徹底を図る。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 運営支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 人権保育研究・研修事業 | 人権保育を推進する団体が行う研修事業や地域・家庭の教育力向上のため、子育てリーダーを養成する研修を支援し、人権保育の推進を図る。 | 保育所職員・保護者・小中学校の職員・地域の方を対象にした、各種人権研修を実施し、人権保育の推進が図れるように支援を行う。 ○福岡市人権保育研究集会 ○福岡市人権保育交流学习会 ○子育てリーダー養成等 | 同和保育から培われてきた保育内容を継承・発展させ、全ての保育所で人権保育が実施されることを目指し、各関係機関と連携して研修を実施している。より実践につながる内容に充実させたことで多数の参加が得られている。 今後もさらに内容を充実させ、参加者の増加をめざす。また、子育てリーダー養成の地域をさらに広げていく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 指導監査課 | | | |

ウ 学校における学習内容の充実

○学習指導法の工夫・改善

○人権教育の内容の充実

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| p.135 小中学生向け男女平等教育副読本の作成（再） | p.137 進路指導事業（再） |
| p.136 中学生向け出前セミナー（再） | p.137 いじめゼロプロジェクト（再） |
| p.136 ふれあい学び舎事業（再） | p.138 いじめ・不登校対策（再） |
| p.136 人権読本「ぬくもり」の活用促進（再） | p.138 ふくせき制度（再） |
| p.137 学校ネットパトロール事業（再） | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 | 小中学生向けの副読本を配付し活用を促すことにより、年少期からの男女平等教育を推進する。 また、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施し、男女平等教育に対する認識を高める。 | 男女平等教育を推進するため、小中学生を対象とした男女平等教育副読本を作成するとともに、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施する。 | ○事業の現状 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 87.5%（H30） ・中学校 52.2%（H30） ○事業目標 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 100% ・中学校 100% |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 中学生向け出前セミナー | 心と体が著しく成長し、多感な時期である中学生を対象に、男女共同参画の視点から、将来のキャリア形成について考える機会を提供することで、子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう男女平等教育を推進するとともに、福岡市の将来を担う多様な人材を育成する。 | ロールモデルとなる外部講師（企業、消防士等）の講話と男女共同参画課職員（または男女共同参画推進サポーター）による男女共同参画についての出前講座を実施する。 | ○事業の現状 令和元年度 26校で実施 ○事業目標 令和元年度～3年度の3年間で全69校でセミナーを実施 |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| ふれあい学び舎事業 | 社会全体で子どもを育む「共育」の観点により、学校を中心とした地域ぐるみの取組として放課後補充学習を実施し、学力の向上をめざす。 | 全小学校において、原則として小学校3、4年生の希望する児童を対象に、算数や国語を中心とした補充的な学習を実施する。 共育の推進のため、退職教員や地域 在住者などを学習支援リーダー、学習支援員として活用し、個々の学力課題に応じたきめ細かな学習指導を行う。 | ○参加した児童のうち、福岡市学習定着度調査の福岡市平均を下回っていた児童の算数の平均正答率の変容 H30実績 小学校3年生：5%上昇 小学校4年生：4.9%上昇 R5目標 小学校3年生：10%上昇 小学校4年生：15%上昇 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|---|
| 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | 児童生徒の人権感覚を高め様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力の育成を図る。 | 福岡市における人権教育のスタンダードとして、児童生徒の様々な人権問題への意識を高め、人権感覚の育成を図るために作成した人権読本「ぬくもり」（小1・2、小3・4、小5・6、中学生用）の活用の促進を図る。 効果的な活用を図るため、学年に応じて悲愁題材を設定するとともに、授業の中心となる教材としてだけでなく、授業の補助的な教材として、また、朝の会・帰りの会など授業以外での活用等、幅広い活用を促進する。 具体的な活用事例などを研修会等で紹介するとともに、学校における活用状況の調査を実施し、活用促進を図る。 | ○1年間の活用回数 H30実績 小学校：3.5回 中学校：2.2回 R5 目標 小学校：8回 中学校：5回 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|---|
| 学校ネットパトロール事業 | 児童生徒がインターネットを介した被害者や加害者になることを防ぐとともに、インターネット上における情報を主体性を持って活用できる能力の育成を図る。 | 児童生徒がよく利用するサイトを対象に、不適切な書き込みの監視を行い、学校に情報を提供するとともに、家庭や関係機関と連携し、問題の未然防止、早期発見・早期対策を図る。 児童生徒がインターネットの正しい使い方を身に付け、インターネット上にある誤った情報を識別し、危険性を予測できるよう、児童生徒、保護者、教職員を対象とした啓発資料をホームページに掲載するとともに、学校の依頼に応じて講演会を実施する。 | ○ネットパトロールの検知件数 H30実績 1,515件 R5 目標 1,200件 ○検知後の指導・削除 H30実績 99.8% R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 様々な人権問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|---|
| 進路指導事業 | 高等学校中途退学や卒業後の進路未定者数を減少させるために、小・中・高の校種間及び関係機関・団体との連携により、児童生徒の進路指導の充実を図る。 | 高校訪問を実施し、中途退学防止や進路指導の充実等について情報や意見を交換することで、小中高の連携を図るとともに、協議内容を小中学校の教育活動に活かせるようキャリア教育担当者連絡協議会で周知していく。 進路指導に係る関係機関・団体による進路指導協力者会議を年2回開催し、情報交換や協議を行う。 | ○高等学校卒業時の進路未決定者数 H30実績 福岡市立中学校から進学した生徒の0.6% R5目標 福岡市立中学校から進学した生徒の0.6% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| いじめゼロプロジェクト | 「いじめゼロ宣言」をもとにした啓発活動と道徳教育を関連させた人間関係づくりや集団づくりを通して「いじめを生まない都市ふくおか」の実現を図る。 | いじめ根絶をめざして児童生徒が主体的に取り組み、いじめ問題に対する児童会・生徒会等の活動を活性化させるために、1学期に「いじめゼロ取組月間」を全小中学校で実施する。 8月に「いじめゼロサミット」を開催し、「いじめゼロ取組月間」の成果と課題を明確にするとともに、代表児童生徒によるシンポジウムを行う。 2学期以降に「いじめゼロ実現プロジェクト」を実施し、各学校での取組を深め、報告書を作成する。 | ○「いじめはどんなことがあってもゆるされない」と回答した児童生徒の割合 H30実績 96.6% R5 目標 97% |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|--|--|---|
| いじめ・不登校対策 | 不登校やいじめのない一人ひとりの人権が尊重される学級づくりを進めるとともに、課題をもつ児童生徒に対し、教育、心理、福祉の面から支援を行っていく。 | <p>学級集団の状況や個々の児童生徒の実態を把握するため、市立小中学校の小学4年生から中学3年生までの全員を対象にQ-Uアンケートを実施する。</p> <p>登校支援を要する児童生徒への対応に専任で対応する教員を小呂・玄界中を除くすべての中学校に配置する。</p> <p>教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーをすべての中学校区に配置する。</p> <p>児童生徒や保護者の心の悩み・問題についてカウンセリング等を実施するスクールカウンセラーを小呂・玄界小中学校を除く福岡市立のすべての学校に配置する。</p> <p>いじめ・不登校等の相談に対応する教育カウンセラーをこども総合相談センターに配置する。</p> | <p>○「不登校児童生徒」のうち「指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒」の割合</p> <p>H30実績 44.8%</p> <p>R5 目標 65%</p> |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生徒指導課 教育相談課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|--|---|--|
| ふくせき制度 | 障がい児や特別支援教育に対する認識や理解を深め、地域社会における障がい児の受け入れ体制の整備を図る。 | <p>特別支援学校（小・中学部）に在籍する児童生徒が、居住地校区の小・中学校に副次的に籍を置き、入学式への参加（紹介）や学習交流（居住地校交流）を行い、地域とのつながりの維持や継続を図る。</p> <p>ふくせき名簿を居住地校に送り、運動会等の学校行事等について、居住地校より特別支援学校の児童生徒に案内を送り、参加できる体制を作る。</p> | <p>○小中学校入学式への参加率（紹介を含む）</p> <p>H30実績 小学校 29.2%</p> <p>中学校 15.8%</p> <p>R5 目標 小学校 34%</p> <p>中学校 23%</p> <p>○居住地校交流に参加した児童生徒の割合</p> <p>H30実績 小学校 36.5%</p> <p>中学校 11.7%</p> <p>R5 目標 小学校 37%</p> <p>中学校 14%</p> |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 発達教育センター | | | |

Ⅰ 企業における学習内容の充実

○企業向け研修の充実

○社内研修の支援の充実

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| p.139 指定管理者人権研修（再） | p.140 企業合同研修（再） |
| p.139 企業事業主研修（再） | p.140 企業への研修講師派遣等（再） |
| p.139 公正採用選考人権啓発推進員研修（再） | p.140 福岡市企業同和問題推進協議会との連携（再） |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 指定管理者人権研修 | 市の公の施設を管理する指定管理者は、市施策と密接な関わりを持ち、市民と接する機会が多いことから、人権問題への正しい理解・認識が求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 当課から施設所管課へ、全ての指定管理者で効果的な人権研修が毎年実施されるよう依頼を行う。 指定管理者への研修支援のため、当課にて集合研修の開催や、施設への講師派遣等を実施する。 | 参加しやすいように、集合研修は、夏季・冬季に分けて、派遣研修は通年実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、大体理解できた）と答えた割合 H28 92% H29 92% H30 95% 目標値 毎年 96% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|--|
| 企業事業主研修 | 企業の事業主が、様々な人権問題に関して、正しい理解と認識を深めることにより、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図る。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、企業の事業主を対象とした研修会を年1回実施する。 | 参加者アンケート結果を参考に、様々な人権問題をテーマに研修会を実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、大体理解できた）と答えた割合： H28 97% H29 94% H30 95% 目標値 毎年 98% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 公正採用選考人権啓発推進員研修 | 企業の公正採用選考人権啓発推進員が、様々な人権・同和問題に関して、正しい理解と認識を深めることにより、就職の機会均等と安定的な就労の確保、人権が尊重された「働きやすい職場づくり」の実現を図る。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を年5回実施する。 | 公正採用選考人権啓発推進員制度を所管する公共職業安定所を中心に、毎年研修内容を検討している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合： H28 93% H29 91% H30 94% 目標値 毎年 95% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--------------------------------------|--|---|
| 企業合同研修 | 小規模企業の従業員に対して、人権問題についての正しい理解と認識を広める。 | 市内の関係行政機関（公共職業安定所・労働基準監督署・福岡市・福岡市教育委員会）が連携し、小規模企業の従業員を対象とした研修会を年12回実施する。 | 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合 H28 99% H29 92% H30 95% 目標値 毎年 98% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---------------------------------------|---|--|
| 企業への研修講師派遣等 | 人権が尊重された企業・職場の実現に向けて、企業における人権研修を支援する。 | 企業における人権研修の実施にあたって、講師・教材等に関する相談に応じるとともに、要請に基づき、人権啓発推進指導員を研修講師として派遣する。 | 企業からの要望を踏まえ、適切な助言・指導を行うとともに、必要な内容で研修を実施している。 研修参加者アンケート結果 理解が深まった（理解できた、だいたい理解できた）と答えた割合 H28 98% H29 98% H30 99% 目標値 毎年 99% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 福岡市企業同和問題推進協議会との連携 | 「福岡市企業同和問題推進協議会（同推協）」との連携を図ることにより、企業における人権・同和問題についての正しい理解と認識を広める。 | 同推協が主催する研修に対して、講師派遣・研修会場の提供などを行うとともに、毎月1回開催される研修啓発推進委員会に出席し、必要な助言・支援を行う。 | 今後とも、事務局会議や研修啓発推進委員会、研修毎の振り返りなどを通して、効果的な研修となるよう必要な助言・支援を行う。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

（3）効果的な啓発手法・情報提供の推進

市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会を実現するためには、人権意識の高揚を図るための啓発イベントや情報提供、広報活動などの人権啓発を効果的に推進し、市民一人ひとりの人権問題を自分自身の問題としてとらえられるようになることが重要。

＜具体的施策の方向性＞

- 各種啓発イベントの積極的な実施
- 研修会や各種イベントなどへの参加の促進
- 研修会や各種イベントなどの内容や形態の工夫・改善
- 教材に関する積極的な情報提供
- 学習相談体制などの充実
- 効果的な情報提供
- マスメディアとの連携

| | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|
| p.141 本人通知制度の市民への周知 | p.144 人権啓発情報システムの管理、運営 |
| p.142 広報・啓発（男女共同参画推進センター） | p.145 図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出 |
| p.142 図書事業（男女共同参画推進センター） | p.145 人権啓発相談事業 |
| p.142 北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事 | p.145 世界自閉症啓発デー |
| p.142 性的マイノリティ支援事業 | p.145 児童養護施設、里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布 |
| p.143 福岡市人権尊重週間行事（再） | p.146 エイズ対策等事業（普及啓発活動） |
| p.143 マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット） | p.146 心の輪を広げる障がい者理解促進事業 |
| p.143 人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送 | p.146 障がい者週間記念事業 |
| p.143 人権啓発センターだよりの発行 | p.147 全区エイズキャンペーン |
| p.144 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡）（再） | p.149 博多区人権啓発広報セミナー |
| p.144 人権映画会（ココロン映画会）の開催（再） | p.149 広報紙づくり講座（中央区人尊協・PTA 広報紙づくりセミナー） |
| p.144 若者との共働事業（再） | p.149 城南区地域広報紙実践講座 |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|---|
| 本人通知制度の市民への周知 | 「事前登録型本人通知制度」について、導入に至る経緯と制度の目的を紹介し、制度に対する市民の理解を深めることにより、登録率の向上と不正取得の抑止を図る。 | 市民向けの出前講座を実施し、実際に起こった、身元調査を目的とする戸籍や住民票等の不正取得の現状を取り上げ、それらを抑止する目的で導入した本人通知制度を紹介するとともに、「事前登録型」についての広報・啓発を行っていく。 | 多くの市民に関心をもってもらえるよう、福岡市ホームページや講演会等においてチラシを配布し、広報・啓発を行っている。引き続き、制度についての経緯や登録方法について周知活動を続ける。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 区政課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------|----------------------------|--------------------------------|--|
| 広報・啓発（男女共同参画推進センター） | 福岡市における男女共同参画に関する広報・啓発を行う。 | 男女共同参画推進について広報、啓発のための広報紙を発行する。 | 広報紙を年に2回発行している。 特に若年層に向けた分かりやすく魅力のある紙面づくりを検討する。 |
| 分野 | | | |
| 女性（男女共同参画） | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 事業推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|---|---------------------------------|
| 図書事業（男女共同参画推進センター） | 男女共同参画やジェンダー問題に関する様々な図書・資料を収集・提供することにより市民の理解を深める。 | 男女共同参画やジェンダー問題に関する基礎文献資料の充実を図るとともに、周辺領域も含む幅広い視点から収集し提供する。 | 今後も男女共同参画等に関する図書・資料の収集・提供を継続する。 |
| 分野 | | | |
| 女性（男女共同参画） | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 事業推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|----------------------------------|--|---|
| 北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事 | 北朝鮮当局による人権侵害問題について、市民の関心と認識を深める。 | 国や県、民間団体と連携を図りながら、拉致問題の早期解決に向けて、「北朝鮮人権法」に基づき、啓発週間を中心に講演会やパネル展など様々な啓発活動を行う。 また、国の広報活動等への協力を行う。 | 多くの市民に関心をもってもらえるよう講演会や映画上映会などを行っている。 講演会参加者アンケート結果 拉致問題への理解や関心が深まったと答えた割合： H29 94%、H30 99.8% R1 100% 目標値 毎年度 95%以上 |
| 分野 | | | |
| 様々な人権問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|--|--|
| 性的マイノリティ支援事業 | 性的マイノリティに関する社会的理解を広げ、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会の実現を図る。 | 引き続き、当事者に対する支援事業、市民・企業向けの啓発事業に取り組む。 ○パートナーシップ宣誓制度 ○弁護士によるLGBT電話相談 ○性的マイノリティ交流事業 ○講演会等の開催 | 性的マイノリティに関する支援方針に基づいて、より効果的な支援を行うために、性的マイノリティ当事者のニーズを把握しながら、改善を行っていく。 H30年度実績 パートナーシップ宣誓組数： 38組 LGBT電話相談 相談件数： 11件 性的マイノリティ交流事業参加者数：のべ100名 |
| 分野 | | | |
| 様々な人権問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|--|
| 福岡市人権尊重週間行事 | 学校、地域、企業、関係機関・団体が一体となり、昭和47年度に設けた「福岡市人権尊重週間」において、毎年度、各種の週間行事を実施することにより、「人権が真に尊重され、差別のない住みよい福岡市の実現を目指す取組」を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重行事推進委員会が主体となり、12/4～12/10の「人権尊重週間」を中心に幅広い市民を対象とした各種啓発を実施する。 ・各区で多くの市民が参加し、より人権意識の高揚につながる講師等を招いた「人権を尊重する市民の集い」を企画、実施する。 ・人権尊重週間行事については、市政だより、啓発広報誌、マスメディア等を活用した効果ある啓発、広報を行う。 | 「人権を尊重する市民の集い」の7区合計参加者数 H28 2,526人 H29 2,306人 H30 2,741人 目標値 毎年 2,500人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------------|---|--|--|
| マスメディアを活用した啓発活動（テレビスポット） | 人権問題を市民の身近な問題として捉え、考えていただき、市民の人権意識の高揚を図る。 | 7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」と12月の「人権尊重週間」にあたっては、市民の人権問題への気づきを促し、未来志向で差別をなくす意欲を喚起するテレビCMを、福岡県・北九州市と共同で放送する。 | 「人権問題に関する市民意識調査」における「テレビの啓発CM」認知度 H19 35.8% H24 41.5% H29 42.0% 目標値 R4（次回調査時）までに 43.0% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|--|---|---|
| 人権啓発ラジオ番組「こころのオルゴール」制作・放送 | 身近なところで耳にする手段としてのラジオを活用し、幅広い市民を対象に、人権問題を身近な問題として捉え考えていただき、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会状況も踏まえた、心に響く人権啓発シナリオを演出方法も工夫しながら作成の上、ラジオ番組として、制作し、12月の「人権尊重週間」を中心として放送する。 ・制作したシナリオ、音源を人権啓発の教材等として活用する。 | 「人権問題に関する市民意識調査」における「ラジオ番組」認知度 H19 9.8% H24 9.8% H29 7.6% 目標値 R4（次回調査時）までに 8.5% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|-------------------------------|--|---|
| 人権啓発センターだよりの発行 | センターの事業紹介をはじめ、様々な人権啓発情報を提供する。 | ○人権啓発センターの広報紙として、年4回（6・9・12・3月）発行する。 ○年間計画を立て、各号の発行前に編集会議を開催し、紙面を充実する。 ○魅力ある広報紙づくりのために、幅広く人権情報の収集に努める。 | センターの様々な啓発事業や地域の取組の紹介などを行う。 「人権問題に関する市民意識調査」における「人権啓発センター」認知度 H19 6.3% H24 6.7% H29 11.6% 目標値 R4（次回調査時）15% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------------|---|---|--|
| 人権啓発フェスティバルの開催（ハートフルフェスタ福岡） | 「福岡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、日常的な人権感覚が身につけられるよう、また、関係機関・団体の交流・連携を図り、相互理解が深められるよう開催し、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民で構成する企画委員会を中心に、幅広い層の意見を踏まえ、多くの市民が人権に触れるとともに、人権を考える場とする。 ・様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいる各団体の活動紹介・発表やステージイベント、講演会等を実施する。 ・集客が見込める天神地区の屋内会場で実施し、市民の関心を惹く著名な講師による講演会等を企画、効果的な広報を行う。 | 来場者数 H28 19,300人 H29 21,000人 H30 7,200人 目標値 R5までに 22,000人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|------------------------------------|---|--|
| 人権映画会（ココロン映画会）の開催 | 市民の関心を惹く人権映画の上映を通して、市民の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画により様々な人権分野の映画を上映する。 ・多くの市民が来場しやすい日時、会場を考慮のうえ実施する、 | 来場者数 H28（2回） 387人 H29（2回） 433人 H30（2回） 326人 目標値 R5までに 450人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 若者との共働事業 | 人権講座・イベント等、人権尊重関係行事への若い世代の参加が少ない中、「すべての人権が尊重される社会の実現」を図るため、若年層の人権意識の高揚を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の人権意識を高めるため、身近で関心を惹く人権問題を取り上げ、啓発を行う。 ・大学、大学生等と人権啓発センターが共働し、若者が参加しやすい講演会等を大学生等の意見をもとに企画する「ココロンキャンパス」を実施する。 | コロンキャンパス参加した結果、人権に関する関心や理解度が深まったとする割合 H28 西南学院大学 99.4% H29 福岡女学院大学 91.9% H30 福岡大学 第1回 92.0% 第2回 96.5% 目標値 毎回 97.0% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|--|---|
| 人権啓発情報システムの管理、運営 | システムを管理・運営することにより、市民・地域・企業への人権関連情報を提供する。 | （1）図書システム 配架している図書・ビデオ・DVDに関して、登録・貸出管理を行う。 （2）ホームページ 人権啓発に関する人材・教材・事業・法令などに関して、情報発信する。 （3）フェイスブックページ 時機を得た、きめ細やかな情報を提供する。 | ウェブアクセシビリティの向上を図り、だれもが利用しやすいホームページに取り組んでいる。 「人権問題に関する市民意識調査」における「人権啓発センターホームページ」認知度 H19 2.3% H24 2.0% H29 2.2% 目標値 R4（次回調査時）5% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|---|---|
| 図書、ビデオ等の収集・閲覧・貸出 | 人権関連の書籍・ビデオ・DVDの収集・閲覧・貸出を通して、市民・地域・企業における人権啓発の推進を図る。 | 人権関連の書籍・ビデオ・DVDを収集し、館内での閲覧・視聴に供するほか、登録者に、図書は5冊、ビデオ・DVDは2本まで、2週間を限度として、貸し出す。 | 人権マンガや新刊図書をわかりやすく配架するなど、若年層やリピーターにも利用しやすい配架を行っている。 図書・DVD等の貸出者数 H28 536人 H29 586人 H30 552人 目標値 R5 600人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|---|
| 人権啓発相談事業 | 市民からの人権相談、各種人権学習・研修相談に応じることにより、人権問題の解決や人権啓発の推進に資する。 | 「人権啓発相談室」を設置し、市民からの人権相談や、各種人権学習・研修相談に応じる。 | 様々な人権相談及び研修相談に対して、内容に応じた助言や他の相談機関への紹介など、その解決に向けて支援を行う。 相談件数 H28 373件 H29 338件 H30 396件 目標値 R5 400件 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|--|
| 世界自閉症啓発デー | 4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」であり、日本では4月2日から8日までを「発達障がい啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障がいについて、全国各地で広く啓発活動を実施している。ユニバーサル都市福岡を推進している本市においても、啓発活動を行い、発達障がいがある方にとっても暮らしやすい社会の早期実現を目指す。 | ①街頭啓発 毎年4月2日（世界自閉症啓発デー） 親の会や関係諸団体等と合同で啓発リーフレットなどを配布 ②発達障がいがある方のアート展開催 ③区役所で発達障がい理解促進のためのパネル展示 ④ブルーライトアップ | より多くの方に自閉症や発達障がいのことを知ってもらえるよう、啓発活動を行っている。 当事者やその家族以外の方への、より効果的な周知方法を検討し、引き続き、啓発活動を行う。 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども発達支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 児童養護施設、里親等で生活する子ども達へ小冊子の配布 | 児童養護施設に入所及び里親等に委託されている子ども達の権利擁護をはかる | 施設に入所する子どもには「えがおノート」、里親等に委託される子どもには「子どもの権利ノート」を配布。 また、配布忘れを防ぐため、ケースワーカー対象の研修時に意識づけを行い、入所処理時にチェックを行う。 | 配布忘れがないよう、今後も今までの取り組みを継続していく。 また、ノートの内容について、より子ども達の権利擁護に即した内容となるよう検討していく。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|--------------------------------------|---|--|
| エイズ対策等事業 （普及啓発活動） | エイズ等に対する差別や偏見をなくすとともに、正しい知識の普及啓発を行う。 | エイズ等に対する差別や偏見をなくすため、人権教育・啓発活動を実施している。 ・区で実施するエイズ等機会教育による啓発 ・関係団体が実施する啓発活動への資材提供 ・広報誌やリーフレットの作成、配布 ・レッドリボンの着用依頼及び配布 ・12月1日の世界エイズデーを中心に広く広報を実施 | 通年の事業だけではなく、世界エイズデーに関連した事業やキャンペーンに合わせて、様々な媒体を利用し、幅広い年代に対する正しい知識の普及啓発を実施する。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 保健予防課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|--|--|---|
| 心の輪を広げる障がい者理解促進事業 | 障がいのある人とない人が「共に生きる」社会を築く前提となる相互理解の促進を図るとともに、一人でも多くの人々が、障がい者問題についての理解と認識を深めるための一助とする。 | ○心の輪を広げる体験作文募集 対象者：本市居住及び通学する小学生以上 募集内容：作文の題は自由で、内容は、障がいのある人とない人の心のふれあいの体験をつづったもの ○障がい者週間のポスターの募集 対象者：本市居住及び通学する小学生及び中学生 募集内容：障がい者に対する理解の促進等に資し、障がいのある人とない人の相互理解を促進するもの | 多くの市民に関心をもってもらえるよう、市内の小中高校などにチラシを配布している。 目標（応募数） 作文、ポスターあわせて30件以上 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 障がい者支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|---|---|--|
| 障がい者週間記念事業 | 障害者基本法で、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めており、本市では、市民に対し障がい者について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として実施する。 | ・本庁及び各区役所にて「障がい者週間」の懸垂幕（横断幕）掲示 ・障がい団体によるステージイベント等の実施 | 多くの市民に関心をもってもらえるよう、毎年、障害者週間の期間中に「障がい者週間記念の集い」を開催している。 目標（来場者数） 10,000人 |
| 分野 | | | |
| 障がい者 | | | |
| 所管課 | | | |
| 保健福祉局 障がい者支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|---|--|---|
| 東区エイズ対策、エイズキャンペーン | エイズ・HIV感染症に対する正しい知識の普及啓発を図って、感染予防と感染者に対する差別や偏見をなくす。 | ○健康フェスティバルや世界エイズデーなどに合わせた啓発活動を行う。（ポスター展示、パンフレット配布等。） ○毎週実施している HIV 抗体検査時及び結果説明時にエイズ・HIV 感染に対する正しい知識の普及啓発に努める。 | 毎週実施している HIV 抗体検査では、問診時にパンフレットに沿って感染症に関する正しい知識の普及、相談業務を行っている。 ○啓発グッズ配布部数：262部 今後も継続して啓発活動を実施する。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|--|---|
| 博多区エイズに関する啓発 | 市民に対し、HIV感染症・エイズについての正しい理解や認識を深める機会を作り、差別や偏見をなくす。 | ○HIV 抗体検査勸奨を、市政だよりやHPで実施。問診や結果説明を通じて、正しい知識を提供。 ○エイズダイヤルでの相談対応 ○健康フェスティバルや世界エイズデーなどに合わせた啓発活動（レッドリボンネイル、啓発資料の掲示・配布、広告テレビモニターでの啓発等） ○出前講座の実施 ○関係団体、企業、学校等との連携を強化（健康フェスティバル、企業向け健康定期便の活用等） | 多くの市民に HIV・エイズについての正しい理解や認識を持ってもらうために啓発を実施している。 健康フェスティバルでレッドリボンネイルを実施。 H29 168名 H30 台風のため中止 R1 90名 出前講座は毎年、区内の中学校、高校、社会福祉施設等で出前講座を実施している。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|--|--|
| 中央区エイズキャンペーン | 市民のHIV感染症（エイズ）についての正しい理解や認識を深め、感染症患者に対する偏見や差別を払拭する。 | ○エイズダイヤルでの相談対応 ○HIV 抗体検査受診勸奨を市政だよりやHPで実施 ○世界エイズデーや健康フェアなどに合わせた啓発活動（あいれふコミュニティ広場でのパネル展示、啓発資料の掲示・配布、キャンペーングッズの配布、広告テレビモニターでの啓発等） ○学校と連携し、文化祭でのパネル展示や卒業前の高校3年生へ啓発資料の配布 | 今後も機会をとらえて展示や啓発グッズの配布などのキャンペーン活動を実施するとともに、より若年層への予防啓発活動や早期の抗体検査受診勸奨を進めていくために関係団体、企業、学校等との連携の強化に取り組む。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------|--|---|--|
| 南区エイズキャンペーン | 世界エイズデーなどに併せて、エイズ・HIV感染に対する正しい認識の啓発・普及を図り、差別や偏見をなくす。 | ・毎週実施している抗体検査及び結果説明の際の、パンフレットによる啓発 ・世界エイズデー、健康フェア開催時のポスター掲示やパンフレット配布 ・大学学園祭でのパンフレット配布 | 純真学園大学学園祭において HIV 啓発グッズの配布、健康フェアや世界エイズデーに合わせた啓発活動（資料の掲示・配布）を行っている。 学園祭では、30名に啓発グッズを配布した。50名を目標に配布したい。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------------|--|--|---|
| エイズ対策 ①エイズ抗体検査 ②エイズキャンペーン | ①HIV感染者の早期発見，早期治療。 ②病気に関する正しい知識を普及させ感染を予防するとともに偏見や差別をなくす。 | 週に1回実施しているHIV抗体検査の問診及び結果説明の際に，HIVやエイズに対する正しい知識を伝えている。 また，世界エイズデーにあわせ大学生へ啓発グッズの配布を行っている。 | 多くの市民に関心をもってもらえるよう①福大医学部，②福大大学祭，③城南区健康フェアにパンフレットを配布し，啓発を行った。 パンフレット配布数 ① 500（目標値 500） ② 1200（目標値 1200） ③ 100（目標値 100） |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|---|---|--|
| 早良区エイズ対策 (エイズキャンペーン) | HIV感染症についての正確な知識を市民の方々に理解していただくとともに，エイズ患者に対する差別や偏見をなくす。 | 世界エイズデーに合わせて街頭キャンペーンを実施。具体的には，HIVの動向や市が実施する検査等についての情報が含まれている冊子やチラシ等の配布を行っている。 | 現状として，HIV感染者及びエイズ患者の報告数はH28年度をピークに，減少傾向ではあるが，正しい知識・情報不足が故に検査診断に至っていない方も中にはいると考えられる。 世界エイズデーの啓発活動では特に感染者の多い若い世代を対象に匿名検査の存在や正しい知識を普及啓発し，早期発見・早期治療につなげ，偏見差別をなくす活動を引き続き行っていく。 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------|---|--|--|
| 西区エイズ対策 | 抗体検査時に，啓発資料等により，エイズや性感染症に対する正しい知識の啓発に努め，差別や偏見をなくし，一人一人が適切な感染予防策を取ることができることを目的とする。また，キャンペーンを通してエイズ患者の差別をなくし，エイズ予防の啓発をおこなう。 | ○エイズダイヤルにおけるエイズや性感染症に関する相談対応。 ○市政だよりや区ホームページにおけるエイズ等性感染症の保健所における無料検査実施の広報。 ○毎週月曜日に実施している西保健所でのエイズ等性感染症の無料検査の実施。 ○あいれふ（中央保健所）における休日エイズ即日抗体無料検査の実施。 ○12月1日前後約2週間において，保健所入口や受付にレッドリボンのクリスマスツリーやベビーキルトを飾り，パンフレットとティッシュのセットを設置。 | HIV感染症について正しい知識と予防法について，世界エイズデーや健康フェアなどの機会に啓発を行っている。 啓発グッズ及びチラシの配布数 600部 目標値 エイズ等性感染症の検査者数 前年比増 |
| 分野 | | | |
| HIV感染者等 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 健康課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 博多区人権啓発広報セミナー | 地域における人権啓発活動の充実を図るため、人権啓発活動における広報紙の意義や役割について理解を深め、効果的な広報紙づくりについて学ぶ。 | 人権啓発広報紙の役割、広報紙制作の基本的な技術、各校区の広報紙に対する具体的なアドバイスなどについて広報紙づくりの専門家から学ぶ。 | 受講者枠を拡大し、他区における実践報告並びに交流会方式で実施する。 【目標値等（令和5年度）】 ・区内全人尊協からの参加 ・「講座が役に立った」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------------|---|--|--|
| 広報紙づくり講座（中央区人尊協・PTA 広報紙づくりセミナー） | 人尊協・PTA における広報活動の充実を図るため、広報活動の意義や基本的な役割について理解を深め、広報紙づくりの効果的・具体的方法を学ぶ機会を提供し、広報活動を通じて人権が尊重されるまちづくりの推進に役立てる。 | 企画立案、取材の仕方、写真の撮り方、原稿の書き方、タイトルの付け方などについて、専門家から広報紙づくりの効果的・具体的方法を学ぶ機会としており、引き続き、実施する。 | （現状） ・人尊協とPTAを対象に、受講対象者に応じた内容でそれぞれ1回ずつ実施している。 （目標） ○ 参加者アンケート「講座が役に立った」と回答した割合 →R5年度までに88% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| 城南区地域広報紙実践講座 | 校区自治協議会並びに校区人権尊重推進協議会はじめ校区諸団体の活動において、広報紙の編集・作成を担当している役員などを対象に、地域広報活動の充実に資するため、実践的な講座を開催するもの。 | 広報紙づくりの基本的なノウハウや、広報紙を見た方が心に残るような作り方のポイントを学ぶ。 | 年に1度、実践的な講座を開催している。 講座参加者アンケート結果 本講座が役に立ったと答えた割合（参加者数）： H29年度 100%（19人） H30年度 80%（5人） R1年度 94%（18人） 目標値 R5年までに90%（30人） |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

（4）人材の育成・活用

幅広い市民への人権教育及び人権啓発を推進していくためには、市民の日常生活の身近なところで人権学習のリーダーとして活動する指導者の役割が重要であり、区生涯学習推進課・公民館や人尊協などが相互連携を図り、地域に密着した人材育成を推進することが必要。

＜具体的施策の方向性＞

- 地域指導者などに対する研修の充実
- 新たな地域指導者の人材発掘
- 実践的な研修手法の工夫・内容の充実
- 人材情報のデータベース化及びその活用

| | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| p.150 新任公民館職員研修（再） | p.157 各区人権教育推進交流会（東・博多・城南・西）（再） |
| p.150 人権啓発推進者研修（再） | p.158 各区人権尊重推進協議会先進地派遣研修（東・中央） |
| p.151 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修）（再） | p.159 全区PTA人権教育担当者連絡会 |
| p.151 講師紹介事業 | p.161 全区PTA連合会の育成・支援 |
| p.151 全区公民館職員人権教育研修（再） | p.163 中央区人権啓発連絡会議委員研修会 |
| p.153 全区公民館運営懇話会委員研修（再） | p.163 城南区ヒューマンライツシアター |
| p.155 全区自治協議会会長等研修（再） | p.163 PTA人権教育研修（再） |
| | p.163 社会教育主事等研修（再） |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 新任公民館職員研修 | 公民館職員の同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重を基に据えた公民館運営を推進するため実施するもの。 | 人権問題をテーマとした研修を計画し、公民館職員として同和問題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の基礎知識の習得を主眼とした研修を実施する。 | 研修時間の制約もあり、講義形式の研修としているが、ワークショップなど意見交換型の研修を実施するためのプログラムを検討する必要がある。 （目標） 「理解できた」と回答した参加者の割合 R5年度までに100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 公民館支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|---|
| 人権啓発推進者研修 | すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、全庁をあげて人権尊重の視点に立った行政を積極的に推進するため、福岡市人権尊重推進本部のもと、すべての課長級職員を人権啓発推進者としての位置付け、人権啓発推進者としての役割と職務についての認識を深め、その職務の遂行に必要な知識を習得するための研修を実施。 | 行政の各分野において啓発活動を積極的に推進するため、すべての課長級職員を対象に、その職務の遂行に必要な知識を習得するための研修を実施する。 | 毎年度人権啓発推進者全員に対して研修を実施している。 人権啓発推進者がその役割を円滑に遂行できるように、必要な知識等を習得できる研修を実施する。 アンケート結果 研修について理解できたと答えた割合 R1 100 % 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|---|--|---|
| 福岡市人権尊重推進本部講演会（局・部長級研修） | 人権尊重の視点に立った行政運営を推進するにあたり、人権問題についての認識を深めることを目的として、「福岡市人権尊重推進本部」の主催により、局長級・部長級職員を対象として実施。 | 「福岡市人権尊重推進本部」の主催により、局長級・部長級職員を対象に様々な人権テーマを通して実施する。 | 参加率の向上を図るため、実施時期や講師選定について十分検討する。 講演会参加者アンケート結果 講演会について理解できたと答えた割合 R1 92% 目標値 毎年度 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|---|
| 講師紹介事業 | 「人権学習啓発講師リスト」を作成し、市民等の求めに応じ講師を紹介することにより、人権教育・啓発の推進を図る。 | 本市関係部局が招聘した講師を人権啓発センターが集約の上、ホームページに掲載し、情報提供を行う。 | ホームページによる掲載講師数 H28 142人 H29 141人 H30 127人 目標値 毎年 130人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|--|
| 東区公民館職員人権教育研修 | 人権問題に関する公民館職員の資質の向上を図り、人権尊重を基底に据えた公民館運営や効果的な事業の推進を図る。 | 公民館職員を対象に、毎年実施する。実施する際には校区によって地域の課題や取組み内容が異なるため、多様なテーマを選定し、具体的・実践的な研修を実施し、公民館の研修企画力の向上を図る。 | 〔現状〕 ・研修会（1回）の開催 ・人権を考えるつどいや人権セミナーなど東区が開催する人権講座に参加 〔目標〕 「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|--|--|--|
| 博多区公民館職員人権教育研修 | 公民館が人権尊重の精神を基調として、住民の生涯学習・コミュニティづくりを支援していくためにどのような運営を行っていけばよいか、博多区の特性を踏まえて、そのあり方を研修していく。 | 公民館職員は、地域の人権啓発の中核であり、今後とも様々な人権課題について理解が深まるように、研修テーマや講師の選定を工夫し、充実した研修を実施していく。 | 社会教育・人権・男女共同参画のテーマを設定し各1回実施。 【目標値等（令和5年度）】 ・全公民館職員の受講 ・「今後の仕事に役に立つ」と回答した参加者の割合 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 (地域支援課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|--|--|
| 中央区公民館職員人権・同和教育研修 | 公民館が①生涯学習を推進する社会教育施設②地域コミュニティを支援する施設③地域と共働してまちづくりを進める行政の施設として、よりよい運営を行っていくため、公民館職員の人権問題に関する理解と認識を深める。 | 公民館は、多様な人々が利用する施設であり、かつ、主催事業として人権講座を企画・実施している。そのためには、高度な人権意識と知識を必要としており、今後も継続して、充実した職員研修を実施していく。 | <p>公民館職員全員を対象に年3回の人権研修を実施している。</p> <p>引き続き研修を実施し、公民館職員一人一人が市職員として人権に対する理解と認識を深めていく。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 (生涯学習推進課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|--|---|--|
| 南区公民館職員研修・人権教育研修 | 「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現を目標に人権尊重を基盤に据えた公民館運営を行うため、公民館職員の人権意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深める。 | 公民館長及び主事を対象に、様々な人権課題について理解が深まるように、社会の変化に対応した効果的な研修テーマや講師を選定した研修を開催する。 | <p>公民館職員としての人権問題に対する理解と認識は深まっている。</p> <p>公民館職員として、人権問題に対する理解を深め、地域での研修の充実につながるような研修を目指す。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに90%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|---|---|--|
| 城南区公民館職員研修 | 公民館職員の資質の向上をめざし、人権尊重を基盤に据えた公民館運営や効果的な事業の推進並びに公民館における人権学習の推進を図ることを目的とする。 | 今後も継続して研修を行い、公民館職員の人権意識を高めることにより、公民館での人権教育を充実させる。 | <p>引き続き公民館職員研修の中に人権研修を位置づけ、生涯学習推進課の専門的な知識や経験を取り入れながら企画し、同和問題をはじめさまざまな人権の課題についての学習を推進する。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 現状値 R1 100% 目標値 R5までに100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| 早良区公民館職員人権教育研修 | 公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営並びに地域住民への生涯学習を推進する上で、社会の変化に対応した効果的な公民館事業を図るための講座を開催。 | <p>公民館の役割において、人権に関わる取組は主要事業の一のため、次の達成を目標とする。</p> <p>1. すべての公民館が人権学習を基本事業として認識し、問題意識をもって事業を実施するようになること。</p> <p>2. すべての公民館が人権課題にかかる問題を認識したテーマの設定ができること。</p> <p>3. すべての公民館職員が研修プログラム作成のための基本的なスキルを身につけること。</p> <p>上記実現のため、年3回の研修会を実施し、生涯学習推進課と連携して日常的な運営サポートを行っていく。</p> | <p>生涯学習推進課と連携し、早良区公民館職員研修の中に人権教育研修を位置づけ実施するとともに、生涯学習推進課が主催する「早良区人権講座」等を1年度に2回以上受講することにより、さまざまな人権課題についての学習を推進する。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|---|
| 西区公民館職員人権教育研修 | 部落差別をはじめ、一切の差別をなくすため、人権意識の向上及び、人権尊重の啓発推進を図るとともに、公民館職員としての資質の向上と、人権尊重を基底に据えた公民館運営を図ることを目的とする。 | <p>○公民館・区役所職員で研修計画を立て人権に関する研修を実施する（年5回程度）</p> <p>○各区分で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等により多くの参加を呼びかける。</p> | <p>地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修会等で身につけた人権感覚を生かし、心豊かに暮らせるまちづくりに役立てていく。</p> <p>「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 目標値 R5までに100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|---|--|
| 東区公民館運営懇話会委員人権教育研修 | 公民館の目的や委員の役割等について理解を図るとともに、人権問題についての認識を深める。 | 公民館の運営や事業に住民の意思を十分に反映させる役割を担う公民館運営懇話会委員を対象に、公民館における人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関する研修を実施する。 | <p>〔現状〕</p> <p>・各公民館の第1回運営懇話会で本研修を開催</p> <p>〔目標〕</p> <p>公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 100%</p> |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---------------------------------------|---|--|
| 博多区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館運営懇話会委員の人権問題についての理解と認識を深めるために実施する。 | 各公民館の運営懇話会委員を対象に、公民館における人権教育の必要性や人権尊重を基底に据えた公民館運営等に関し研修を実施。 | 区内各公民館の第1回運営懇話会において研修を実施。 （区内全公民館22館で実施） 【目標値等（令和5年）】 「公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合」100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 （地域支援課） | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|--|---|--|
| 中央区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館における主要な取り組みである人権に関する事業について、運営懇話会委員の理解と認識を深める。 | 公民館は、多様な人々が利用する施設であり、かつ、主催事業として人権講座を企画・実施している。懇話会委員に対して、人権・同和問題に関する理解を求め、人権に関する研修や行事への積極的な参加、協力を依頼する。 | 中央区内14公民館の第一回運営懇話会において、生涯学習推進課担当者より、人権研修を実施し、公民館の人権に関する事業への理解を深めた。 引き続き研修を実施したり、人権の集い等の行事への積極的な参加・協力を依頼していく。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 （生涯学習推進課） | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|---|
| 南区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館運営懇話会委員に対して、人権問題に関する全市的な取り組みや南区生涯学習推進課の取り組み及び公民館の目的や委員の役割等について理解してもらう。 | 運営懇話会の中で委員に対して、公民館が人権尊重の精神を基底に据えて運営されていることへの理解を深めてもらうとともに、地域で実施される人権に関する活動等への参画の必要性について継続して説明していく。 そして、公民館主催の人権問題学習講座や校区人権尊重推進協議会の講演会等への積極的な参加を依頼して、公民館の人権学習の取り組みに一層の理解と支援を求めるとを継続していく。 | 公民館として人権啓発に取り組み意義・内容について、公民館運営懇話会委員の理解と支援は広がっている 委員の交代もあることから、引き続き実施し、公民館の人権学習の取り組みに、一層の理解と支援を得ることを目指す。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|-----------------------------|---|
| 城南区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館の目的や委員の役割等について理解を図るとともに、人権問題についての認識を深める。 | 公民館運営懇話会委員の人権意識を高める研修を実施する。 | 引き続き研修内容は企画委員会の中において、生涯学習推進課の専門的な知識や経験を取り入れながら企画し、同和問題をはじめさまざまな人権の問題についての学習を推進する。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 R1 100% 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|---|--|
| 早良区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館の目的や委員としての役割等について理解を図るとともに、明るく住みよい地域社会を実現するため人権・同和問題についての認識を深める。 | 生涯学習推進課と連携し、各公民館の運営懇話会の初回開催において、説明資料等の準備及び運営のサポートを実施する。 (目的として) 1. 公民館運営懇話会の委員に基本事業として、人権学習の重要性を認識してもらうこと。 2. 運営懇話会委員それぞれの校区における人権課題の取組成果や、今後の課題を認識してもらうために必要な情報提供を行うこと。 | 生涯学習推進課の担当主査に、各公民館で開催される年度初回の運営懇話会に出席してもらい、公民館の主要事業となる人権学習について、その必要性と基本的な取組等について説明・質疑を行う。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 西区公民館運営懇話会委員研修 | 公民館の目的や委員としての役割等について理解を図るとともに、明るく住みよい地域社会を実現するため人権・同和問題についての認識を深める。 | ○各公民館の運営懇話会において、本研修を実施し、公民館運営懇話会委員の人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権に関する研修や行事への積極的な参加、協力を依頼する。 ○各区内で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等により多くの参加を呼びかける。 | ○地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修や講座の開催等を通してまちづくりに役立てていく。 ○地域指導者と併せて地域の各種団体に積極的に参加を呼びかけ、地域づくりにおける人権尊重の重要性についての一層の理解を図る。 公民館運営懇話会委員研修を実施した公民館の割合 目標値 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|---|---|--|
| 東区自治協議会会長等人権教育研修 | 校区自治協議会会長等の人権問題に対する理解を深め、差別の無い地域づくりに資する | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、区人権尊重啓発連絡会議研修会・人権セミナー・人権を考えるつどい等、人権に関する各種事業を案内する。 | [現状] ・区人権尊重啓発連絡会議研修(1回・5月)、人権セミナー(3回・6月)、人権を考えるつどい(1回・9月)、人権を尊重する市民のつどい(1回・12月)の案内を実施 [目標] 「内容に満足した」と回答した参加者の割合 90% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------|---|---|--|
| 博多区自治協議会会長等研修 | 人権問題の解決に向けた校区人権尊重推進協議会活動など地域の取組を進めるため、自治協議会等役員の人権問題に対する理解と認識を深める。 | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、博多区人権を考えるつどい、博多区人権講座等人権に関する各種事業を案内する。 | 自治協議会等代表者会の定例会において事業の周知と参加を呼びかけ、研修の具体的な内容についても説明。日程の周知も早めに行っている。 【目標値等（令和5年度）】 下記の研修等について参加要請を行う。 人権尊重啓発連絡会議委員研修（年1回）、区人権講座（年4回）、区人権を考えるつどい（年1回）、区人権を尊重する市民の集い（年1回）、区人権啓発推進活動交流会（年1回） |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 (地域支援課) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|--|
| 中央区自治協議会会長等研修 | 区で行われる「人権を考えるつどい」等の人権問題に関する各種事業への参加を通して、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりの大切さについて理解を深める。 | 中央区自治協議会等代表者会の定例会において、区で行われる行事の周知及び参加呼びかけを行う。 | 9月の中央区自治協議会等代表者会の定例会において、区で行われる「人権を考える集い」の周知及び参加呼びかけを行った。 引き続き多様な媒体を活用して、新たな参加者が得られるよう工夫し、人権尊重のまちづくりについて理解を深める。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|-----------------------------------|---|---|
| 南区自治協議会会長等研修 | 自治協議会などの地域が主体となった人権尊重のまちづくりを推進する。 | 各校区の代表者である自治協議会会長等に対し、人権・同和問題の正しい理解と認識を図り、差別のない地域づくりを目的として、南区人権を考えるつどい等、人権に関する各種事業を生涯学習推進課とともに案内する。 | 区自治組織協議会の会議において、南区人権を考えるつどい等人権に関する各種事業の案内を行っている。今後も継続し、人権尊重のまちづくりの推進を働きかける。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|--|
| 城南区自治協議会会長研修 | 自治協議会会長は、生活の基礎・基盤となる地域のリーダーであり、人権に関する正しい知識と理解が必要不可欠となる。社会の変化に対応できる地域社会の実現に資することを目的とする。 | 城南区自治協議会連絡会議において、行事の周知及び参加呼びかけを行うとともに、校区での参加呼びかけ等啓発活動を依頼する。 | 自治協議会会長は、地域のリーダーとして人権に関する正しい知識と理解が不可欠であるため、今後も継続的な研修を実施し、校区人権尊重推進協議会への積極的な参加を促す。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|---|--|
| 早良区自治協議会会長等研修 | 明るく住みよい地域社会を実現するため、地域リーダーである自治協議会会長を対象に人権・同和問題の正しい理解と認識を図り、差別のない地域づくりに資する。 | 今後とも、事前の定例会及び代表者との会合の中で、区人権尊重啓発連絡会議研修会、「早良区人権講座」、「人権を尊重する市民のつどい」等への積極的参加を呼びかけ、校区リーダーとして人権に対して正しい理解と認識を深めてもらうこと。 また、地域組織を代表する立場から、関係団体へ住民の多数の一般参加を働きかけてもらうよう依頼する。 | 全25校区の会長に、早良区人権を考える集い（7月）、人権を考える市民の集い（12月）への参加と一般参加の呼びかけを依頼し、各研修に毎回計150名程度が参加している。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------|--|---|---|
| 西区自治協議会会長等研修 | 校区自治協議会会長等の人権問題に対する理解を深め、差別のない地域づくりに資するため実施する。 | 今後も継続して、各区で行われる「人権を考える市民のつどい」をはじめとする人権に関する研修会やイベント等へのより多くの参加を呼びかける。 また、地域の各種団体等校区での参加呼びかけ等を依頼する。 | ○地域の指導的立場である公民館長等が中心となって研修や講座の開催等を通してまちづくりに役立てていく ○地域指導者と併せて地域の各種団体に積極的に参加を呼びかけ、地域づくりにおける人権尊重の重要性についての一層の理解を図る |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 地域支援課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|--|--|--|
| 東区人権教育推進交流会 | 被差別当事者との意見交換を行い、差別の現実学ぶことで、人権学習及び啓発活動等の解決を図り、人権教育の推進を図る。 | 区内における人権教育・啓発の実施状況等について、関係団体と意見交換を行い、現状と課題、今後の取り組み等について共通認識を深める。 | 〔現状〕 ・支部、人尊協、公民館、人権のまちづくり館等9団体で年1回開催 〔目標〕 人権教育推進交流会の参加人数 25名 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|---|--|
| 博多区人権教育推進交流会 | 被差別の当事者との交流を通じて、差別の現実をを理解し、区における人権教育充実を図る。 | 関係団体（支部）の学習会への参加や、人尊協の会議をとおして関係団体との交流を図る。 | 毎月大井支部若葉学級に参加し、年2回研修を担当実施。 【目標値等（令和5年）】 ・若葉学級への人権教育担当職員 の随時参加 ・人権教育推進交流会の参加人数 60人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| 城南区人権教育推進交流会 | 被差別当事者との意見交換を行い、差別の現実に学ぶことで、人権学習及び啓発活動の課題等の解決を図り、人権教育の推進を図る。 | 区内における人権教育・啓発の実施状況等について、関係団体と意見交換を行い、現状と課題、今後の取り組み等について共通認識を深める。 | どのような形で同和問題の解決に関わっていくか交流会を実施し、啓発や教育の方法について協議している。 交流会の参加人数 現状 R1 23人 目標 R5 25人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|---|
| 西区人権教育推進交流事業 | 部落差別の実態を学ぶと共に、同和地区住民の願いを踏まえた人権教育・啓発の推進を図るため、関係団体（支部）と行政や関係公民館職員との交流を図る。 | 今後も継続して、関係団体（支部）と行政や関係公民館職員と意見交換を行い、同和問題の解決に向けて、人権教育・啓発の推進を図る。 | 年に一度、中学校ブロック単位で交流会を実施している。 交流会参加者 H28 54人 H29 62人 H30 59人 目標値 60人 |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|
| 東区人権尊重推進協議会先進地派遣研修 | 人権啓発研究集会への派遣により、校区人権尊重推進協議会の活動の充実を図る。 | 校区人権尊重推進協議会役員等を対象に人権啓発研究集会に参加し、様々な人権問題について考えてもらう機会を提供する。 | 〔現状〕 ・人権啓発研究集会へ校区人権尊重推進協議会役員等を3名派遣 〔目標〕 「今後、人権啓発を推進していく上で、参考になった」と回答した参加者の割合 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------------|---|--|--|
| 中央区人権尊重推進協議会役員等視察研修 | 市内外の人権問題に関する施設などの見学や講話等を通して、人権問題について学習し、校区での活動に活かすことにより、人権尊重推進協議会のさらなる充実を目指す。 | 人尊協役員等を対象に人権問題に関連する施設等を訪問し、様々な人権問題について考えてもらう機会を提供する。 | 〔現状〕 ・各人尊協から1名の参加を呼びかけ、市内外の施設等を訪問。 〔目標〕 ○ 参加人尊協の割合 →R5年度までに75% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 (市民センター) | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|---|---|
| PTA人権教育担当者連絡会 | 単位PTA人権教育研修会の円滑な運営を図るための支援を行い、充実した単位PTA活動に役立てる。 | ○指導資料「歩みつづけるPTA」を活用して、PTA役員・委員研修や会員研修への指導・助言、講師情報の提供などを通じ、単位PTAの支援を行う。 OPTA人権教育研修担当者を対象とした連絡会を実施し、担当者の役割や人権問題についての基本的認識や、研修の必要性、効果的な企画・実施等についての理解を深める。 | 事業内容は例年ほぼ同じだが、PTA会員、役員は毎年入れ替わっている実情から、人権問題を学ぶ対象者のすそ野の広がりとして、今後同様の事業継続が効果的。 目標参加人数 44PTA、44人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 博多区PTA人権教育研修担当者連絡会 | 区内の単位PTAにおける人権教育研修が計画的・効果的に実施されるよう、PTA人権教育研修の必要性や事務手続について理解を図る。 | 全ての単位PTAで委員研修、全会員研修が実施されるように、相談しやすい関係づくりを進め、講師選定や参加者の確保などの課題をはじめ、実施までの準備等に支援を行う。 | 小・中・特別支援学校の単位PTA人権教育研修担当委員会の委員長等及び担当教員を対象に、年1回実施。 【目標値等（令和5年）】 ・区内単位PTA全30校の参加 ・参加人数 70人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------------|---|---|---|
| 中央区PTA人権教育担当者連絡会 | 単位PTAにおける人権教育研修の円滑な実施と成人教育委員の気づきを通じて日常的に人権尊重の気運が広がりを持つよう、事務手続き方法と人権教育の必要性について導入となる説明等を行う。 | 初めて、PTA成人委員となる方が多いので、PTAが人権教育研修を実施することの意義や研修の進め方、講師対応等について説明する場として、引き続き、実施する。 | （現状） ・全体的な説明会と担当職員と各行PTA担当者との個別相談会の2部形式で実施している。 （目標） ○ 参加PTAの割合 →R5年度までに85% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 （市民センター） | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------|---|---|--|
| 南区PTA人権教育研修担当者連絡会 | 単位PTAにおける人権教育研修が円滑に、より効果的に実施されるよう、人権教育の意義や目的について認識を深めるとともに、企画・運営等についての理解を図るために実施する。 | 人権教育研修を実施することの意義や人権教育研修計画の立て方、事務手続き等についての説明を行うとともに、中学校区ブロックごとの委員の交流会を開催し、学校間の情報交換を促す。 | 初めてPTA成人委員となる方が多く、知識や経験が引き継がれにくい傾向にある。 PTA成人委員が生涯学習推進課へ相談しやすい関係づくりを一層進め、継続した支援を行い、単位PTAが人権教育研修をより充実した内容で実施できるようにする。 参加人数 目標値 R5までに76人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------|--|--|--|
| 城南区 PTA 人権教育研修担当者連絡会 | 単位 PTA における人権教育研修の円滑な推進を図るために、人権教育の必要性及び事務手続きについて理解を深める。 | 初めて担当者となる委員が多いので、連絡会を実施し、担当者の役割や人権問題についての基本的認識や研修の必要性、効果的な企画・実施等についての理解を深める。 | 年度当初に 1 回実施している。 参加人数 現状 R1 29 人 目標 R5 41 人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|--|--|--|
| 早良区 PTA 人権教育研修担当者連絡会（1） | 単位 P T A 人権教育研修担当委員の役割や人権問題についての基本的理解を深めるとともに、人権教育研修の充実。 | 単位 P T A 人権教育研修担当委員会の代表及び担当教諭を対象とした人権教育研修会の企画・実施等に関する連絡会の開催。 | 活動マニュアルを活用し、担当職員とのグループディスカッションを通して委員活動の理解を図っている。 参加者アンケート結果 役に立ったと答えた割合： R5 90%以上 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-------------------------|---------------|--|--|
| 早良区 PTA 人権教育研修担当者連絡会（2） | 単位 PTA 研修の充実。 | 単位 P T A 人権教育研修担当委員会の代表及び担当教諭を対象として、各単位 PTA で行われた人権教育研修や委員活動について、ふり返りや意見交換の実施。 | 他校との交流を通して、1 年間のふり返りだけでなく、次年度への引継事項等についても情報共有を行っている。 参加者アンケート結果 役に立ったと答えた割合： R5 90%以上 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------------|---|--|---|
| 西区 P T A 人権教育研修担当者連絡会 | 単位 P T A における人権教育研修の円滑な推進と効果的な取り組みを行うため、各 P T A の人権教育担当委員会の代表者及び担当教師を対象に、人権教育の必要性や研修の企画・実施に伴う事務手続きなどについて理解を深める。 | 今後も継続して、「人権教育担当者連絡会」行い、成人教育委員を対象とした「委員研修」や P T A 全会員を対象とした「会員研修」など、各単位 PTA の人権教育担当委員の支援を行っていく。 | 各単位 P T A の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当者連絡会」や「委員研修」を行い、P T A 全会員を対象に「会員研修」を行っている。 「人権教育担当者連絡会」参加者アンケート結果 連絡会の理解度 (よくわかった+大体わかった) H28 97% H29 97.8% H30 96.2% R1 98.1% 目標値：95%以上 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------|---|--|--|
| 東区PTA連合会の育成 | 委員・役員として人権研修に必要な基礎知識の習得や委員・役員としての役割などについて認識を深め、単位PTAにおける活動の推進を図る。 | 区PTA連合会が実施する単位PTA活動に関する研修講座や、PTA活動の実践事例をもとに行う研究集会などに対し支援を行う。 | (現状) 研修講座参加人数 762名 (目標) 研修講座参加人数 760名 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 東区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|------------------------------|--|
| 博多区PTA連合会の育成・支援 | 単位PTA活動の充実を図るため、役員・委員としての必要な基礎知識の習得を図るとともに、日頃のPTA活動の実践事例を基に意見交換を行い、研究協議を深める。 | PTA研修講座、PTA研究集会開催について、支援を行う。 | 小中各PTA担副会に出席し、連携を密にして、きめ細かな支援に努め、PTA研修講座、PTA研究集会を実施。 【目標値等（令和5年度）】 ・研修講座参加人数 410人 ・研究集会参加人数（人権教育分科会）70人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 博多区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 中央区PTA連合会の育成・支援 | PTA活動の推進に向けて、役員、委員の役割や必要な知識の習得等を図るとともに、実践事例等を踏まえた意見・情報交換により今後の単位PTA活動の充実を図る。 | ○ 研修講座の開催支援 PTA活動の目的等について認識を深めるとともに、役員・委員の役割や必要な基礎知識の習得を図るため、研修講座を実施する。 ○ 研究集会の開催支援 PTAの主要な活動分野ごとに分科会を設け、単位PTAの日頃の活動や実践事例、問題提起について意見・情報交換を行うことにより、今後の単位PTA活動の充実を図るため、研究集会を実施する。 | 区PTA連合会を中心に企画・実施しており、今後も効果的かつ円滑な運営ができるよう、中央区PTA連合会との連携を深め、継続して支援していく。 (目標) 研修講座参加人数 420人 研究集会参加人数 70人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|---|
| 南区PTA連合会の育成・支援 | 単位PTA活動の推進を図るため、役員・委員として必要な基礎知識の習得を図る。 日頃のPTA活動の実践事例をもとに、意見交換や情報交換を行い、研究協議を深める。 | ・PTA研修講座…PTA活動の役割・あり方の認識を深める講座となるよう助言・支援を行う。 ・PTA研究集会…各分科会に分かれ、課題の解決に向けての研究協議となるよう助言・支援を行う。 | ・PTA研修講座…年度当初に実施し、PTA委員として必要な基礎的な知識を習得している。 参加人数 目標値 R5までに750人 ・PTA研究集会…研究協議を行い、より充実したPTA活動を模索する場となっている。 参加人数（人権教育分科会） 目標値 R5までに106人 両事業とも継続して助言・支援を行い、PTA活動が一層充実することを旨とする。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|---|--|---|
| 城南区PTA連合会の育成・支援 | 役員・委員として人権研修に必要な基礎知識の習得や委員・役員としての役割などについて認識を深め、単位PTAにおける活動の推進を図る。 | 区PTA連合会が実施する単位PTA活動に関する研修講座や、PTA活動の実践事例をもとに行う研究集会などに対し支援を行う。 | 小・中学校別に、研修講座・研究集会をそれぞれ1回ずつ実施している。 参加人数 研修講座 現状 R1 490人 目標 R5 600人 研究集会 現状 R1 345人 目標 R5 310人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|--|
| 早良区PTA連合会の支援 | PTA活動の充実をめざして、委員・役員として人権教育研修に必要な基礎知識の習得や委員・役員としての役割等について認識を深める。 | 単位PTA新役員・委員を対象としたPTA研修講座、及び単位PTA活動の実践事例についての情報交換を行うPTA研究集会が効果的な内容になるよう支援する。 | 区PTA連合会役員会や担当副会長会に出席し、PTAの状況を踏まえながら、内容の検討や実施について支援を行っている。 参加者アンケート結果 PTA研修講座、PTA研究集会 が役に立ったと答えた割合 R5 90%以上 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 早良区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------------|---|---|---|
| 西区PTA連合会の育成支援（1） （西区PTA研修講座） | PTA活動の基本的なあり方や役員・委員としての役割について認識を深め、単位PTA活動の効果的な推進を図る。 | PTA委員のための研修講座の開催について支援していく。 ○小学校PTA連合会研修講座 ○中学校PTA連合会研修講座 | PTA委員は1年毎に交代する委員が多く、研修講座を通してPTA委員の役割について理解し、その後の活動の指針を確認する機会となっている。なお、現在は、小中学校合同により、開催している。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------------------|---|--|---|
| 西区PTA連合会の育成支援(2) （西区PTA研究集会） | 各単位PTAが分科会ごとに分かれ、日頃活動している具体的な実践事例をもとに意見交換や情報交換を行い、今後の単位PTA活動の効果的な推進を図る。 | PTA活動充実のための研究集会開催について支援していく。 ○小学校PTA連合会研究集会 ○中学校PTA連合会研究集会 | 小学校、中学校ともいくつかの分科会に分かれ、他校区の実践報告をもとに、グループ討議・発表を実施することにより、さらに充実した活動へつながっている。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| 西区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------------------|--|---|---|
| 中央区人権啓発連絡会議委員研修会 | 会議を構成する諸団体を代表する委員が、会議の目的をより理解し、活動を推進できるよう研修会を実施する。 | 会議を構成する諸団体を代表する委員が、人権問題について学習し、会議の目的をより理解して活動を推進できるよう、引き続き実施する。 | （現状） ・総会終了後に研修会実施 ・「区人権を考えるつどい」・「人権を尊重する市民の集い」・「中央区人権尊重推進協議会活動交流会」への参加 （目標） ○ 構成員の総会終了後研修会への参加率 →R5年度までに 88% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 中央区 生涯学習推進課 （市民センター） | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|---|---|
| 城南区ヒューマンライツシアター | 同和問題の解決には今なお課題が残る状況にあることから、城南区では、映画で人権を学ぶ「ヒューマンライツシアター」を実施し、同和問題の解決に向けた学習として取り組んでいる。 | 同和問題をテーマとした映画と、被差別の立場等の講話により、同和問題の解決に向けた展望を考える。 | 年に1回、人尊協委員等及び市民を対象に、公民館職員、公民館運営懇話会委員の研修も兼ねて実施している。 R1年度 10/1 実施 参加者数 186人 「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合 現状 R1 91% 目標 R5 90% |
| 分野 | | | |
| 同和問題 | | | |
| 所管課 | | | |
| 城南区 生涯学習推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|---|---|
| P T A人権教育研修 | P T A会員が人権についての理解を深めることにより、学校での人権学習を積極的に受けとめることのできる家庭の基盤づくりと、人権を尊重し人の多様性を認め合う地域づくりを目指す。 | 市P T A協議会と連携し、特別支援教育啓発研修会をはじめ、区P T A連合会や各単位P T Aにおいて人権教育研修会を実施する。 | ○全市・各区・各単位P T Aの役員・委員・会員研修会参加人数 H30実績 延べ約 25,000人 R5 目標 延べ約 25,000人 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生涯学習課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|---|--|---|
| 社会教育主事等研修 | 公民館及び社会教育関係団体等における人権教育研修が効果的に実施されるよう、指導・助言にあたる教育委員会・区役所配置の社会教育主事等関係職員の人権問題についての共通の理解と認識を図り、専門的力量を高める。 | 時事的なテーマの設定や当事者である講師の積極的な活用により、福岡市における今日的課題への取組みの一層の充実を図る。 グループ討議やフィールドワークなどの研修技法や実践的手法を経験しながら習得し、研修企画・指導に活かす。 | ○「今後の仕事の役に立つ」と回答した参加者の割合 H30実績 - R5 目標 100% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 生涯学習課 | | | |

（5）教材の開発・整備

これまで整備してきた人権に関連する様々な教材を人権尊重という視点で見直し、教材の開発・整備を進め、一層の活用を図っていくことが必要。

＜具体的施策の方向性＞

○パンフレットなどの活用及び体系的な教材の開発・整備

○成長・発達過程に応じた教材の開発・整備

| | |
|---|--------------------------|
| p.164 小中学生向け男女平等副読本の作成（再） p.164 教材，資料等の研究・開発 | p.165 人権読本「ぬくもり」の活用促進（再） |
|---|--------------------------|

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 小中学生向け男女平等教育副読本の作成 | 小中学生向けの副読本を配付し活用を促すことにより、年少期からの男女平等教育を推進する。 また、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施し、男女平等教育に対する認識を高める。 | 男女平等教育を推進するため、小中学生を対象とした男女平等教育副読本を作成するとともに、教育委員会と共催で教職員を対象とした男女平等教育研修会を実施する。 | ○事業の現状 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 87.5%（H30） ・中学校 52.2%（H30） ○事業目標 男女平等教育副読本活用率 ・小学校 100% ・中学校 100% |
| 分野 | | | |
| 女性 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 男女共同参画課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|--|
| 教材，資料等の研究・開発 | 新聞・書籍・機関紙などから、様々な人権問題に関する情報を収集し、社会状況を踏まえ、時機を得た、効果的な教材・資料等を作成し、人権啓発の推進に資する。 | 様々な人権問題に関して情報収集し、研究開発した教材・資料等（人権啓発CM，ラジオ番組，人権啓発広報紙など）を，来館者に提供するとともに，ホームページに掲載する。 | 「人権問題に関する市民意識調査」における「人権啓発センターホームページ」認知度 H19 2.3% H24 2.0% H29 2.2% 目標値 R4（次回調査時）5% |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|-----------------|--|--|---|
| 人権読本「ぬくもり」の活用促進 | 児童生徒の人権感覚を高め、様々な人権問題に取り組んでいこうとする実践的な行動力の育成を図る。 | 福岡市における人権教育のスタンダードとして、児童生徒の様々な人権問題への意識を高め、人権感覚の育成を図るために作成した人権読本「ぬくもり」（小1・2、小3・4、小5・6、中学生用）の活用の促進を図る。 | ○1年間の活用回数 H30実績 小学校：3.5回 中学校：2.2回 R5 目標 小学校：8回 中学校：5回 |
| 分野 | | 効果的な活用を図るため、学年に応じて必修題材を設定するとともに、授業の中心となる教材としてだけでなく、授業の補助的な教材として、また、朝の会・帰りの会など授業以外での活用等、幅広い活用を促進する。 | |
| 人権問題全般 | | 具体的な活用事例などを研修会等で紹介するとともに、学校における活用状況の調査を実施し、活用促進を図る。 | |
| 所管課 | | | |
| 教育委員会 学校指導課 | | | |

（6）総合的なネットワークづくり

人権問題が複雑化・多様化している中、あらゆる人権問題の解決を図るためには、個別分野ごとの人権問題相互の関連性なども視野に入れた総合的な取り組みが求められている。

＜具体的施策の方向性＞

○総合的な取り組みの推進

○市民団体や専門家などとの積極的な連携、ネットワークの形成

| | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| p.166 庁内における総合的な取り組み | p.167 福岡市要保護児童支援地域協議会（再） |
| p.166 福岡人権擁護委員協議会への支援・協力（再） | p.167 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業（再） |
| p.166 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換）（再） | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|----------------|--|--|--|
| 庁内における総合的な取り組み | 全庁を挙げた人権尊重の視点に立った行政の推進及び人権教育・啓発の実効的な推進を図る。 | 「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」を周知するとともに、毎年異なる人権課題の事例検討や理解を深めるための研修を実施。 | 取り組みが形骸化しないよう、指針の周知・理解について課題を把握しながら実施していく。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------|---|--|---|
| 福岡人権擁護委員協議会への支援・協力 | 福岡人権擁護委員協議会が実施する人権相談や街頭啓発等の各種事業が円滑に実施できるよう、同協議会への支援を行う。 | 今後も下記の事業を実施する。 ○補助金の交付 ○人権擁護委員候補者の推薦 ○広報活動等への協力 | より積極的な活動が期待できる人権擁護委員候補者の推薦に努める。 福岡市推薦の人権擁護委員：42名 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権推進課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|--------------------------|---|--|---|
| 利用登録団体交流会（市民・グループとの情報交換） | 様々な人権問題に関する問題解決に取り組む市民グループや関係団体の出会い、交流・連携の場を提供するとともに、団体相互の情報交換や交流を促進する。 | 今後も利用登録団体間の交流ができる場を提供できるよう、登録団体のニーズを的確に把握し、情報意見交換会や講演会等の事業内容を実施していく。 | 利用登録団体へのアンケート結果を踏まえ、内容を工夫しながら交流会を実施している。 |
| 分野 | | | |
| 人権問題全般 | | | |
| 所管課 | | | |
| 市民局 人権啓発センター | | | 交流会参加者アンケート結果 満足度 H28 94% H29 86% H30 79% 目標値 毎年 90% |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|------------------|------------------------------------|---|---|
| 福岡市要保護児童支援地域協議会 | 要保護児童の保護及び自立支援や、要支援児童・特定妊婦への支援を図る。 | 医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、情報交換や支援内容の協議、広報・啓発などを実施する。 | 要保護児童の保護及び自立支援や、要支援児童・特定妊婦への支援を図るため、協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施している。 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

| 事業名 | 事業目的 | 事業内容 | 事業の現状と目標 |
|---------------------|------------------------|--|--|
| 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 医療機関における児童虐待対応力の向上を図る。 | 本市の中核的な医療機関（拠点病院）を中心とした医療機関による児童虐待対応ネットワークの構築や拠点病院による地域の医療機関への助言、保健医療従事者の教育研修等を実施する。 | 市内の医療機関、関係機関相互の連携・支援体制を強化するため、拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施している。 (平成30年度) セミナー参加人数：152人 ネットワーク会議開催数：3回 |
| 分野 | | | |
| 子ども | | | |
| 所管課 | | | |
| こども未来局 こども家庭課 | | | |

福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画

(令和2年度～令和5年度)

令和2年4月発行

福岡市人権尊重推進本部

(事務局：福岡市市民局人権部人権推進課)

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL：092-711-4338 FAX：092-733-5863